

## 平成31年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成31年3月4日（月）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成31年 3月 4日

至 平成31年 3月20日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 議案第 1号 白馬村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 6 議案第 2号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

日程第 7 議案第 3号 村道路線の認定について

日程第 8 議案第 4号 村道路線の変更について

日程第 9 議案第 5号 村道路線の廃止について

日程第10 議案第 6号 白馬ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11 議案第 7号 白馬村学校給食費徴収条例の制定について

日程第12 議案第 8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第 9号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第10号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第11号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第12号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第13号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第14号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について

- 日程第20 議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第22 議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第19号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成31年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成31年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成31年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成31年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成31年度白馬村下水道事業会計予算
- 日程第31 予算特別委員会の設置について

## 平成31年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成31年3月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副村長兼観光課長事務取扱	横山秋一
副 村 長	藤本元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田久夫	健康福祉課長	松澤忠明
会計管理者会計室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

議案第1号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第2号から議案第20号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第21号から議案第26号まで（村長提出議案）説明、質疑

- 6) 予算特別委員会の設置について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第 1号 白馬村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
  2. 議案第 2号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について
  1. 議案第 3号 村道路線の認定について
  3. 議案第 4号 村道路線の変更について
  4. 議案第 5号 村道路線の廃止について
  5. 議案第 6号 白馬ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定について
  6. 議案第 7号 白馬村学校給食費徴収条例の制定について
  7. 議案第 8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
  8. 議案第 9号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について
  9. 議案第10号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
  10. 議案第11号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  11. 議案第12号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
  12. 議案第13号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
  13. 議案第14号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
  14. 議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について
  15. 議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
  16. 議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
  17. 議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  18. 議案第19号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
  19. 議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）
  20. 議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算
  21. 議案第22号 平成31年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
  22. 議案第23号 平成31年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
  23. 議案第24号 平成31年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
  24. 議案第25号 平成31年度白馬村水道事業会計予算
  25. 議案第26号 平成31年度白馬村下水道事業会計予算

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成31年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### 日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年11月、12月分、平成31年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から、平成30年度財政援助団体等監査の結果報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会、平成31年2月定例会が2月13日と14日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓事務組合議会、平成31年第1回定例会が2月26日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第7番加藤亮輔議員、第8番横田孝穂議員、第9番太田伸子議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりです。

お諮りいたします。

この文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第3 会期の決定

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成31年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月20日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月20日までの17日間と決定いたしました。

### △日程第4 村長挨拶

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成31年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年に比べ降雪がおくれ、年末によく間に合った感のある村内スキー場の入り込み状況であります。12月は雪不足の影響を受け、昨年比25%減で非常に厳しいスタートとなりました。しかしながら、1月に入り、ほどよい降雪と比較的好天傾向の天候にインバウンドの好調もあり、1月だけで申しますと、スキー場の利用者数は過去シーズンで最多となる30万6,000人余りで、対前年比106.6%という状況です。まだ累計では挽回し切れておりませんが、2月も三連休を中心ににぎわいを見せておりましたので、昨シーズンわずかに届かなかった100万人の大台復活を願っているところであります。ただ、2月後半の雨と春を思わせる気温の上昇によるゲレンデ状況の悪化が今後の入り込みに影響するのではないかと大変心配をしているところであります。

2月20日から21日にかけて、姉妹都市河津町との記念事業として、河津桜まつり行き・白馬村民号を計画したところ、議員各位を初め多くの村民の皆様からご参加をいただき河津町へ訪問できましたことは、喜びにたえないところであります。白馬ではウインターシーズン真っただ中であり、まだまだ冷え込みが続く2月でしたが、日本でも有数の早咲きで知られる河津桜は、訪問時にはちょうど見ごろであり、ソメイヨシノと比べると河津桜は花が大きく濃いピンク色な特徴ということで、町を流れる河津川沿いと全体では約8,000本の河津桜が咲き誇るということで、季節感を間違えるような空間を体験できました。初日の20日には、我々訪問団と河津町との交流会ということで、河津町関係者の皆さんとの交流の機会もいただき、姉妹都市のきずなを深めることができました。

地域振興等を目的とする民間企業との地域連携協定に関しましては、昨年12月21日にはK

DD I株式会社と、ことし1月23日には株式会社スノーピーク、株式会社スノーピーク白馬との協定を締結いたしました。KDD I株式会社とは、1月17日に5Gを活用した除雪実証実験を実施しております。また、スノーピークとは新商業施設を中心に本村における防災拠点としての連携事項として進めてまいります。連携協定日当日には、正副議長から立会人として議員各位からもご出席をいただき締結にいたしましたことに対し、感謝申し上げます。

各課における事業実施状況についてですが、総務課関係では、観光振興のための財源確保検討委員会は現在5回の検討委員会と3回のワーキンググループが終了をいたしました。新たな観光財源の必要性については、総論として将来にわたり安定的な観光財源を確保することは必要であり、魅力ある観光地であり続けるためには官民協働による継続的な投資が求められるとの検討結果の中で、観光客、住民の理解を得ながら効果的な観光戦略を打ち出すためには、用途の明確化、優先順位の設定が不可欠であるという意見があったようです。一方で、財源と用途は表裏一体の関係にあることから、両方の議論は同時並行的に進めなければならないという意見も出されたようです。これらを踏まえ、この1日に開催した第5回検討委員会では、報告書案についての議論が行なわれ、新たな観光財源の必要性、用途、新たな観光財源のあり方、新たな観光財源の運用の仕組みについての方向性が出てまいりました。次回第6回検討委員会を最終回として報告がまとまる予定とお聞きをしているところであります。

図書館施設建設に向けての複合施設検討につきましては、図書館施設検討委員会でまとめられた報告書、住民参加のワークショップや有識者会議での意見や議論を踏まえ、子育て支援施設と複合化を図る形で基本構想をまとめ上げる最終段階に入っております。具体的な場所や規模については、来年度策定する基本計画において定めていくこととなりますが、現在基本構想のパブリックコメント実施に向けて準備を進めております。なお、パブリックコメントでは多くの皆様からご意見をいただきたいと考えております。

地域公共交通網形成計画の策定につきましては、全4回の検討委員会を実施し、地域公共交通網形成計画案がまとまりました。現在パブリックコメントを実施している最中で、年度内には公共交通会議に諮ることで進めております。そして、来年度からはその計画に沿って公共交通政策事業として進めてまいりたいと考えております。

白馬ノルウェービレッジについては、今後の活用方法等を見直すこととしており、これに伴う条例の制定及び指定管理については今議会の議案として提出をさせていただいております。ご存じのように、長野オリンピックの際に民有地を借り上げ、ノルウェーがゲストハウスを建築し、現在はテレワークの拠点やふるさと納税の拠点として活用しております。今後は民間活力をいただきながら、さらに魅力を創出し、多くの人々が集う施設として、また雇用を生む場として活用していただくことを目指すものであります。指定管理制度と関連したふるさと納税に関する業務につきましても、多くの納税者に感謝するとともに、使い道や返礼品の工夫をすることで、今後も信頼を得てい

きたいと考えておりますので、慎重審議をお願い申し上げます。

木質バイオマス調査事業については、環境省補助事業を活用し、昨年6月議会においてお認めをいただき、2月26日には報告会を開催しました。先導的に公共施設に設備を導入することから、民間施設への波及効果を視野に入れて考えております。議員各位からのご指摘のとおり、木質バイオマス活用については森林整備が最重要課題でありますので、関係者の協力を得て森林整備体制を構築することが課題であります。

新田コミュニティセンター建築につきましては、一般財団法人自治総合センターの補助金を活用し、1月31日には新田区において保存登記が完了したと聞いております。今後の地域の防災拠点、世代間交流拠点としての活用を期待しております。

観光課関係では、ナイトシャトルバスについては、例年どおり12月下旬から毎晩運行をしておりますが、今シーズンの乗車状況は好調で、2月20日現在の乗車人数は1万1,233人で、昨年を26%上回っており、これはインバウンドが増えているというゲレンデ関係者の話を裏づけております。

1月中旬から地方創生推進交付金を活用し、白馬村観光局が事務局を担い2年目を迎えるフリーライドワールドツアー開催に取り組みました。14日は、日本人予選であるFWQレースが行なわれ、続いて20日には、昨年はコンディション不足によりカナダでの代替開催となった本選を開催することができました。その様子はインターネット上でライブ中継され、欧米を中心に12カ国から集まった世界最高峰の選手たちの滑走は大変な迫力があり、雄大な白馬の自然とともにすばらしい映像が世界中に流され、28万人以上のファンが視聴したとの報告を受けております。昨年にも増して世界級スノーリゾート白馬バレエブランドの世界への発信ができたことを認識をしております。

そして、12月議会でも報告をいたしました。小谷村、大町市、索道事業者、観光団体との準備を進めております地域連携DMOであります。ことしに入り作業部会を3回重ね、2月12日には3首長同席のもと準備会を開き、4月の一般社団法人化に向けた法人の定款内容を固め、現在、最終の詰め作業を行っております。概要は議会に報告したとおりですが、法人名は白馬バレエツーリズムとし、一般社団法人化した後に日本版DMO本登録の作業を行なっております。

住民課関係では、昨年8月にごみ処理の広域化がスタート以来、大町市のエコパークにおいてごみの焼却処分を行っておりますが、今のところ大きなトラブルもなく順調に稼働をしているとの報告を受けております。本村の可燃ごみの排出量は、昨年1月から12月までの集計では2,849トン、前年比で1.7%の減少となっております。少しずつではありますが、ごみの減量化が進んでいると感じております。一方で、各地区の集積場に出されるごみについてはまだまだ分別が徹底されておらず、役員の手を煩わせている地区もあることから、新年度においても引き続きごみの分別、減量化の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

健康福祉課関係では、今年度は白馬村健康増進計画の中間評価の年であります。10年間の中間



評価をするとともに、平成28年度の自殺対策基本法の改正により地域自殺対策計画の策定が義務化されたことに伴い、第2章の課題別の実態と対策の4、心の健康内に国の定めた手引に沿った自殺対策計画をできるだけ取り入れつつ、自殺対策計画に位置づけることを健康づくり推進協議会で決定していただきました。第2期健康増進計画の前期での4、心の健康では、あえて個人の意識と行動の変容によって可能な心の健康を維持するための取り組みに焦点を当ててきました。しかし、第2期計画後期では、自殺基本法に明記されているとおり、自殺対策を個人の問題だけでなく社会の問題として捉え計画を立てる旨を記載いたします。現在、健康づくり推進協議会が終了し、協議いただいた内容について公表の準備を進めております。自殺に至る心理にはさまざまな要因が重なり、追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態、判断ができない状態になっていることが知られています。個人の選択の結果ではなく、自殺はその多くが追い込まれた末の死と言えます。白馬村では、かけがえのない命を守り、体だけではなく心の健康と幸せを誇れるむらづくりのため、誰も自殺に追い込まれることのない白馬村を目指して、一人一人、地域、行政、関係機関等で連携した取り組みを推進をします。

農政課関係では、平成31年度産の主食用米の生産数量につきましては、国の方針を踏まえ、県及び地域の農業再生協議会体制により生産数量目安値に沿った生産を推進することとしています。平成31年度産の生産数量目安値は、長野県農業再生協議会から地方部単位に配分され、地方部ごとに生産数量目安値を設定し、各地域協議会に配分されることとなり、圏域の生産数量目安値は19万3,417トン、北アルプス管内では1万9,815トンで、白馬村の生産数量目安値は2,439トンが配分をされ、昨年より2トン増の配分となります。また、農協を中心に地域間調整の取り組みを引き続き実施をされます。

北城南部地区のほ場整備事業につきましては、ほ場整備を進めるに当たり基準となる換地設計基準、清算金算定基準、土地評価基準等が決定され、10月から11月にかけてほ場整備実行委員会役員全員の協力により事業実施前の現況農地の全ての評価を行なう従前地評価事業を完了しております。また、長野県発注事業として、現地において事業範囲境の確認及び地区境測量を行ない、その成果をもとに道水路計画案を作成をしております。来年度は、作成した道水路計画を実行委員会において承認を受けた後、換地計画原案の作成、承諾を経て、工事の設計から発注までを行なう予定であり、順調に事業が進みますと、再来年度に面工事に着手できる予定となっております。

平成31年度から森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムとして森林管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムが導入され、また市町村に譲与される（仮称）森林環境贈与税については、基本的に新たな森林管理システムの運用に活用することになります。しかしながら、市町村の林務を担当する人員や専門人材が不足している状況から、森林管理システムの効果的な運用を図るため、平成31年度から広域連携体制の構築に向けた協議を県と市町村で行なうこととしております。新たに創設される制度を踏まえ、新

たな森林管理システムによる森林整備を進めるため、まずは対象地の選定や意向調査のための所有者の特定など準備から取り組みたいと考えております。

建設課関係では、先月決定をされた国の第2次補正予算で配分された防災安全交付金事業で、橋梁の修繕工事を予定しております。予算は繰り越しをさせていただき、新年度早々から着手すべき準備を進めております。昨年7月の豪雨で被災をした日向大左右村道復旧事業は、国の災害査定も終了し、入札を経て請負業者も決まっております、この工事についても繰り越しさせていただき、雪が解け次第着手する方針で進めております。同じく、7月の豪雨で被災をした通地区から小谷村境にかけての姫川護岸の災害箇所の大町建設事務所による復旧工事として、今月には開始をされる見込みです。

上下水道課関係では、公共下水道事業について、地方公営企業法を適用する事業会計予算への移行に向けて平成28年度から事務を進めてまいりました。平成31年度から事業会計予算に移行するため、本定例会に関係条例の整備に関する条例、予算についても事業会計予算として提出しますので、よろしくお願いをいたします。

教育委員会関係、教育課では、昨年12月15日に完成披露式典を行ないました給食センターですが、年明けの1月15日からは白馬中学校で、翌週の21日からは両小学校で学校給食の提供を開始をいたしました。ご承知のとおり、新給食センターは調理作業中に床面に水を流さないドライシステムを採用しています。また、空調設備の導入により食中毒のリスクも抑制とともに、アレルギー対応調理室を設け、食材混入の予防を徹底いたしました。また、おいしい給食づくりに向けて、立体式炊飯システム、献立の幅が広がるスチームコンベクションオーブンを整備し、特に今回新たに導入をしたバイオクッキングセンターは、これまで大量料理で不向きとされた炒め物もドリップを出さずに仕上げることができ、よりおいしい給食を提供できるようになりました。私は、新給食センターが安全安心でおいしい学校給食を提供することにとどまらず、食育の拠点として活用されることを強く望んでいるところであります。

次に、小中学校への空調設備の設置についてですが、避暑地白馬も皆様ご承知のとおり、昨今の夏場は猛暑日と呼ばれる気温35度Cに迫る日も多く、長野県は首都圏に比べて夏休みも短いことも相まって、特に猛暑が叫ばれた今年の夏、子供たちは暑い教室の中で授業を臨むことが多くありました。こういった状況から、今年度事業として、昨年6月に国の施策に先行する形で各校の保健室にエアコンを設置をし、これからの白馬を担う大切な地域の子供たちを酷暑による不幸な事故から守る最低限の施設整備を行ったところであります。幸いなことに、熱中症の疑いなどで村内各校の保健室を利用した児童生徒は数名であったと報告を受けておりますが、子供たちにとって安心安全な学校環境の整備にはまだまだ不十分であると認識をしております。そういった中で、国では公立小中学校等への空調設備の設置など、早急を実施すべき事業を臨時国会において補正予算として可決し、白馬村においても2月1日付で村内小中学校の普通教室及び一部特別教室へのエアコン設

置について3,400万円余りの交付決定を受けたところであります。今後、これらの予算を活用し、本定例会の補正予算で提出しておりますとおり、各学校へのエアコン設置を事業化し、より一層子供たちが過ごしやすい学校環境の整備に努めてまいり所存であります。

最後に、本議会会期中の14日には、白馬南、北両小学校、15日には白馬中学校の卒業式が挙行されます。児童生徒合計137名が新たな環境へ巣立ちます。議員の皆様も卒業式にご臨席をいただき、子供たちがこれまでの経験を土台としてさらに大きく成長できますようエールを送っていただきたいと思っております。

子育て支援課関係では、昨年7月に開設いたしました子育て相談支援センターおひさまでは、保健師、保育士、相談員などのスタッフが、妊娠や出産、子育てに関するさまざまな相談に応じて幅広く子育てサポートをしており、開設から1月末までに月平均28件の相談を受けております。また、携帯端末を利用した新サービス子育て支援アプリおひさまメモリーズと遠隔健康医療相談小児科オンライン、産婦人科オンラインにつきましては、1月末現在で子育て支援アプリの登録者数が114人、遠隔健康医療相談の登録者数が100人となっております。両サービスとも利用者の方からは好評を得ておりますことから、今後さらなる周知と利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

さらに、新年度からはこれまで健康福祉課が所管しておりました母子保健事業を子育て支援課に移管することとしており、これによって子育て支援に関する窓口が完全に一元化され、相談、支援のワンストップ体制と切れ目のない支援を実現し、子育てがしやすい村、子育てがしたくなる村にまた一歩近づくことができるものと考えております。

次に、来年度のしろうま保育園の入園状況ですが、3歳未満児55名、3歳児以上34名、合計89名の申し込みがあり、入園審査の結果、入園を辞退した3名を除く86名全員の入園を決定をさせていただきました。既に入園している在園児65名を加えますと、来年度は151名のお子様をお預かりをすることとなります。近年、未満児保育を必要とされるご家庭が増加傾向にある一方、本村におきましても保育士不足の影響を受けているのが実情ですが、何とか待機児童ゼロの状態を維持している状況であります。

生涯学習スポーツ課では、第97回全日本スキー選手権大会のクロスカントリー競技及びノルディック複合競技が全国よりトップ選手が集まり開催をされました。クロスカントリー競技は世界選手権大会の選考レースとしての開催や、ノルディック複合競技は女子の公開競技として開催するなど、女子競技としてのアピールもしております。この2日から3日には、第6回全日本の雪合戦大会が白馬ジャンプ競技場で開催され、スキーとは違ったイベントですが、将来は世界選手権大会にしたいと主催者よりお聞きをしております。

次に、平成31年度白馬村予算であります。一般会計の予算編成方針といたしましては、健全財政を堅持しつつ、第5次総合計画の基本理念を実現させるための事業、地域の要望に応えるため

の事業など、将来を見据えた地域力向上を推進するための予算編成としております。予算規模は63億1,700万円で、前年度当初予算60億4,700万円と比較すると2億7,000万円、4.5%の増となります。

平成31年度において重点的に取り組む主な内容は、地域の中核となる企業の取り組みを支援するためなどとして、昨年度に引き続き地方創生推進交付金事業に3億8,400万円余り、地域からの要望に応えるべく身近な道路の整備など事業を推進するため長寿命化計画に基づく橋梁の修繕や村道の改良などに3億6,400万円余り、全国で多発をしている自然災害発生時や緊急時の情報発信を迅速かつ確実に伝達するための新防災情報配信システム構築のための工事費として2億3,600万円余り、白馬高校支援事業につきましては、寮並びに公営塾の運営、整備等に対する支援を引き続き実施するため、地域おこし協力隊人件費及び白馬山麓事務組合への負担金で1億8,500万円余りを大型事業として予算計上をしております。

続いて、特別会計等の予算規模であります。国民健康保険事業勘定特別会計では総額11億540万円、前年比2,160万円減額の予算となりました。さきの12月の議会でご承認をいただきました国保税率の改定により新年度から資産割を除いた3方式課税を行なうこととして国保税の積算を行っております。

後期高齢者医療特別会計では総額9,097万5,000円の予算規模で、前年比167万5,000円の増額となっております。

農業集落排水事業特別会計は、442万1,000円の予算規模で、前年比44万7,000円の増額となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億1,529万9,000円、収益的支出が2億8,059万円、資本的収入は4,960万8,000円、資本的支出が1億2,793万8,000円で、不足する7,833万円は損益勘定留保資金等で補填することとしております。

事業会計予算とします公共下水道の予算規模は、収益的収入が5億6,934万3,000円、収益的支出が5億6,934万3,000円、資本的収入は4億7,261万8,000円、資本的支出が6億988万3,000円となり、不足する1億3,726万5,000円は引継金等で補填することとしております。

本定例会に提出します案件は、議案26件であります。議案等につきましては、担当課長に提案理由の説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

お諮りいたします。

日程第5 議案第1号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

日程第5 議案第1号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第1号の委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第5 議案第1号 白馬村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第1号 白馬村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第1号 白馬村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明いたします。

本議案は、平成31年度から公共下水道事業を地方公営企業法の適用を受ける事業会計予算に移行するため、関係する7つの条例の一部改正を行なうものであります。

改正内容を説明いたしますので、4枚目の裏面からなります新旧対照表をご覧ください。

第1条の白馬村職員定数条例の改正は、第2条第7号の企業職員の事業について、「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改めるものであります。

第2条の特別会計条例の改正は、第1条に規定します「白馬村下水道事業特別会計」を削除するものであります。

2ページをご覧ください。

第3条の白馬村公共下水道事業基金条例の改正は、第4条に規定する会計予算の名称を「白馬村下水道事業特別会計歳入歳出予算」から「白馬村下水道事業会計予算」に、第6条の「村長」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う村長」に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

第4条の白馬村公共下水道条例の改正は、第1条の2行目の「設置、管理」を「管理」に改め、第2条第13号の「規則で」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う村長（以下「村長」という。）が」に改め、「規則で」を「村長が」に改める同様の改正を第2条の3第3号の2行目及び第5号の2行目、4ページの2行目の第2条の4第1号、第2条の5第2号の3行目、第2条の7第6号の2行目、5ページになりますが、第4条第1項の4行目、第5条第1項の1行目と2行

目及び第2項、第6条第2項の2行目から3行目、第9条第2項の1行目、第10条の1行目、6ページになります、第11条の1行目、第13条第1項の2行目、第16条第2項第3号の3行目、第16条の2の2行目、7ページになります、第20条の1行目、第22条第1項の2行目、第29条第1項の1行目及び第2項の2行目、第31条の1行目で改めるものであります。

恐れ入ります。4ページにお戻りください。

第3条第2号の2行目の漢字で規定をしておりました「恐れ」を平仮名に改め、その後の「規則の」を「村長が」に改め、6ページをご覧ください。第15条第3項の「毎に」の「毎」を平仮名に、「規則で」を「村長が」に改め、7ページになりますけれども、第29条第2項の2行目の「取り消し」の送り仮名を改め、最終行になりますが、様式関係として「別記様式第1号」を「別記様式」に改め、様式中の「白馬村職員」を「白馬村企業職員」に改めるものであります。

白馬村公共下水道条例の改正は、以上となります。

8ページをご覧ください。

第5条の白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の改正は、第3条の1行目の「村長」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う村長（以下「村長」という。）」に改め、第5条中の「白馬村公共下水道区域外流入に関する規則（平成25年白馬村規則第12号）第4条の」までを削除するものであります。

9ページをご覧ください。

第6条の白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正は、第2条の「村長」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う村長（以下「村長」という。）」に改め、第14条の「規則で」を「村長が」に改め、様式関係として別記様式中の「白馬村職員」を「白馬村企業職員」に改めるものであります。

次に、10ページをご覧ください。

第7条の白馬村水道事業条例の改正は、条例の名称を「白馬村水道事業条例」から「白馬村水道事業及び下水道事業条例」に改め、第1条の括弧内の条見出しから「水道事業の」を削除し、第1条に第2項として下水道事業の設置についての規定を追加し、第1条の2として、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する旨と、適用日を平成31年4月1日とする旨を規定するものであります。

第2条の1行目は、「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を追加し、第2項を水道事業の経営規模を規定する内容に改め、改正前の第2項から第4項を改正後の第1号から第3号に規定し直すものであります。

なお、第1号に規定いたします水道の給水区域のうち、行政区が設置されている地域の名称を行政区名等に改めております。

次に、11ページをご覧ください。

上から2行目になりますが、第2条第3項として下水道事業の規模を規定し、第1号には下水道の計画区域を、第2号に計画処理人口を、第3号に計画1日最大処理能力を規定するものであります。

なお、第2項、第3項に規定するおのおのの経営規模の数値は、直近の認可の数値を掲載しているものであります。

第3条は、第1条の2において地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の省略規定を設けたことによる改正及び、「但書」の「但」を平仮名に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、第2項の「村長」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う村長（以下「村長」という。）」に改め、「水道課」を「上下水道課」に改めるものであります。

第4条は、括弧内の条見出しの「及」に送り仮名を追加するとともに、1行目の「水道事業」を「上下水道事業」に改め、第5条は、「水道事業」を「上下水道事業」に改めるほか、引用しております地方自治法「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改めるものであります。

「水道事業」を「上下水道事業」に改めますのは、第6条の1行目、12ページになりますが、第7条第1項の1行目、第2項第3号の1行目でございます。

第8条第5項の削除は、第4項で規定する一時休止の適用範囲を規定していたもので、一時休止の対象外としていました別荘についても対象としたことから、削除するものであります。

第13条の2以降は、村営水道に新たに加入するときなどに徴収する分担金につきまして規則で規定していたものを条例で規定し直すもので、13条の2では徴収する分担金の種類と分担金を徴収する旨を規定し、13条の3第1項に規則と同様の分担金の額を定め、13ページに移りますが、第2項では分担金を付加する単位となる給水契約1口の捉え方を規定するもので、第1号では、独立した1棟を1口とする旨と、なお書きとして、同一敷地内に2棟以上の独立した家屋がある場合、所有者が同じであってもおのおのが1口とする旨を、第2号では、独立した1棟でかつ所有者が同じであっても店舗併用住宅や宿泊施設などで住居部分が混在しているような営業用途との併用住宅となる建物の分担金額は営業用途などの区分で1口とする旨を、第3号では、分譲マンションや賃貸アパートのような区分所有部分、区分使用部分がある建物については、区分所有部分、区分使用部分ごとで1口とする旨を規定しております。

第3項では、納付した分担金は返金しない旨を規定し、第4項では村営水道を使用している家屋の譲渡を受けた方に対し新たに分担金を付加しない旨、及び、ただし書きとして、取得後、用途の変更、契約している口径を大きくする場合で従前の分担金の額と変更後の分担金の額に差額が生じる場合は差額の納付が必要である旨を規定し、第5項では、前項のただし書きの部分について全ての村営水道を使用する施設に適用する旨を規定しております。

14ページをご覧いただきたいと思います。

第13条の4では、分担金の納期限を規定し、新規加入の場合は加入申請書、用途変更の場合は

用途変更の申請書、口径の変更の場合は改造申請書の提出を受け、書類を受理した日から1カ月以内と規定するものであります。

第13条の5は、分担金の免除について規定をするものであります。

4ページ表の改め文にお戻りください。

附則といたしまして、改正条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号 白馬村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

**△日程第6 議案第2号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 議案第2号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第2号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてご説明をいたします。

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき締結をする、大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりをください。

大町市と白馬村は、平成28年3月に大北5市町村が連携協約を締結して北アルプス連携自立圏を形成し、本年度は、若者交流、結婚支援、移住交流、福祉など8つの分野で19の広域連携事業に取り組んでおります。

広域連合の場で事業の検討、協議を進める中で、平成31年度は、別表（1）に子育て支援の分



野を新たに追加し、病児保育運営の事業化を進めるとともに、裏面の別表（３）の福祉分野に在宅医療・介護連携支援センターの運営を追加することとして連携協約の一部を変更するものでございます。

子育て支援につきましては、病気にかかりかつ保護者の勤務等により家庭で保育を行なうことが困難な圏域内の乳児、幼児を対象とする病児保育を行なう方向で関係機関と調整をしながら事業化を進めるものでございます。

また、在宅医療・介護連携支援センターの運営につきましては、介護保険事業で市町村に設置義務があるものを圏域内に共同設置することとして、医療、介護関係者等から在宅医療や介護連携に関する相談を受け付け、支援するものであります。

なお、別表（３）公共施設の利用促進につきましては、昨年４月から図書館の相互利用促進のため図書を輸送する事業を実施しているところですが、その位置づけを明確にするため今回文言を追加するものでございます。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第７ 議案第３号 村道路線の認定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第７ 議案第３号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井洋君）** 議案第３号 村道路線の認定について。

道路法第８条第２項の規定により、次のとおり村道路線を認定することについて議会の議決を求めるものです。

路線名、村道２２７０号線で、起点は白馬村大字神城２４７０６番地２先で、終点は同じく白馬村大字神城２４７０６番地３先です。飯森区内の白河さん、吉川さん宅方面に向けた村道を新たに認定するものでございます。幅員は、４．２メートルから５．３メートルで、延長は７５．４８メートルでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第８ 議案第４号 村道路線の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第4号 村道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井洋君） 議案第4号 村道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり村道路線を変更することについて議会の議決を求めるものです。

路線名、村道2140号線で、起点は白馬村大字北城5215番地3先で、終点は白馬村大字北城5002番地3先です。

八方第3駐車場を起点にしている村道でございますが、八方第3駐車場を貫き、実質は八方第3駐車場として使用され、村道としての機能を有していない部分があるため、起点を変更するものです。

変更後の幅員は1.35メートルから8メートル、延長は180.25メートルです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第9 議案第5号 村道路線の廃止について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第5号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井洋君） 議案第5号 村道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり村道路線を廃止することについて議会の議決を求めるものです。

路線名、村道2160号線で、起点は白馬村大字北城9460番地先で、終点は同じく白馬村北城9460番地先です。

該当する道路は、松川、南俣川の左岸沿いの未舗装道路でありまして、中部電力が国土交通省の許可をとり作業用道路として占用管理しております。入り口は施錠されており、通行する場合は中部電力の許可が必要です。村が管理する施設ではなく、一般村道としての機能を有しないため廃止といたします。幅員は1.35メートルから8メートル、延長は4,046メートルです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第10 議案第6号 白馬ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第10 議案第6号 白馬ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第6号 白馬ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定の目的は、長野冬季オリンピック後に村が買い取りまたは譲り受けて、オリンピック記念館、観光案内所、白馬村観光局事務所として複数の建物についてその目的に基づき使用しておりました。観光局移転後は、本村と包括連携協定締結先のヤフー株式会社に研修施設として貸し出しをしておりましたが、昨年度において、総務省のふるさとテレワーク推進事業として整備し、使用形態をテレワークの拠点施設として平成30年3月からはどなたでも無料で使用できるコワーキングスペースとして活用しておりますが、連携協定の相手側から施設の管理者として賃借して今後も続けていくことが困難であるという申し出に伴い、公の施設として改めて本条例を制定したいものでございます。

第1条では、目的として、地域住民や観光客等に情報通信技術の利用の機会を広く提供し、施設を利用する者の交流を促進、新規事業及び雇用の創出、人材育成並びにテレワークの推進等による地域活性化を図ることについて規定し、第2条では、名称と位置ということで、名称を白馬ノルウェービレッジとしております。第3条では利用について、第4条、第5条は指定管理者の管理と業務について、第6条から第10条は利用の許可等について規定をさせていただいております。

この条例の施行日は、公布の日としております。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第7号 白馬村学校給食費徴収条例の制定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第11 議案第7号 白馬村学校給食費徴収条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第7号 白馬村学校給食費徴収条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費の徴収に関して条例で定めたいものでございます。

条文をご覧ください。

第1条は、条例の趣旨について規定しております。

第2条は、給食費を支払う者を規定しており、小中学校児童生徒の保護者、小中学校及び給食センターに勤務して学校給食の提供を受ける教職員等を規定しております。

第3条では、給食費の額を規定しております。

裏面の別表をご覧ください。

小学校児童の保護者と小学校に勤務する者につきましては1食280円、中学校生徒の保護者と中学校及び給食センターに勤務する者につきましては1食325円としたいもので、今年度の1食当たりの金額と同額でございます。

再び、条文にお戻りください。

第4条では給食費の減免について、第5条では学校給食の試食についてそれぞれ規定をしております。

裏面をご覧ください。

附則におきまして、条例の施行日を平成31年4月1日と規定するものでございます。

説明は、以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第12 議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、昨今の保育士不足という状況を鑑み、大北管内の非正規雇用に係る保育士の報酬月額等の均衡を図るよう報酬月額を改定するものでございます。

最終ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第7条関係であります。保育系嘱託員の報酬月額を1,000円引き上げ、19万6,000円以内として規則で定めるものでございます。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は平成31年4月1日としたいものでございます。

説明は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第9号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第9号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 議案第9号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、白馬村グリーンスポーツの入場料を廃止し、無料化に伴う財源確保を施設の利用状況から鑑みて改正するものと、昨今のごみ処理料金体系が変わったことに伴い使用料を改定するものと、新規に区分を定めるものであります。

最終ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第10条関係であります。入場料1日500円を廃止し、グリーンスポーツハウスの利用料を日帰り1,200円と1泊3,000円とし、野外キャンプ場の使用料を中学生以上とし、日帰り400円、1泊1,000円、テニスコートにつきましては、一般使用と営業使用の区分を廃止し、一律1面1時間当たり1,500円、グリーンスポーツアリーナは2時間1,000円を1時間600円とするものであります。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は平成31年4月1日としたいものです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第10号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第10号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 議案第10号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、白馬村南部グラウンドの改修が完了したことに伴う改正と、野外緑地広場のテニスコート、白馬クロスカントリー競技場の使用料を改定するものを定めるものであります。

最終ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第2、第3条関係であります。南部グラウンドの使用料を北部グラウンドと同様に一般使用400円、夏季特別貸出・営業使用を1,200円とし、南部グラウンドは半面使用ができないことから半面料金を削除します。

野外緑地広場施設のテニスコートは、先ほどの白馬村グリーンスポーツ条例と同様に、一般使用と営業使用の区分を廃止し、一律1面当たり1,500円とするものであります。

また、白馬クロスカントリー競技場の人口降雪機は現在ありませんので、「人口降雪施設を使用する場合」を削除するものであります。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は平成31年4月1日としたいものです。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第15 議案第11号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第15 議案第11号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第11号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同省令を参酌して定めております白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行ないたいものでございます。

改正の主な内容でございますが、家庭的保育事業等を行なう者について、職員に急な欠員が生じた場合の代替保育を提供する連携施設の確保と、家庭的保育事業を利用する乳幼児に対する食事の提供につきまして、それぞれ特例を定めるものでございます。

それでは、議案をおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず、第6条は、保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として確保することを義務づける規定でございますが、今回の改正によりまして代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難な場合の例外規定を設けるものでございます。

第2項で、その要件として、連携協力を行なう者との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確にされていること、連携協力を行なう者の本来の業務遂行に支障がないようにするための措置

が講じられていることを定めております。

第3項は、連携協力を行なう者の要件を定めておまして、第1号では日ごろ保育を行なう以外の場所について、1ページおめくりいただきまして、第2号では日ごろを保育を行なっている場所において保育を行なう場合についてそれぞれ規定をしております。

続きまして、食事の提供の特例でございます。食事につきましては自園調理を原則としておりますが、例外として、第16条におきまして施設からの搬入を認めているところでございますが、今回の改正では、第3項によりまして保育者の居宅で家庭的保育を実施している場合に限り、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち村長が適当と認める事業者は外部搬入できるという規定を追加するものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

次のページをご覧ください。

附則第2条に第2項を追加いたしまして、家庭的保育事業においては自園調理を行なうために必要な体制を確保するという努力義務を課しながらも、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を条例の施行日の平成27年4月1日から10年間設けることとしております。

お戻りいただきまして、本条例の附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時23分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△日程第16 議案第12号 白馬村災害弔慰金の支援等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 議案第12号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第12号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は平成30年地方分権改革に関する地方からの提案募集において、災害援護

資金に関して、月賦払いによる提案等があったことに加え、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても貸し付けが認められたこと等ふまえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が交付され、これに基づき、条例の一部改正として定めるものでございます。

最終ページの新旧対照表をご覧ください。

第14条関係であります。政令で示している保証人については市町村の判断にゆだねられており、本村の条例においては、見出しに保証人を加え、これを、第2項及び第3項に規定するものでございます。第15条は償還等に月賦償還を加えるものです。

改め文にお戻りをいただきまして、この条例の施行日は平成31年4月1日としたいものであり、経過措置を規定するものであります。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第17 議案第13号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第17 議案第13号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第13号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

2枚おめくりいただいた新旧対照表をご覧ください。

今回の改正の主な要点は、従来、粗大ごみの受け入れに際しましては、排出者から徴収する手数料を一旦村の会計で収受をし、同額を委託業者に支払う形態をとっておりましたが、平成31年度から業者が直接手数料を収受する形態に改めたいため、所要の改正をお願いするものであります。

新旧対照表のとおり、廃棄物の手数料は条例の別表1として掲載しておりますが、このうち粗大ごみ及びフロン回収破壊法に基づく機器の手数料を別表から削除するものであります。

条例の改め文に戻りまして、附則により改正条例の施行日は平成31年4月1日としております。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）



議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第14号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 議案第14号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第14号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

今回の条例改正は、学校教育法と技術士法の改正に伴い水道法施行規則の改正が行なわれたことから、本条例で水道法施行規則の条文を引用している箇所につきまして改正をするものであります。初めに、学校教育法と技術士法の改正内容につきまして説明をさせていただきます。

学校教育法の改正は、専門職業人の要請を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学、専門職短期大学が創設され、4年制の専門職大学の課程のうち前期課程を修了した方については、短期大学卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされるといった内容でございます。

次に、技術士法の改正は、同法施行規則で規定する第2次試験の専門科目が再編され、水道関係では、水道環境を上水道及び工業用水道に統合するといった内容であります。

水道法施行規則においては、規則第9条で布設工事監督者の資格要件を、第14条で水道技術管理者の資格要件を定めており、その資格要件の一つとして、短大を含む大学卒業生、技術士法の上水道及び工業用水道または水道環境を選択した者の規定があることから、専門職大学の前期課程修了者に関する規定の追加と、技術士の資格要件から水道環境の文言を削除する改正が行なわれたものです。

条例の改正内容を説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第3条第3号、第4条第2号に専門職大学の前期課程に関する事項を追加し、第3条第6号の1行目の「基づく」、第7号の2行目の「相当する課程又は」への改正は、水道法施行規則の文言が改められたことによるものであります。

また、第4条第2号の「前条第1号」、4行目の「同条第1号」への改正は、第3条が複数の項で構成されていないことから「第1項」の文言の削除と「同項」を「同条」に改めるものであります。

第3条第8号は、技術士法施行規則の改正により、「又は水道環境」の文言を削除するものであります。

裏面をご覧ください。

1行目は、第4条第2号の続きで、専門職大学の前期課程に関する事項を追加し、「同項」を「同条」に改め、第4号につきましても、専門職大学の前期課程に関する事項の追加と、「同項」を「同

条」に改めるものであります。

2枚目の改め文にお戻りいただきたいと思います。

附則の第1条1項として、改正条例の施行日を改正水道法施行規則の施行日と同じ平成31年4月1日とし、裏面に移りますが、第2項として、技術士法施行規則の改正による削除される水道環境の科目を選択し合格している方に対する経過措置について、水道法施行規則の一部を改正する省令の経過措置と同様の規定を設けるものでございます。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第19 議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第19 議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、白馬ノルウェービレッジ。2、指定管理者となる団体の所在及び名称、長野県北安曇郡白馬村大字北城3476番地、しくみ株式会社代表取締役石田幸央。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。

先ほどご説明を申し上げました議案第6号と関連してございますが、施設の管理運営及び利活用を目的として、新たに指定管理者制度を活用するよう指定管理者を公募し、応募者3者のうち指定管理者審査委員会において評価点合計が一番高い者でありますしくみ株式会社を指定管理者の候補者として選定し、議案として提出するものでございます。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第20 議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第20 議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

第8号補正予算につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6,839万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を65億4,865万3,000円とするものでございます。

歳入歳出とも主なものにつきましてご説明をいたします。

9ページ、歳入明細をご覧ください。

9款1項1目地方交付税は、普通交付税を3,824万7,000円増額し、特別交付税の4,400万円増額は、地方創生推進交付金事業の特定財源を地方債から特別交付税に振りかえたことによるものです。

11款1項3目農林業費負担金280万9,000円の減額は、事業費確定によるものです。

12款2項2目衛生費手数料233万2,000円の減額は、広域ごみ袋移行によるごみ袋販売手数料の減額などによるものです。

10ページ、13款2項3目土木費国庫補助金3,122万8,000円の減額は、道路橋梁改修工事などの交付金確定によるもの、5目教育費国庫補助金3,372万7,000円の増額は、小中学校にエアコンを設置するための学校施設環境改善補助金などによるものです。

11ページ、14款1項1目民生費県負担金は、国民健康保険と後期高齢者医療保険の基盤安定負担金の交付額確定により452万8,000円減額するものです。

14款2項4目農林水産業費県補助金765万9,000円の減額は、それぞれの事業費確定によるものです。

少し飛びまして、13ページをご覧ください。

16款1項1目一般寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金2,500万円を増額するものです。

19款4項1目雑入3,959万5,000円の減額は、14ページにあります過年度損害保険料の減額によるもので、これは天狗山荘復旧工事が今年度竣工とならなかったため、昨年度の工事費に対する保険料も来年度への持ち越しになったことによるものであります。

同じく14ページ、20款1項村債の4目衛生債380万円の増額は、広域ごみ処理施設建設事業の補助対象事業などの増額によるもの、5目農林業債110万円の減額は、事業費確定によるもの、6目観光債5,360万円の減額は、先ほども説明をいたしました地方創生推進交付金事業で特別交付税との財源振りかえなどによるもの、15ページ、7目土木債3,050万円の減額は、道路改良事業等の精算によるもの、9目教育債9,970万円の増額は、小中学校にエアコンの施設整備などによるもの、10目災害復旧債340万円の減額は、事業費確定などによるものです。

続きまして、16ページからの歳出明細をご覧ください。

2款1項2目財産管理事業116万9,000円の減額は、応募者がおりませんでした庁舎管理に係る賃金の減などによるもの、6目ふるさと納税事業1,513万5,000円の増額は、返礼品業務委託料等の増によるものです。17ページ、白馬高校支援事業368万6,000円の増額は、寮の施設整備などによる白馬山麓事務組合負担金の増によるもの、8目電算事業182万2,000円の減額は、事業費確定から庁内システム広域設置負担金の減によるもの、2項1目税務総務事業130万円の減額は、職員手当の減によるもの、2目債権回収事業142万3,000円の減額は、18ページにあります長野県地方税滞納整理機構負担金の実績に伴う減によるものです。同じく18ページ、4項3目村長選挙事業300万3,000円の減額は、事業精算によるものです。

少し飛びまして、20ページをご覧ください。

7項3目スポーツ振興事業130万円の増額は、オリンピックアルペンコースAネット支柱撤去工事による増、スキー大会推進事業230万円の減額は、スキー大会の決算による各種スキー大会負担金の減によるもの、4目ナショナルトレーニングセンター事業326万円の増額は、平成28年度分の国庫交付金返還金となります。

21ページ、3款1項2目老人福祉事業131万5,000円の減額、介護予防・地域支え合い事業106万円の減額、3目心身障害者福祉事業244万1,000円の減額も、それぞれ事業料の確定などによるものです。

22ページ、5目介護保険事業111万7,000円の減額、地域包括支援センター・地域支援事業126万7,000円の減額も、それぞれ北アルプス広域連合への負担金確定などによるもの、6目住民国保事業366万5,000円の減額、後期高齢者医療事業1,149万9,000円の減額もそれぞれ負担金額の決定による特別会計繰出金の減などによるものです。

23ページ、7目福祉医療費給付事業100万円の増額は、子ども医療給付費の増によるもの、3款2項3目しろうま保育園運営事業226万5,000円の減額は、当初見込みより臨時保育士を雇用しなかったため臨時保育士賃金などの減によるものです。

24ページ、4款1項1目環境衛生事業136万4,000円の減額は、事業確定によるもの、2目保健予防事業370万円の減額は、執行額の減少によるものです。

25ページ、2項1目塵芥処理事業2,096万3,000円の減額は、北アルプス広域連合と白馬山麓事務組合の補正予算による負担金の減などによるもの、2目し尿処理事業264万4,000円の減額も、白馬山麓事務組合の補正予算による負担金の減によるものです。

26ページ、5款1項3目農地集積協力金交付事業130万円の減額は、本年度申請等がなかったため減額、青年就農給付金交付事業112万1,000円の減額は、補助金額の確定による青年就農給付金の減によるもの、4目多面的機能支払交付金事業281万9,000円の減額は、県の交付決定による多面的機能支払交付金の減などによるものです。

27ページ、村単土地改良事業120万4,000円の減額は、嘱託職員の退職による嘱託職員報酬の減などによるもの、農業基盤整備促進事業241万5,000円の減額は、事業費の確定によるもの、ほ場整備事業350万円の減額は、県での事業費確定によるほ場整備事業等負担金の減によるものです。

少し飛びまして、29ページをご覧ください。

6款1項1目観光総務事業187万8,000円の減額は、職員人件費の減によるものです。

30ページ、7款2項2目除雪事業3,500万円の増額は、除雪委託料の増によるもの、3目村道国庫補助事業5,591万4,000円の減額、道路改良起債事業1,189万6,000円の減額も、それぞれ事業の精算に伴うものでございます。

31ページ、4項3目公共下水道事業770万7,000円の減額は、事業費補正による下水道事業特別会計繰出金の減によるもの、5項1目村営住宅管理事業300万7,000円の減額は、長寿命化計画の見直しにより白馬団地の改修をやめたことによる設計監理委託料の減などによるものがあります。

少し飛びまして、33ページをご覧ください。

9款1項2目学校環境整備事業1億5,696万6,000円の増額は、小中学校のエアコン設置工事に伴うものです。

同じく、少し飛びまして35ページをご覧ください。

4項4目文化財保護事業100万円の減額は、八方尾根高山植物帯鎌池歩道整備を実施しなかったことによる文化財保護事業補助金の減です。

36ページ、10款1項2目現年発生農地農業用施設災害復旧事業416万1,000円の減額は、事業完了によるもので、3目現年発生林道施設災害復旧事業252万2,000円の増額は、豪雨による林道細野線の崩落、路盤沈下の災害復旧工事に伴うものです。

37ページ、11款1項2目公債利子事業420万6,000円の減額は、長期債利子の減などによるものです。

38ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業2,500万円の増額は、歳入寄附金に伴う積立金の増です。

39ページ、6目ふるさと白馬ひとづくり基金事業200万円の増額は、白馬村ふるさと人材奨学金補助金積立金の増であります。

お戻りいただき、第2表の地方債補正につきましては、それぞれの事業について精算などにより限度額を変更してございます。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第21 議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) 議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ25万円を追加し、予算の総額を11億4,824万5,000円とするものであります。

5ページの歳入明細をご覧ください。

5款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定分で366万5,000円の減、6款1項1目繰越金は、391万5,000円の増額計上となります。

次に、最終の6ページ、歳出明細をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、この冬の国保加入者が予想以上にふえたことから、保険証等の追加作成経費として電算化共同処理事業等委託料25万円を増額するものです。

3款の国民健康保険事業費納付金は、繰入金の減額に伴う歳入の財源振りかえであります。

説明は、以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第22 議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) 議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、予算の総額を9,101万円とするものであります。

5ページの歳入明細をご覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、実績見込みから459万円の増額、3款1項1目保険基

盤安定繰入金は、309万円の減額となります。

最終6ページ、歳出明細です。

2款1項1目広域連合負担金は、150万円の増額計上となります。

説明は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第19号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第23 議案第19号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第19号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,300万6,000円とするものであります。

5ページの歳入明細をご覧ください。

1款1項1目分担金は、下水道区域外流入分担金を296万7,000円増額、2款1項1目下水道使用料を100万円増額、4款1項1目一般会計繰入金は、分担金、下水道使用料の増額、事業費の確定などにより770万7,000円を減額するものであります。

裏面の歳出明細をご覧ください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業296万5,000円の減額は、認可申請書作成業務委託料を239万8,000円、下水道台帳作成業務委託料を71万円、井戸水用メーター購入費を3万7,000円それぞれ減額し、指定工事店保証還付金を18万円を増額するものであります。

認可証明書作成業務委託料の減額は、公共下水道事業を事業会計に移行するに当たり、区域外流入地を配水区域内とするなどの変更申請のための費用でありましたが、県との協議の結果、次の更新認可時にあわせて整備することとなったことによるもので、下水道台帳作成業務委託料の減額は、下水道台帳補正業務委託料の確定により減額するものであります。指定工事店保証還付金の増額は、30年度において指定工事店登録の更新となる16者のうち2者が更新しないことが明らかとなったことから、保証金を還付するために増額するものであります。

2目施設管理費、浄化センター維持管理事業は、浄化センターの電気料として光熱水費を30万円増額し、修繕費は不用見込額として30万円減額するものであります。

2項1目公共下水道建設費、単独公共下水道事業は、不用額3万5,000円を減額するものであ

ります。

説明は、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第24 議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第24 議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入の1款1項営業収益に890万円追加し、収益的支出の1款1項営業費用を108万5,000円減額、第3条として、予算第4条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,637万8,000円に改め、資本的収入の1款1項負担金に510万円を追加し、資本的支出の1款1項建設改良費を591万7,000円減額するものであります。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

収益的収入890万円の増額は、1款1項1目給水収益1節水道使用料を570万円増額し、3目その他営業収益4節加入分担金は、上水道への新規加入件数の増加により320万円増額するものであります。

収益的支出は108万5,000円減額するもので、1款1項1目浄水費228万1,000円の減額は、3節賞与等引当金繰入額を5万7,000円増額するほか、不用額として22節修繕費を208万円、26節薬品費を25万8,000円それぞれ減額するもので、2目配水及び給水費100万円の減額は、25節動力費に汚水ポンプの電気料として60万円増額するほか、不用額として27節材料費を100万円、28節路面復旧費を60万円それぞれ減額し、4目総係費34万2,000円の増額は、3節賞与等引当金繰入額を24万2,000円、4節報酬に10万円をそれぞれ増額するもので、6目減価償却費は、有形固定資産の減価償却費として185万4,000円増額するものであります。

裏面をご覧ください。

資本的収入の1款1項2目工事負担金510万円の増額は、県道白馬岳線道路改良の支障となる水道設備移設補償費として440万円を予定しておりましたが、長野県予算の関係から配水管布設替工事にかえてバイパス管設置の仮設工事を実施したことから、県による補償費の再算定の結果



510万円増額するものであります。

資本的支出591万7,000円の減額は、1款1項1目排水設備工事費の3節賞与等引当金繰入額に44万3,000円増額するほか、県道白馬岳線道路改良に伴う水道設備の移設工事が布設替工事から仮設工事に変更となったことから、21節工事請負費を536万円、27節材料費を100万円、不用額としてそれぞれ減額するものであります。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第20号までにつきましては、お手元に配付してあります平成31年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第20号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第25 議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第25 議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明は課ごとに行ないますので、よろしくお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。最初に、吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。

私からは、歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては、担当課長が順次説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

一般会計予算書、2ページをご覧ください。

第1条、平成31年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億1,700万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、9ページをお開きください。

第2表、債務負担行為では、自然災害発生時や緊急時の情報発信を迅速かつ確実に伝達するため、平成31年度から2カ年をかけ新防災情報配信システムの整備を行なうものであります。債務負担の期間は平成32年度まで、限度額は6,592万円であります。

第3条、地方債の目的等につきましては、同じく9ページをご覧ください。

第3表になりますが、交付税の不足を補うための臨時体制対策債を1億8,300万円、以下各種の事業になりますが、情報通信基盤整備事業としてケーブルテレビ白馬の基地局アンテナ改修に2,670万円、観光レクリエーション施設改修事業として辺地対策債を活用し、スノーハープのコース改修と除雪機購入に600万円、公共施設改修事業としてウイング21屋根改修で8,620万円、農業基盤整備事業としては場整備事業負担金に220万円、観光施設改修事業として姫川サイクリングロード改修に220万円、道路新設改良事業に2億4,560万円、沢渡の村営住宅除却事業に130万円、防災対策事業として新防災情報配信システムの整備に2億3,600万円、学校教育施設除却事業として沢渡の教員住宅解体に130万円、合計7億9,050万円の借入れを予定しております。起債の方法につきましては、証書借入れ、または証券発行で、利率3.5%以内でございます。

続いて、12ページからの歳入明細をご覧ください。

歳入の22.1%を占める1款村税は13億8,935万7,000円で、内訳は、村民税が3億7,912万1,000円、固定資産税が8億7,040万4,000円、軽自動車税が3,163万2,000円、村たばこ税が7,000万円、入湯税が3,820万円を見込んでおります。

14ページ、2款地方譲与税は6,700万円で、県の推計乗率と過去の実績を踏まえ、昨年度から100万円の減額。

15ページ、6款地方消費税交付金は消費税率の増加を見込みたかったものでございますが、まだ詳細な情報が届いておらず、昨年と同額の1億9,050万円。

戻りまして、5款株式等譲渡所得割交付金と7款自動車所得税等交付金は、同様に県の推計乗率と過去の実績を踏まえ、どちらも100万円の増額を見込んでおります。

16ページ、歳入の30.4%を占める地方交付税も県の推計乗率や過去の実績、地方創生推進交付金事業や特殊事情などを踏まえ19億1,622万9,000円で、1億978万9,000円の増額。

11款分担金及び負担金は、4目教育費負担金で新たに学校給食費負担金の計上があるものの、観光商工費負担金の観光費負担金を諸収入につけかえたことにより8,208万7,000円で、518万5,000円の減額。

17ページ、12款使用料及び手数料では、1項1目ジャンプ台・リフト使用料と、18ページ、2項2目衛生費手数料の粗大ごみ手数料の減により6,996万円で、1,611万円の減額。

19ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金1億6,690万1,000円は、身体障害者福祉費負担金の減などにより681万8,000円の減額。

19ページから20ページにかけて、2項国庫補助金3億3,290万1,000円で、土木費国庫補助金は減額となったものの、6目地方創生推進交付金が増額になったことにより1億1,263万6,000円の大幅な増額。

21ページ、3項国庫委託金1,651万7,000円は、ナショナルトレーニングセンター委託金の増等により301万7,000円の増額であります。

14款県支出金1項県負担金は1億933万5,000円で、民生費県負担金の減により690万9,000円の減額。

22ページから23ページ、2項県補助金は1億514万7,000円で、新たに8目県単河畔林整備事業補助金の計上などにより606万8,000円の増額。

24ページ、3項県委託金は7,747万2,000円で、1目ジャンプ台管理委託金等の増により1,582万2,000円の増額であります。

25ページ、15款財産収入の1項財産運用収入は1,988万3,000円であります。

26ページ、16款寄附金は1億6,655万2,000円で、主なものはふるさと白馬村を応援する寄附金1億5,000万円です。

17款繰入金は5億5,601万8,000円で、財政調整基金から2億7,800万円、ふるさと白馬村を応援する基金から2億6,624万円、28ページに移りまして、福祉基金から167万8,000円、スポーツ拠点づくり基金から80万円、ふるさと白馬ひとづくり基金から40万円、地域情報化施設基金から890万円の繰り入れを予定しております。

18款繰越金は、3,000万円です。

29ページ、19款諸収入全体では2億664万1,000円で、主なものは、1項村税延滞金504万円、3項白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、4項雑入では、30ページに移りまして中ほど下、介護保険地域支援事業受託金3,643万3,000円、31ページに移りまして中ほど、地方創生推進交付金事業にかかわる観光費負担金5,000万円、天狗山荘復旧工事の損害保険料過年度分としまして3,300万円であります。

村債の内容につきましては、先ほど地方債で説明したとおりでございます。

続いて、34ページからの歳出明細をご覧ください。

1款議会費7,773万4,000円は、議員12名の報酬手当と職員2名の人件費のほか、全員協議会会議室マイク設備の備品購入費を計上しております。

35ページ、2款1項1目一般管理事業2億7,174万9,000円は、特別職3名、総務課及び会計室職員14名、嘱託職員5名分などの人件費を計上しております。

飛びまして、38ページ、2目財産管理事業4,673万円は、庁舎等の維持管理費が主なもので

ございます。

39ページ、3目交通安全対策事業48万円は白馬村交通安全協会への補助金、4目防犯対策事業40万円は白馬村防犯協会への補助金であります。5目姉妹都市提携事業368万1,000円は、静岡県河津町、和歌山県太地町等との姉妹都市提携交流に係る費用であります。6目企画費3億7,551万9,000円の主なものは、企画一般事業のいこいの杜借上料750万円、北アルプス広域経常費負担金1,592万8,000円。

40ページ下、コミュニティ推進事業の地域づくり事業等補助金600万円、41ページ、ふるさと納税事業8,082万3,000円の主なものは、返礼品業務委託料、プロモーション委託料等の業務委託料6,886万1,000円です。

42ページ、白馬高校支援事業は、白馬高校の運営に参加する地域案に基づいた事業といたしまして1億8,555万円、移住交流・集落支援事業は、地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬や活動経費及びおためし住宅の借上料など1,132万8,000円を計上しております。

43ページ、8目電算事業3,196万6,000円の主なものは、電算総合行政システム業務委託料1,282万6,000円、北アルプス広域連合への共同化システム負担金1,129万6,000円です。

44ページ、9目景観形成事業は、2年目となる景観形成計画策定委託料などで558万9,000円。10目地球温暖化対策事業166万7,000円は、村内に2台設置しておりますEV充填機の維持管理費や太陽光発電施設等設置補助金などであります。

飛びまして、48ページ、4項選挙費であります。1目選挙管理委員会事業は選挙管理委員会委員の報酬、研修旅費及び郡選挙管理委員会連合会への負担金などで33万5,000円、2目明正選挙推進事業10万5,000円は明正選挙推進委員の報酬で、3目長野県議会議員選挙事業366万4,000円は、4月7日執行予定の長野県議会議員選挙の経費であります。

49ページ、4目参議院議員選挙事業は、617万1,000円を計上しております。

50ページから51ページにかけて、5項1目統計調査総務費258万6,000円は、統計調査総務事業、統計調査事業、経済センサス事業などあります。6項1目監査事業61万円は、監査委員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などあります。

飛びまして、95ページから96ページ、こちらにかけて、8款1項1目非常備消防事業2,771万2,000円は、消防団員の報酬、出動賃金、公務災害補償の掛け金、退職報償金などあります。2日常備消防事業は、北アルプス広域連合への負担金などで1億6,824万2,000円。

97ページ、3目消防施設管理事業は、消火栓設置工事費などで681万円。

97ページから98ページにかけて、4目防災事業は、新防災情報配信システム工事請負費などで2億4,346万9,000円を計上しております。

飛びまして、114ページ、11款公債費6億1,876万4,000円は、長期償還の元金及び利子、一時借入金の利子であります。

115ページから117ページにかけ、12款1項基金費1億7,517万7,000円は、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金、ふるさと白馬ひとづくり基金に基づく積立金であります。

117ページ、13款予備費といたしまして200万円を計上しております。

118ページから125ページにかけましては、給与費明細書になります。

続いて、126ページをお開きください。

126ページから127ページにつきましては債務負担行為に関する調書であり、ご覧いただくことで説明は省略をさせていただきます。

128ページは地方債に関する調書で、平成31年度末現在高は75億7,343万7,000円となる見込みでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第4条、一時借入金の借入れの最高額は、15億円としてございます。

以上で、私からの説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、田中会計室長。

**会計管理者会計室長（田中哲君）** それでは、会計室関係につきましてご説明いたします。

予算書の43ページをご覧ください。

2款1項7目会計管理費は、319万7,000円でございます。

主な支出内容でございますが、口座振替手数料が114万円、それから収納業務、源泉徴収業務の電算委託料が63万4,000円、大北農協役場出張所の負担金が80万円でございます。

会計室関係は、以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** それでは、税務課関係の予算を説明いたしますので、45ページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費、税務総務事業6,614万5,000円でございます。一般職員9名及び嘱託職員の人件費が主なものでございます。

2目賦課徴収費のうちの賦課徴収事業4,171万1,000円でございます。臨時職員賃金294万4,000円ですが、課税準備、確定申告及び外国人対応事務臨時職員の賃金ということです。国税連携委託料261万7,000円ですが、国税との電子データのやりとりを初め、10月からは地方税共通納税システムが稼働し始めますので、それに伴う経費を計上してございます。賦課収納業務電算委託料945万9,000円ですが、各税目の電算処理をするための委託料ということでございます。

46ページ、お願いいたします。

地番図更新等作成委託料859万1,000円ですが、地番図をデータ化するための委託料で、31年度は20平方キロメートルの整備を予定してございます。土地評価替え業務委託料875万7,000円です。うち618万2,000円は、32年度までの債務負担行為を設定している事業の2年目ということになります。なお、次回33年度評価替えに向け、村内35時点の鑑定評価をするための委託料257万4,000円もあわせて計上しております。ハード・ソフトウェアリース料等106万2,000円ですが、地番図システムの利用料79万2,000円が主なものであるというものでございます。

補償補填及び賠償金80万円及び村税還付金及び還付加算金550万円、各税目の課税誤りや法人村民税の確定申告等による還付金や補填金というものでございます。

債権回収事業483万2,000円であります。搜索公売関係委託料81万円ですが、不動産鑑定5件分を計上しております。

長野県地方税滞納整理機構負担金246万8,000円ですが、滞納案件を滞納整理機構に移管するための負担金というもので、移管件数20件分と29年度徴収実績割等による負担金を計上いたしました。

裁判所予納金100万4,000円、相続人不存在の土地の処分に関して相続財産管理人選任の申し立てに係る費用であります。1件分を計上してございます。

税務課は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 引き続き、住民課関係をお願いいたします。

予算書の47ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は総額1,915万8,000円で、窓口職員の人件費のほか電算システム委託料、戸籍サーバーの共同運用に係る広域負担金など経常的な経費が主な内容となっております。

少し飛びまして、62ページをお開きください。

3款1項6目住民総務費です。総額2億3,539万1,000円で、説明欄にありますとおり住民総務事業は1,119万9,000円、これは職員人件費のほか人権擁護や保護司活動などの支援、功労人扶助に対する経費などが主なものであります。

住民国保事業の1億750万7,000円は、国保事業特別会計への繰出金で前年とほぼ同額の計上。その下、後期高齢者医療事業は1億1,668万5,000円で、前年比860万円余りの増額計上となっております。これは、平成31年度から2年間、長野県後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣することに伴い、その人件費分を計上したことが主な要因であります。

次のページに入りまして、3款1項7目の福祉医療費は総額4,502万9,000円で、18歳

までの子供や重度心身障がい者などに対する医療給付費が主な内容であります。

少し飛びまして、70ページ下段、3款3項1目年金総務費は768万2,000円、年金担当職員の人件費などが主なものでありますが、このうち国庫委託金300万円を特定財源として見込んでおります。

次の71ページ、4款の衛生費関係であります。1項1目環境衛生費は4,703万1,000円で、このうち説明欄の環境衛生事業は2,353万7,000円、これは職員人件費のほか雑排水処理委託料として327万円、北アルプス広域葬祭場の運営負担金として356万8,000円などが主な内容です。狂犬予防対策事業費は、11万5,000円。

次が、72ページ、公衆トイレ管理事業費であります。753万7,000円で、村内公衆トイレの光熱水費や維持管理委託料を計上させていただきました。

74ページをお願いいたします。

4款2項1目の塵芥処理費は1億4,967万8,000円で、前年比2億1,300万円余りの大幅な減額となっておりますが、これは新ごみ焼却施設の工事完了により北アルプス広域連合への負担金が減ったことが主な要因であります。そのほか、塵芥処理委託料、これは収集運搬委託料でありますけれども、4,447万7,000円、ごみ処理施設の運営に係る北アルプス広域連合への負担金は6,966万5,000円、さらにごみ集積場の設置補助金、ごみ減量化推進のための生ごみ処理機購入補助金なども引き続き計上させていただきました。

次のページ、4款2項2目のし尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の運営負担金として8,058万2,000円を計上しました。

住民課関係につきましては、以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 続きまして、上下水道課関係につきましてご説明いたしますので、予算書72ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費1目環境衛生費、説明欄の合併処理浄化槽整備事業1,584万2,000円は、下水道区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金でございます。

次に、ページが飛びますが、94ページをご覧ください。

7款土木費4項都市計画費3目公共下水道事業費3億8,507万4,000円は、下水道事業関係への繰出金でございます。

上下水道課関係は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 続きまして、健康福祉課関係でございます。

55ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は5,887万3,000円で、職員人件費のほか、56ページにな

りますが、白馬村社会福祉協議会への補助金2,293万9,000円が主なものでございます。

2目老人福祉費は5,740万5,000円です。老人福祉事業は2,827万8,000円で、老人福祉施設措置費の2,609万2,000円が主なものでございます。

介護予防・地域支え合い事業は1,113万9,000円で、高齢者の生活支援に関する費用となります。

57ページをお願いします。

配食サービス事業委託料275万6,000円、デイサービスセンター岳の湯の運営に関する指定管理料200万円、温泉施設利用高齢者等助成金235万2,000円が主な内容でございます。

乗合タクシー運行事業は1,695万3,000円を計上しておりまして、58ページになりますが、この事業は実施から10年を経過し、運行の時間帯の増や土曜日、日曜日、祝日の運行について5月から約半年間で実証実験を行ない、利用しやすく、多くの人が乗っていただけるようにするために運行委託料1,316万3,000円が主な支出でございます。

権利擁護事業は103万5,000円で、北アルプス連携自立圏事業として行なう成年後見支援センターの運営負担金87万6,000円が主なものでございます。

3目障害者福祉費は1億4,112万3,000円で、障がい者の自立した生活を支える各種給付と地域生活を支えるサービス料等の費用となります。

心身障害者福祉事業は1億3,258万9,000円で、59ページの自立支援給付費1億1,012万3,000円を初め、児童福祉給付費1,400万2,000円、生活介護や施設入所支援、訓練等にかかわる給付費が主なものでございます。

生活支援事業は853万7,000円で、障がい者の巡回支援としてスクラム・ネット等委託料が94万8,000円、障害者自立支援センター運営負担金176万4,000円は、北アルプス連携自立支援事業の負担金となります。

60ページの日常生活用具給付費180万円、日中一時支援事業給付費136万5,000円が主なものでございます。

4目社会福祉施設費は1,339万4,000円で、保健福祉ふれあいセンター維持管理事業は641万1,000円です。社会福祉施設事業698万3,000円は、61ページでございますけれども、北アルプス広域連合への負担金が主なものでございます。

5目介護保険費は2億276万7,000円で、介護保険事業1億6,090万6,000円は、主に北アルプス広域連合への負担金で、介護給付にかかわる費用でございます。地域包括支援センター地域支援事業は4,186万1,000円で、職員の報酬、給料のほか、介護予防、日常生活支援、総合事業等委託料として774万6,000円を計上させていただきました。これは、通所型サービス、訪問型サービス、一般介護予防等の事業を実施するための委託料でございます。

62ページをお願いします。



社会福祉協議会負担金として1,462万8,000円は、地域包括支援センターへの社会福祉協議会からの派遣職員2名分の人件費でございます。認知症初期集中支援チーム運営事業負担金165万8,000円は、北アルプス連携自立圏事業の負担金でございます。

少し飛びまして、72ページをお願いいたします。

4款1項2目保健予防費は6,997万7,000円でございます。保健予防事業6,789万3,000円は、職員給料と、73ページでございます予防接種ワクチン等の医薬材料費782万2,000円と健診等委託料の3,214万5,000円が主なものでございます。がん検診推進事業28万2,000円は、女性特有のがん検診を行なうものでございます。

3目医療対策費は966万円で、医療対策事業766万円は、74ページをお願いします。病院群輪番制や平日夜間救急医療などに係る北アルプス広域連合への負担金704万7,000円が主なものでございます。スキー傷害診療事業は、白馬村索道事業者協議会と協力して行なっている事業で、負担金として200万円を計上するものでございます。

健康福祉課関係は、以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 農政課関係についてご説明いたします。

76ページをお開きください。

5款1項1目農業委員会費1,170万4,000円は農業委員会関連の予算で、職員及び嘱託職員の人件費、農業委員報酬、農業委員会協議会等の負担金、農業者年金の業務受託業務が主なものであります。

2目農業総務費3,554万3,000円は、5人分の職員人件費と団体負担金、農協から派遣いただく職員の人件費が主なものであります。

77ページ、3目農業振興費は3,397万1,000円で、農業振興事業費は1,553万1,000円で、嘱託職員2人分の人件費、78ページをお願いいたします。融資を活用しての農業機械施設導入を支援する経営体育成支援事業補助金、白馬村農業再生協議会への経営安定所得安定対策推進事業補助金、村単事業として認定農業者に対する農業機械等導入支援補助が主なものであります。産地づくり対策事業は、村の重点作物の産地化を推進する事業として産地づくり対策負担金100万円が主なものであります。中山間地域等直接支払事業は、農業生産条件が不利な6団体へ交付するものであります。特産品事業261万1,000円は、特産品開発に取り組む団体支援や販売促進を図るものでございます。

79ページ、農地集積協力金交付事業は、農地中間管理機構を活用し農地を貸し付けた方に交付する制度であります。青年就農給付金交付事業は、新規就農者への就農初期段階での支援事業で、対象者を4名見込んでおります。

次に、4目農地費は6,620万円で、多面的機能支払交付金事業の交付金は3,360万

8,000円は、農業の多面的機能維持の地域活動や営農活動を支援するための活動組織に交付するものであります。村単土地改良事業1,812万1,000円は、嘱託職員の人件費、村単土地改良事業工事費として、次のページをお願いします。地区要望で上げられた農業用施設の改良工事として482万円余りを計上しております。農業基盤整備促進事業は、農地中間管理機構による担い手への農地集積を図る事業として、田の畦畔を取り除き区画の拡大化を図るための補助金が主なものであります。奈良井湿原保全事業は、奈良井エリアの環境保全のための草刈り委託が主なものであります。ほ場整備事業875万円は、県営経営体育成基盤整備事業として行なう北城南部地区のほ場整備に係る負担金が主で、平成31年度までは換地業務から工事設計を経て工事発注までを行なうこととしております。地域用水機能増進事業は、木流し川の施設の維持管理が主な内容であります。

81ページ、2項1目林業振興費は957万1,000円です。林業振興・林道維持補修事業は、林道の維持管理に係る経費が主なものであります。消耗品費のうち59万4,000円はペレットの購入費であります。森林整備事業195万2,000円は、森林づくり推進支援事業委託料が100万円で、そのうち55万円は木質バイオマス燃料調達可能性調査として、材料となる木材の乾燥実証事件を行なう費用として計上しております。ペレットストーブ購入補助は5台分を予定しております。有害鳥獣被害対策事業534万3,000円は、82ページをお願いします。個人向け電柵補助としての有害鳥獣被害防止事業補助金が50万円、広い範囲を対象とした国庫補助事業の電柵設置として有害鳥獣被害防止対策協議会負担金が121万円が主なものであります。

続いて、3項1目地籍調査事業は2,432万円で、平成31年度は引き続き八方地区集落内の調査を行ない、担当職員の人件費、数値測量業務委託料が主なものでございます。

農政課関係は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、横山副村長兼観光課長事務取扱。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** それでは、観光課関係について説明をいたします。

83ページ下段からになります。

6款観光商工費1項観光費、観光総務費は、4,196万4,000円です。

説明欄をお願いいたします。

観光総務事業3,416万円は、一般職員、嘱託職員の人件費、観光総務関係負担金として白馬の夏祭りや山案内人組合への負担金が主なもので、長野県観光協会事業779万円は、現在は観光機構と名称が変わっておりますが、協会時代に観光施設整備をお願いした事業費の償還金であります。山小屋改修、白馬尻小屋基礎撤去、親海湿原木道改修事業の償還費用となっております。

84ページ、2目観光施設整備費は2,146万6,000円で、うち平地観光施設管理事業は950万円です。白馬駅前観光案内業務、駅前休憩所案内業務、塩の道等観光施設修繕が主な支出で、85ページになりますが、山岳観光施設維持補修事業は1,195万円です。例年行っておりま

す登山道の維持管理業務、山岳情報提供業務等の委託料が453万円、山小屋資材運搬用新ヘリポート造成工事費用229万円となっております。

85ページにかけての3目観光宣伝振興費は5億703万7,000円で、前年比2億5,699万円の大幅な増額となっております。

事業ごとに申し上げますと、21観光戦略事業はほぼ前年並みの9,310万円で、観光局負担金6,932万円、観光地経営計画に基づく調査業務等業務委託料に416万円、アルペンライナー白馬バレーシャトルバス運行負担金、北アルプス広域自立圏で取り組む旅行商品造成促進事業などの負担金、新年度立ち上げを予定しております三市村地域連携DMO運営負担金が主な支出となっております。

86ページをお願いいたします。

86ページ、海外観光客受け皿整備事業1,423万円は、ナイトシャトルバス運行に係る予算で、ゆるキャラ活用事業にも前年並みの242万円を計上しております。サイクルツーリズム事業は1,287万円で、事業に取り組む地域おこし協力隊員の人件費のほか、2年がかりで作成しておりますサイクルマップの情報発信、サイクルモード出展、姫川サイクルロード改修が主な内容となっております。

87ページ、予算を大きく増額した事業となりますが、30年度から新規事業化した地方創生推進交付金事業であります。3億8,400万円を計上しております。

まず、30年度採択されたグランピング等による魅力増進事業では、体験型商業施設整備等ハード整備に係る補助金2億2,000万円、附随するソフト事業に4,500万円、さらに計画最終年度の3年目となりますFWT白馬大会負担金として1億円のほか、グリーン期を中心とした白馬のPR負担金などが盛り込まれております。

4目観光安全浄化対策費633万9,000円は、高山植物やライチョウ保護活動、八方根自然研究所植生回復活動等への負担金が主なものであります。

5目観光特産費、道の駅白馬振興事業209万8,000円は、道の駅に係る土地借上料、加工場屋根の塗装等の費用を計上しております。

88ページ、6目遭難対策費は、遭難防止対策のための登山補導員賃金、遭難対策協議会への負担金など297万5,000円となっております。

続いて、6款2項商工費でございますが、89ページにかけてご覧ください。

商工振興事業として4,343万8,000円を計上しております。融資制度事務経費負担金30万円、経営改善普及事業補助金560万円は、白馬商工会に対する負担金や補助金でございます。小規模事業者経営改善資金利子補給補助金170万円は、いわゆるマル経資金の利息に対する補助金であります。地域総合振興事業補助金106万円は、商工会の諸活動に対する補助金、創業支援事業補助金700万円は、商工会との連携事業として創業塾の受講修了者が新たに起業する際

の補助金となっております。

観光課関係は、以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、酒井建設課長。

**建設課長（酒井洋君）** 建設課関係についてご説明いたします。

予算書89ページからになります。

7款土木費1項土木管理費、土木総務費は、職員の人件費と各種団体負担金でございますが、各種団体負担金は大町建設事務所が実施いたします無電柱化工事それから通地区の改良工事等に伴うものでございます。

90ページ、91ページにもかけていますが、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費でございますが、道路台帳の補正委託料として330万円が主なものでございます。

2目道路維持費、道路維持修繕事業ですが、道路の維持管理に要する費用でございまして、道路照明の電気料等に光熱費として220万円、道路の穴埋めなどの舗装修繕工事に2,000万円、各地区で行なっております作業に必要な資材等の原材料費として750万円を計上しております。

除雪事業の関係でございます。除雪事業の光熱水費650万円は無散水消雪施設の電気料です。除雪委託料2億円は民間業者への委託料、各機材の借上料328万7,000円は、定置式の凍結防止剤散布機のリース料でございます。原材料費の800万は凍結防止剤の購入費用です。

92ページをご覧ください。

3目道路新設改良費、村道改良国庫補助事業の関係ですが、実施設計等委託料8,985万円は舗装修繕や橋梁修繕工事の実施設計の委託料でございます。工事請負費の関係7,250万円でございますが、ウイング21の地下トンネルの修繕や橋梁舗装修繕に要する工事請負費です。

村道改良、起債事業の関係ですが、測量設計委託費に1,420万円、工事請負費1億7,500万円、用地費450万円、補償費725万円などを計上し、継続中の八方を初めとした道路改良事業と倉下、どんぐり地区の落石対策防災事業を進めてまいります。村道改良、単独事業の関係でございますけれども、これは和田野線を初めとした村道敷の確定事業に要する費用でございます。また、工事請負費の200万円ですが、姫川右岸の管理用道路のガードレール等安全対策工事費であります。

93ページ、ご覧ください。

南神城駅前整備事業に伴う負担金が497万5,000円、交通安全施設整備事業の工事請負費ですが、ガードレール、センターライン、カーブミラー等の工事に要する費用でございます。

河川総務費、工事請負費550万円は、河畔林整備事業及び継続して実施する小姫川の修繕工事費です。

94ページ、ご覧ください。

都市計画総務費の関係になります。今年度、31年度、立地適正化計画の策定事業を行なう予定

で業務委託費として655万6,000円を計上しました。都市公園費では、大出公園維持管理修繕に要する費用140万円、95ページのほうに参ります。住宅費の関係でございますが、老朽のため長く入居を停止していました沢渡団地の取り壊し費用といたしまして148万5,000円を計上いたしました。

建設課関係、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、田中教育課長兼子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** それでは、最初に教育課所管部分につきましてご説明をいたします。

42ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費のうち白馬高校支援事業1億8,555万円は、地域おこし協力隊9名の人件費3,600万円余りと白馬山麓事務組合負担金1億4,847万円余りが主な内容でございます。白馬高校支援事業は、白馬山麓事務組合で事務を執行しており、小谷村と案分する経費と地域おこし協力隊の活動経費として白馬村に特別交付税措置される金額を合わせて負担金に計上しております。

なお、白馬山麓事務組合で行なう事業費総額は2億4,800万円余りで、学生寮、公営塾の運営に係る経費を計上しており、寮費などの特定財源5,300万円余りを控除した残額を白馬村と小谷村で案分することになっております。

続きまして、飛びまして、98ページをお願いいたします。

9款1項1目教育委員会費、教育委員会総務事業193万5,000円は、教育委員4名の報酬と大北市町村教委連絡協議会負担金が主な内容でございます。

2目事務局費6,995万2,000円のうち教育委員会事務局一般事業5,133万円は、教育長と教育課職員4名、嘱託職員2名の人件費が主な内容でございます。

100ページ上段、学校環境整備事業1,796万3,000円は、学校施設の修繕や設備投資等を計画的に実施しているもので、両小学校の情報機器等リース料645万円余り、工事請負費1,150万円余りは白馬南小学校の南校舎屋根の塗装と児童用トイレの改修、プールろ過機の交換、白馬北小学校の北校舎児童用トイレの改修、中学校の体育館接続通路の天井の修繕を予定しております。

続きまして、下段でございますが、2項1目学校管理費2,417万9,000円は、南小学校管理事業、北小学校管理事業ともに学校用務員各1名の報酬と施設管理に係る経常的な経費でございます。

101ページ下段、2目教育振興費5,129万6,000円は、南小学校と北小学校の教育振興に係る費用でございます。前年度と比較して170万円余り増額になっております。これは、両小学校にICTを活用した学習支援サービスの導入と、北小学校に日本語学習支援員を配置するた

めの費用でございます。

104ページ下段、3項1目中学校管理事業905万8,000円は、白馬中学校用務員1名の報酬と施設管理に伴う経常的な経費です。

105ページ後段、2目中学校教育振興事業4,948万9,000円は、学習支援講師4名と図書室司書1名の報酬1,396万円余り、ICT支援員と英語指導助手各1名、教育相談員等の賃金447万円余り、106ページ、全校生徒1人1台に配備されたタブレット型コンピューターと学習支援ソフトのリース料1,378万円余りが主な内容でございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。

5項3目学校給食費9,795万9,000円は、新学校給食センターの運営に係る費用でございます。新年度から、これまで各学校で徴収していた給食費の公会計化を図ることとしており、それに伴い食材を購入するための賄い材料費として3,998万円余りを計上しております。

なお、この賄い材料費に対する財源といたしまして、学校給食費負担金を3,572万円余り計上してございますが、この差額につきましては第3子以降の給食費の無償化を図ることによるものでございます。

そのほか、栄養士1名と調理員11名の人件費2,693万円余り、光熱水費1,000万円、施設等保守管理委託料519万円余りが主な内容でございます。

また、114ページ、備品購入費337万円は生ごみ処理機を購入するための費用でございます。

教育課の関係は、以上でございます。

続きまして、子育て支援課所管部分につきましてご説明をいたします。

64ページにお戻りください。

下段にございます3款2項1目児童福祉総務費1億6,532万5,000円のうち、児童福祉総務事業1,417万6,000円は職員2名の人件費、放課後児童クラブ事業788万3,000円は指導員4名の報酬が主な内容でございます。

65ページ、放課後子ども教室事業97万円は、放課後の子供の居場所づくりとして新たに取り組む事業でございまして、白馬北小学校において週2日程度試験的にスタートさせるものでございます。児童手当給付事業1億4,229万6,000円は、幼稚園就園奨励費補助金1,135万円余りと、66ページ、児童手当1億2,950万円が主な内容でございます。

なお、児童手当に要する費用を子育て支援費から児童福祉総務費に組み替えましたことから、前年度との比較が大きな金額になっているものでございます。

2目子育て支援費3,137万2,000円は、子育て支援事業として相談員2名の報酬578万円余り、保健師等職員4名の人件費が主な内容でございます。また、業務委託料229万円余りは、子育て支援情報アプリ母子モと小児科オンライン、産婦人科オンラインの運用費用、子育て支援に係る電算システム導入に係る経費を計上してございます。

67ページ、3目保育所費1億6,919万円のうちしろうま保育園運営事業は1億5,223万4,000円で、保育士の人件費と需用費が主な内容でございます。

また、次の68ページ、工事請負費758万円余りは、3歳以上児と延長保育の保育室7部屋にそれぞれエアコンを設置するための費用でございます。

69ページ、子育て支援ルーム運営事業1,695万6,000円は、なかよし広場など地域子育て支援拠点事業と休日保育や一時預かりなどの保育サービスに係る費用で、保育士の人件費が主な内容でございます。

以上で、教育委員会部局、教育課と子育て支援課関係の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** それでは、生涯学習スポーツ課関係についてご説明いたします。

52ページをお開きください。

2款7項1目スポーツ事業総務費は、職員3名分の人件費でございます。

2目施設管理費1億2,271万円は、スノーハープとジャンプ競技場の維持管理費で、スノーハープの維持管理事業は2,465万円で、前年比1,465万6,000円の減額です。減額の主な理由は委託費で、スノーハープ正面の3号橋の改修工事設計委託料でございます。

ジャンプ競技場管理費は9,806万円で、前年度比774万9,000円の増額で、主な理由は、ジャンプ競技場リフト関係工事の増額で、県の指定管理料に相当分が増額になっております。この事業は、県の管理委託金4,684万6,000円とジャンプ競技場リフト利用料2,500万円を合わせて競技施設の維持管理を進めてまいります。

53ページをご覧ください。

3目スポーツ事業推進費は3,348万9,000円で、前年度比510万3,000円の減額で、2年に一度にあります全日本スキー選手権大会ジャンプノルディック複合競技が主な理由であります。

54ページをご覧ください。

4目ナショナルトレーニングセンター費で1,285万7,000円で、前年比278万1,000円の増額ですが、国の委託を受け北京オリンピックに向けての選手強化と、白馬村にとってもナショナルトレーニングセンターの指定による地域振興によるコンテンツ化を図り、拠点エリアにおける連携浄化、エリアのコンソーシアムの形成に重点を置きます。

少し飛びまして、107ページをご覧ください。

9款4項1目社会教育総務費は1,533万円で、職員2名分の人件費と社会教育委員報酬、ウイング21自主公演負担金が主なものでございます。

続いて、2目公民館費は581万円で、分館長や公民館長の報酬と各種講座講師の謝礼が主なも

のでございます。

3目図書館費は1,317万7,000円で、前年比445万9,000円の減額です。主な内容につきましては、図書館の運営に係る経費で、図書館司書の人件費やシステムに係る経費でございます。

4目の文化財保護費は1,105万6,000円で、前年比1,030万9,000円の減額で、唐松沢の氷河調査終了に伴う減額で、神城断層地震アーカイブ100万円と森上震災に伴う当局の調査と土地の購入費を計上しております。

110ページをご覧ください。

伝統的建造物群保存事業に654万9,000円を計上し、点検、修理補助金は全体では減額であります。

5項1目保健体育総務費は1,609万7,000円で、スポーツ推進委員9名の報酬と職員2名分の人件費、スポーツ祭やスポーツ教室の補助並びにスポーツ少年団の助成金、体育協会の補助が主なものでございます。

111ページをご覧ください。

2目体育施設費は1億5,488万7,000円で、1,426万2,000円の減額でございます。

112ページをご覧ください。

南部グラウンド改修工事とその工事に伴う設計費が減額の主な理由でございますが、ウイング21の屋根工事関連で1億1,500万円余り及びB&G体育館の改修の設計費を計上しております。

以上で、生涯学習スポーツ課の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も課ごとに行ないます。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、会計室関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、住民課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）



議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、上下水道課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、健康福祉課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、農政課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、観光課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育課兼子育て支援課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、生涯学習スポーツ課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、全体を通して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第22号 平成31年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第26 議案第22号 平成31年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第22号 平成31年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明をいたします。

特別会計予算書の4ページをお開きください。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億540万円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円とするものであります。

以下、予算の内容を説明させていただきますので、10ページの歳入明細をご覧ください。

1款の国民健康保険税は総額で2億2,456万3,000円、前年比1,229万3,000円の減額となります。国保税率の改定につきましては、さきの12月議会においてご承認いただいたことから、従来の4方式課税から資産割を除いた3方式課税により積算をし、計上しております。

11ページ下段、3款の県支出金であります。1項1目保険給付費等交付金7億2,737万7,000円は、医療給付へ充当される普通交付金として7億1,673万円、保険者努力支援制度交付金を含む特別交付金として1,064万7,000円を計上しました。

12ページをお願いします。

中段の5款1項1目一般会計繰入金は総額1億750万7,000円で、保険基盤安定繰り入れ7,010万円、人件費繰入金1,832万1,000円、基金からの繰入金1,000万円などが主な内容であります。

13ページ中段の6款繰越金は3,400万円で、前年比2,370万円の増額計上です。

13ページの下段から14ページにかけては諸収入で、保険税に係る延滞金収入などを計上したものであります。

次に、15ページからの歳出明細であります。

1款1項1目一般管理費は2,363万円で、職員人件費や電算化共同処理事業委託料など経常的な経費が主なものであります。

16ページ、1款2項1目の賦課徴税費160万4,000円も電算委託料などが主なものであります。

次に、17ページから18ページの上段にかけて、2款保険給付費1項療養諸費は総額では6億3,215万円で、前年比2,135万円の減、その下、2項の高額療養費は8,450万円、前年比1,350万円の減で、医療費の増高を見込んで計上しました。また、いずれも県から交付される普通交付金を特定財源として充てる予算組みとなっております。

19ページ中段の2款4項1目出産育児一時金は756万4,000円、その下、5項1目の葬祭費は45万円で、いずれも実績を勘案して計上しました。

21ページから23ページの上段にかけて、3款の国民健康保険事業費納付金であります。これは、県へ支払うべき納付金を計上したものでありまして、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護給付金分を合わせ総額で3億3,020万円で、県の試算に基づいて計上したところでございます。

23ページ下段、4款1項1目特定健康診査等事業費は、検査機関への委託料などで1,362万5,000円。

次のページに入りまして、4款2項1目疾病予防費549万9,000円は、人間ドック補助金などが主なものであります。

2目の医療費適正化事業費160万9,000円は、医療費の削減に向けた取り組みを進めるために保健指導のための臨時職員賃金などを計上させていただきました。

27ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を割愛させていただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第27 議案第23号 平成31年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第27 議案第23号 平成31年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 続きまして、議案第23号 平成31年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

特別会計予算書の32ページをお願いいたします。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,097万5,000円とするものです。

第2条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めます。

次に、37ページの歳入明細をご覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は6,722万1,000円で、前年比520万2,000円の増額です。

3款の繰入金は、一般会計繰入金220万2,000円、保険基盤安定繰入金2,126万9,000円を合わせまして2,347万円余りを計上いたしました。

38ページ、4款繰越金は10万円、5款諸収入は16万円で、いずれも前年度と同額の計上があります。

続いて、39ページ、歳出明細をお願いします。

1款1項1目の徴収費は135万4,000円で、保険料徴収に係る電算委託料などが主な費用であります。

その下、2目保健事業費は、後期高齢者の人間ドック受診に対する補助金として72万円を計上しました。

2款1項1目広域連合負担金は8,850万3,000円で、村が徴収をした保険料に保険基盤安定繰入金を加えて広域連合に支払うものであります。

説明は、以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第24号 平成31年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長(北澤禎二郎君) 日程第28 議案第24号 平成31年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長(山岸茂幸君) 議案第24号 平成31年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書は、42ページをお開きください。

第1条として、農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ442万1,000円と定め、30年度当初予算と比べ44万7,000円の増額となっております。

第2条として、一時借入金の限度額を150万円と決めました。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたします。

歳入から説明いたしますので、予算書47ページをお開きください。

1款使用料及び手数料は86万円を、2款1項一般会計繰入金は349万9,000円をそれぞれ見込んでおります。

4款諸収入は、野平地区からの元利償還金に対する地元負担金として5万2,000円を計上いたしました。

48ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費7万3,000円は、農業集落排水使用料の賦課徴収に要する費用でございます。

2目施設維持管理費254万8,000円は、処理場及び下水道管渠の維持管理に要する費用で、処理場の運転管理委託料163万5,000円が主なものでございます。

49ページをご覧ください。

2款1項公債費1目元金は147万7,000円、2目利子は32万3,000円をそれぞれ見込みました。

続いて、50ページをご覧ください。

地方債に関する調書で、31年度末の地方債残高は1,899万9,000円となる見込みでございます。

説明は、以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第25号 平成31年度白馬村水道事業会計予算

議長(北澤禎二郎君) 日程第29 議案第25号 平成31年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長(山岸茂幸君) 議案第25号 平成31年度白馬村水道事業会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書は、52ページからになります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入を3億1,529万9,000円、支出は2億8,059万円を予定しております。

53ページをご覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入を4,960万8,000円、支出は1億2,793万8,000円で、不足する額7,833万円は地方公営企業法の定めにより損益勘定留保資金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

54ページにまたがりませんが、第5条の企業債は、限度額を2,440万円、利率を3.5%以内と決めました。

第6条の一時借入金は、限度額を1億円と定めております。

55ページをご覧ください。

第9条の棚卸資産の購入は、限度額を3,000万円と定めております。

予算の実施計画を説明いたしますので、71ページの明細書をご覧ください。

収益的収入では、1款1項1目給水収益1節水道使用料2億7,329万1,000円が主なものでございます。

72ページをご覧ください。

収益的支出では、1款1項1目浄水費3,901万1,000円は、職員1名分の人件費のほか、主なものは、18節委託料2,359万6,000円は、二股浄水場の維持管理に要する費用などで、25節動力費411万9,000円は二股浄水場の電気料金でございます。

2目配水及び給水費4,553万3,000円は、配水管、配水池などの維持管理に要する費用で、嘱託職員2名、臨時職員1名分の人件費のほか、主なものは、73ページになりますが、18節委託料540万9,000円は上水道台帳補正業務、水質検査費用などで、21節工事請負費697万1,000円は水道メーターの交換工事が主なもので、25節動力費1,536万5,000円は配水池などの電気料金でございます。

4目総係費5,058万円は、職員3名分、嘱託職員1名分の人件費のほか、主なものは、74ページになりますが、16節通信運搬費426万2,000円、18節委託料1,048万2,000円は水道メーターの検針に要する費用730万6,000円が主なものでございます。

5目減価償却費は1億864万7,000円を、2項営業外費用では企業債の支払利息、消費税及び地方消費税として2,581万9,000円を予定しております。

76ページをご覧ください。

資本的収入につきましてご説明いたします。

1款1項分担金及び負担金2,206万円は、工事負担金として県道白馬岳線、県道白馬美麻線の道路改良に伴う水道設備の移転に係る補償費が主なものでございます。

2項企業債は、県道2路線の道路改良に伴う水道設備の移転工事費、落倉地籍の水道管の更新計画に基づく実施設計のための借り入れとして2,440万円を予定しております。

3項出資金は、統合前の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計からの出資金として314万8,000円を見込んでおります。

77ページをご覧ください。

資本的支出につきましてご説明いたします。

1款1項1目配水設備工事費6,571万2,000円は、人件費のほか、主なものは、18節委託料1,921万7,000円、21節工事請負費3,955万6,000円で、県道2路線の道路改良工事に伴う水道設備移転に要する費用及び落倉地籍の水道管の更新計画に基づく実施設計委託料などでございます。

2目営業設備費614万7,000円は、計量法の規定により8年ごとに行なう水道メーターの交換等の工事に伴うメーターの購入費用でございます。

2項企業債償還金5,607万9,000円は、元金の償還費用でございます。

なお、59ページから70ページまでは予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書等でございますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第30 議案第26号 平成31年度白馬村下水道事業会計予算**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第30 議案第26号 平成31年度白馬村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第26号 平成31年度白馬村下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の80ページをお開きください。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入を5億6,934万3,000円、支出につきましても同額を予定しております。

81ページをご覧ください。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入を4億7,261万8,000円、支出は6億988万3,000円で、不足する1億3,726万5,000円は引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

第4条の2は事業会計に移行した初年度のみの規定で、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により平成31年度に属する債権及び債務として整理する未収金を5,566万2,000円、未払金を2,213万2,000円と定め、第5条の企業債は限度額を1億6,490万円、利率を3.5%以内と決めました。

82ページをご覧ください。

第6条の一時借入金は、限度額を3億円と定めております。

第9条の他会計からの補助金は、30年度までの特別会計予算の一般会計繰入金に当たる額を3億8,507万4,000円と定めております。

予算の実施計画を説明いたしますので、96ページをご覧ください。

収益的収入では、1款1項1目下水道使用料1億9,170万1,000円、2項1目補助金は、一般会計からの補助金として3億8,507万4,000円のうち1億5,022万4,000円、2目長期前受金戻入2億2,600万4,000円が主なものでございます。

97ページをご覧ください。

収益的支出では、1款1項1目管渠費1,040万4,000円は下水道管渠の維持管理に要する費用で、主なものは、5節動力費405万1,000円は汚水ポンプの電気料金でございます。2目処理場費6,636万7,000円は浄化センターの維持管理に要する費用で、4節委託料5,166万9,000円の主なものは、浄化センターの運転管理業務委託費3,411万7,000円、汚泥処理費用1,579万5,000円、6節動力費830万1,000円は浄化センターの電気料金でございます。

98ページをご覧ください。

3目総係費2,411万2,000円は下水道使用料の賦課徴収に要する費用で、9節委託料342万9,000円の主なものは、下水道台帳補正業務費用149万5,000円、電算システムの保守管理業務費用として158万5,000円、14節負担金319万1,000円は加入しております下水道関係団体への負担金などがございます。

99ページをご覧ください。

4目減価償却費は3億4,134万8,000円を、5目資産減耗費は2,572万円、2項営業外費用では企業債の償還利息などとして7,230万7,000円、消費税及び地方消費税として1,535万4,000円、3項特別損失として1,340万3,000円を予定しております。

100ページをご覧ください。

資本的収入につきましてご説明いたします。

1款1項企業債1億6,490万円は、浄化センターの長寿命化計画に基づく更新工事及び県道白馬美麻線道路改良に伴う下水道設備の移転工事分として5,490万円、資本費平準化債は1億1,000万円を予定し、2項補助金2億8,135万円は浄化センター長寿命化工事に対する国庫補助金4,650万円、2目他会計補助金は30年度までの特別会計予算の一般会計繰入金に当たる額の残金として2億3,485万円を、4項県補助金は県道改良に伴う下水道設備移転費用として2,536万8,000円を予定しております。

101ページをご覧ください。

資本的支出につきましてご説明いたします。

1款1項1目管路建設改良費5,517万5,000円は人件費のほか、5節委託料766万8,000円、6節工事請負費3,644万2,000円は県道改良に伴う下水道設備移設費用が主なものでございます。

2目処理場建設改良費8,500万円は浄化センター更新工事費用で、監視制御設備の更新に要する費用でございます。

2項1目企業債償還金は下水道事業債、資本費平準化債の償還元金として4億6,950万円を予定し、3項国庫補助金返還金16万8,000円は、30年度で実施しました汚泥脱水機更新工事により発生しました鉄類の売却益について国庫補助金相当分を国庫へ返納するための費用でございます。

なお、86ページから95ページまでは予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書等ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第31 予算特別委員会の設置について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第31 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。



ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号までは、いずれも平成31年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から3月12日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行ない、3月13日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、明日から3月12日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行ない、3月13日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時40分

平成31年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成31年3月13日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成31年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成31年3月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副村長兼観光課長事務取扱	横山秋一
副 村 長	藤本元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田久夫	健康福祉課長	松澤忠明
会計管理者会計室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成31年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は5名です。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 皆さん、おはようございます。

きょう朝起きたら、雪が降っていました。めっきり春めいてきて、暖かい日が続いていたんですけども、雪が降ったりして、これから春に向かっていくと思います。皆さんにとっても、体調管理しっかりしていただいて、仕事に励んでもらいたいと思います。

では、早速ですが、一般質問の質問に移りたいと思います。

今回2問の質問をいたします。

1問目から始めます。

長野県教育委員会に白馬高校寮の負担を求めるべきでは、白馬高校の存続のために、平成28年に国際観光科を設置して全国募集と学校の魅力化改革を行なってきました。関係者の努力の結果、全国及び県内各地から応募があり、期待以上の成果をもたらし、この3月に初めての卒業生を送り出すことができました。今後10年、15年と、白馬高校の存続とレベルアップのためには、県の協力は欠かせません。

そこで、以下の質問を伺います。

1問、平成27年6月の白馬高校に関する連携協定書には具体的な数字が記載されていません。調印時4者で寮生の総数及び支援金額についてどのような話し合い、約束がされたのか。

2点目、28、29、30年度の白馬高寮の男女別入寮者数は。

3点目、27、28、29年度の白馬高校支援事業の決算額と寮及び全国募集関連事業の決算額は。

4点目、31年度白馬高校支援事業予算額は2億4,800万2,000円ですが、県及び国からの負担金・補助金及び交付金は幾らありますか。

以上、4点よろしくお願ひします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** おはようございます。加藤議員からは、2点、一般質問の通告をされておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の長野県教育委員会に白馬高校寮の管理運営費の負担を求めるべきではないかと、この質問をいただいておりますが、その関係で、4項目でありますので、答弁をさせていただきますが、なお、白馬高校の支援事業につきましては、今現在、白馬村ではなくて白馬山麓事務組合で行なっているわけでありまして、本来であれば、白馬高校の支援事業の詳細については、白馬山麓事務組合において議論すべきだというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

それでは、1点目の白馬高校に関する連携協定調印時に寮生の総数及び支援金額についてどのような話し合い、約束をされたのかとの質問についてであります。

平成27年1月の白馬高校を育てる懇話会の地域案で、普通科1クラス、それから国際観光学科1クラスの設置、寮を完備した全国募集を行なうことが基本方針として承認をされており、さらに全国募集をする場合には寮の整備、寮生活の管理と学習研修体制づくりと補助、全国募集の体制づくりの3点が地域の負担として、同様に承認をされた経過があります。

これを受けて、平成27年の6月に長野県知事、長野県教育委員会教育長、白馬村長、小谷村長の4者により、白馬高等学校に関する連携協定が調印をされたところであります。

協定では、教育の充実に関すること、部活動の振興に関すること、学校運営への参画に関すること、生徒の募集活動に関すること等について、連携し協力することと定めておりますが、具体的な寮生の数や支援金額については、記載はされておらず、全国募集の開始をする中で、その後の状況により対応をしていくこととされました。

今年度当初、入寮生は72名となりましたが、全国募集開始当時はこのような多くの入寮の応募があるとは想定ができなかったことであり、現在、長野県教育委員会と、寮の受け入れ生徒数及び寮運営費の負担のあり方等につきまして協議を行なっているところであります。

2点目の平成28年、29年、30年度の白馬高校寮の男女別の入寮者数はとの質問につきましては、全国募集が始まった28年度の4月当初の入寮者数は、男子15名でありました。29年度は、男子34名、女子10名の合計44名、30年度は男子50名、女子22名の合計72名の入寮者数となっております。

また、3点目の平成の27、28、29年度の白馬高校支援事業の決算額と寮及び全国募集の関連事業の決算額はどの質問につきましては、27年度の決算額は6,846万円、そのうち、寮の運営に関するものが約3,960万円、全国募集の関連事業が約308万円となっております。28年度決算につきましては9,248万円、そのうち、寮の運営等に関するものが約2,832万円、全国募集の関連事業が約301万円となっております。29年度決算につきましては1億1,594万円、そのうち、寮の運営に関するものが約8,168万円、全国募集の関連事業が約809万円となっております。

最後に、平成31年度の白馬高校の支援事業予算2億4,800万円のうち、県及び国からの負担金・補助金及び交付金は幾らかとの質問であります。白馬高校支援事業にかかわる県からの負担金・補助金はございません。

国からの交付税措置としては、寮の運営に関する特別の交付税として5,752万円が見込まれております。寮と塾の利用者からの収入が5,350万円ありますので、それを差し引いた1億3,698円を白馬村と小谷村で按分をし、白馬村の負担額は9,177万円というふうになっております。

1点目の白馬高校の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** では、続けて質問させていただきます。

今、答弁4点いただきました。それで、4点目のところ、ことし白馬高校支援事業予算額2億4,800万円で、国のほうからは、ふるさと協力隊の講師という名目で5,700万円出ていますが、県からは、去年は180万円ぐらいあったと思うんですけど、ことしはゼロになってしまったと、元気づくり支援金は終わったというような名目ですけども、あくまでもこれは、白馬高校は県立高校ですが、一定の補助があってしかるべきだと私は思うんですけども、県がなぜ白馬高校に対して支援をしないのかということについて、どういう理由を県は述べているのかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 県の支援はどうしてないのかという質問であります。白馬村、小谷村でも、その関係につきましては、県のほうに両村長、そしてまた両議長さんにもお願いをし、県のほうで対応していただくように要望をしているわけでもありますけれども、県のほうの立場としては、全国、長野県下でもいろいろな高校がある中で、白馬高校は地域の両村が支援をするからということで存続をしていただいたという経過がある中で、なかなか県のほうで、ほかのキャンパス化になった高校等々のことを考えると、非常に両村に対してご協力をいただいていることには感謝を申し上げるところでありますけれども、そういったことに対して明快な回答がないわけでもありますけれども、そういった中で、先ほど言ったように、両村で県の教育委員会のほうに要請をしているところでもあります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 明快な回答が得られないというような答弁でしたけども、地域案の内容から見て、一定のところは県の言い分もわかるんですけども、やはりこれだけ寮生がふえてきたと、白馬高校が存続するために軌道にも乗り始めたというところで、もっと強力に県立高校としての使命を果たしてほしいというところは強く述べるべきだと思うんですがね。

そこで、ちょっと質問ですけど、この協定書があります。この協定書の2条の2に、教育活動の充実、2、部活動の振興、3、学校運営への参画、4、生徒の募集活動など、必要に応じて、協定関係4者で協議を行ない、連携協定の具体的な内容については別に定めるものとするというふうに明記されていますけど、別に定めたものがあるんじゃないですか、それとも何も明快なものはないんですか、そこだけちょっと確認させていただきたいです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、加藤議員から白馬高校に関する協定書ということで、長野県知事、そしてまた長野県の教育委員会の当時の教育長、そして白馬、小谷の両村長で協定をしたわけですが、今言った具体的なことは、協定書にはありませんけども、ただ、この運営に関する地域案ということで、基本方針として普通学科の1クラス、そしてまた観光学科、そしてまた寮を完備した全国募集というようなこと、そして授業への補助、それからクラブ活動への支援、そして進路保証への支援、そして全国募集をする場合に地域としての負担ということで、寮の整備、寮生活の管理、学習研修の体制、全国募集の体制づくりということで、こちらのほうから提案をさせていただいているところであります。

それで、先ほどの県のほうに対しての要望ということではありますが、再三、前、白馬山麓の議会でもそんなお話をさせていただきましたけども、当初恐らくこんなに生徒数が集まるというふうな想定はしていなかったわけですが、当初1学年15人くらい募集があればいいのかなというような、そんな思いでいたわけですが、非常に人気があって、今現在70名余りな寮のほうにいるわけですが、村のほうといたしましても、この寮の人数の制限というのは当然していかなければいけないというふうに考えているところであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今の質問なんですけど、協定時に4者、知事と教育長と、県のね、2村の村長と協定したときに、一応協定書には、先ほど言いましたように、具体的な内容については別に定めるものとするというふうに協定書には記載されているもので、具体的な内容を記載したものがあるのかないのか、そこを聞きたいんです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど申し上げましたように、我々小谷村、白馬村と、両村で地域案ということで、県のほうへ提案をして認めてもらったということでもあります。その中で、協定書ということで締結をしたわけでありますけれども、その内容について、個別にはうたっておりませんけれども、何かいろいろな疑義が生じたときには両者で話し合いをするということがうたわれているところでもあります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** ちょっと明快な答弁が得られないんですけど、その疑義が生じたときに協議するということをおっしゃいましたが、先ほど村長の答弁の中に2村の考え方としては、全国募集する中で、当面1学年15名の45名ぐらいを想定していたと、実際、今72名がいて、聞くところによると、来年は85名になる予定ですか、そういうふうに大幅にふえてきていることで、次に寮についてちょっと質問します。

それで、入寮者は、28年次は17名と、それでこしが72名で、来年は85名と、ほんで今現在使用している寮が一応耐震に不安があるちゅうことで、新たに八方とみそら野の宿泊施設を女子寮にするということです。女子寮を2カ所に分離するのは、一応寮の設立の目的ですが、このようにうたわれています。「単なる生活の場ではなく全人教育を行なう『教育寮』として運営していきます。寮生活では共同生活をする中で『気づき』のきっかけや『知』」、「知識」の「知」ですけど、「『知』の共有機会を設け、さまざまな価値観に触れながら個性を尊重し合うことで規律や協調性を育みます」とうたわれています。

また、こういうふうに女子寮を2カ所、男子寮が今のところというような運営の仕方は、管理上、また財政面からも私は疑問を感じますが、今後、来年はそういう形にするということは納得できても、来年以降の寮の整備方針、これはどのように考えているか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、加藤議員の言われているとおり、エコーランド、みそら野と、それから八方のほうを2カ所、今、寮の計画をしているわけでありますけれども、いきなり、先ほど私も申し上げましたとおり、来年は82名というような非常に大きな子供たちが入寮するというようなことで、両村としても幾らでもというわけにもいきませんので、来年度に向けては寮の入寮者数を制限をしていかなければいけないというふうに思っておりますし、来年度はどういうふうにするかということにつきましては、まだ未定でありますけれども、この寮の生徒数がある程度制限することによって、これからどういうふうになるかということは変わってくるわけでありますけれども、幾らでもというわけにはいかないというのは私の考えでありますけれども、ただ、今、法政大学の寮と今度設置した寮が2カ所あるわけでありますけれども、そのほかにということになりますと2カ所も3カ所もというわけにもいきませんので、今、来年度に向けてはどのような方法がいいのか学校のほうとも調整を



しながら考えていきたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 村長の答弁、先ほどもそうですけど、今回も抽象的で全く内容がわからない。

来年は私は85名の入寮者があるのではないかと聞いているんですけど、村長は82名と答弁する。

それから、寮について2カ所はもう決定している。これは2カ所契約したんでしょう。来年のことはいいけども、その後、その2カ所をずっと永続的に借りるのか、それとも新たなものを物色するのか、建てるのか、その辺の方向を聞いているんです。そこを具体的に答弁願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 来年以降どうするかということですが、先ほど言ったように生徒の数がある程度制限することによって対応していかなければいけないというふうに考えておりますが、今の2カ所だけでは足りないということになりますと、どこか新築ということではなくて、今ある物件を予定しているわけでありますけども、まだ明確なことは申し上げられませんが、2カ所を今、八方とエコランドを借りているというような体制は今年度だけにしていきたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今の今回借りた2カ所については、そんなに長期に借りない、なるべく早くきちっとしたものを整備したいという考えだということを受け取りました。

それで、先ほどから寮の人数を制限するつちゅうことをたびたびおっしゃっているんですけど、白馬村、小谷村の今の中学生の人員の生徒数、その辺を考えてそういうふうにおっしゃっているのか、ただ財政面からそういうふうを考えているのか。ちょっと考え方を一つ披露したいと思うんですけど、今、白馬中学校から22名ですよね。それから小谷中学校から2名来ています。それで、そういう状態で70数名というような感じなんです。来年は私の聞き取りでは白馬中は二十二、三名だろう、それから小谷は9名ぐらいだろうというような感じで推移しています。実際問題、そういう今までの推移を見ますと、今後、白馬中、小谷中からどれぐらい来るかつちゅうことももちろん関係するんですけど、3学年で九十三、四名、それぐらいが限度だと思うんです。高校の定数は最低限160名いなければ、これが2年続けばまた分校ということになります。だから、一定の数、全国募集で迎え入れな白馬高校は存続をしていけないという宿命を負っています。これで、先ほど言いましたようにどう考えても70名ぐらいは全県、それから長野県、他の区から迎え入れな成り立っていないということなんです。今、72名の寮生がいて、今後、その70数名を維持していくためにはどうしても今の耐震のところは建てかえなどしていく必要はあると、新しい物件を今模索しているという発言もありましたけども、きちっとしたものを管理するにはまた一定のお金が私は発生してくると思うんです。先ほども村長から財政面での白馬村の負担額をおっしゃいましたが、予算書にあらわれている31年度の白馬村の一般財源としての負担額は1億7,000万円

という感じなんです、この中には今度の法政大学の購入寮、それが大きく入っていると思うんですけども、同じようなことが今後二、三年は続くと思うんです、まだ。先ほど言いましたように1村で一般財源で1億4,700万円、小谷が4,700万円の一般財源を使っておるというような感じを続けていくのは、私はちょっとほかの村づくりに対してもちょっと問題があるんじゃないかと思えます。

そこで、先ほど言いました県からの支援金をお願いしたいと、県立高校としての役割、ただ名前だけでなくて財政的にも役割を果たしてほしいということ、村長はたびたび知事とか県の教育委員会へ申し上げているんですけども、それが全然解決しないということで、ただここは協議をして県の教育委員会及び県当局が首を縦に振るだけではもう解決できないと思うんです。

そこで、提案ですけど、村長が1人という言い方は失礼ですけど、行政の代表として県へ出向くだけでは、もう私は無理だと思うんです。だから、白馬村として全体で、白馬村一丸でやっぱり県に要請する、意見を述べるという形をつくって全村挙げてこの支援金をお願いしたいという熱意を県当局に示さん限り私は無理だと思います。だから、そのために例えば区長会とか婦人会があれば婦人の団体とか、それからPTAとか老人会とか若者の会だとか、そういうあらゆる団体にも呼びかけてきちっとした意見書をつくってやっぱり県へ届けると、それぐらいの熱意とそれから訴え力がない限り、ああいう地域協定案を出してある以上なかなか難しいと思います。だから、そのためのそういう全村一丸になるまとめ役というか、リーダー役を尊重をお願いしたいんですけど、やってくれるかどうか、答弁をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 平成30年度の生徒数の中で先ほど小谷が2名とか、それから白馬中学が22名、そして12学区から13名、そのほかに県内から16名、そして全国から15名という形で県内からのこの寮に入寮するということは想定をしていなかったわけでありまして、今現実としてこういう形になっているというようなことで、それも含めて県の教育委員会のほうで県内の生徒まで我々、寮を完備するということは非常に無理だという話をしているわけでありまして。そんな中で、今、加藤議員の言われているように小谷、白馬、全村を挙げて県のほうへ要望しろということは当然いいことでありますし、そんなこともあったものですから、昨年、両村の議長さんをお願いをして県の教育委員会にも行なって、ぜひ県のほうも支援をお願いをしたいというふうに要望してきたわけでありまして、引き続き県のほうにはそんな要望をしまいたいというふうに思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** もう少し力強い答弁を期待したんですけど、ちょっと首をかしげるところです。

県、ああいう大きい組織はやっぱり村民の動きを気にするところですから、もっと県に見える形、

またマスコミなどにも見える形、訴えてくる形、やっぱり広く全県に訴えていくような形をつくらない限りなかなか県当局の方針を変えさせることはできないと思いますので、村長を初め、力強いリーダーシップでそのところは行動してほしいと思います。

時間がありませんので、次に移ります。

2点目です。住民と観光客が村内を移動できるように村営バスの運行をということで、地域公共交通網形成計画策定のための地域公共交通検討委員会の最終報告書がまとまり、今は村民からパブリックコメントを行なう段階に来ました。他の自治体と比べて大きくおこなっている地域内交通整備、二次交通が前進すると思っていましたが、結果は村民要望とかけ離れた報告書になっています。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ目、地域公共交通検討委員会の事務局作成のまとめを見ると検討資料として村が行なった公共交通アンケートの43%の村民が新しい公共交通の整備を要望し、また76%の小中学校保護者がスクールバスの新設を熱望しています。にもかかわらず、村内循環バスやスクールバスの実現については、また先送りする報告案ですが、なぜ早期運行できないのか、その理由を伺います。

2点目、31年度予算には公共交通検討のための予算は組まれていません。事業計画の検討はどうするのか。次年度はやらないということなのか。網形成計画だけ策定して事業計画がないということは、私はあり得ないと思います。事業計画の検討はいつどこでやるのか、また、その責任はどこが持つのか。

以上、2点答弁をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員の2点目の住民と観光客が村内を移動できるよう村営バスの運行について、2つの項目で質問をいただいておりますので答弁をさせていただきますが、答弁の前に共通認識といたしまして地域公共交通網形成計画とは地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続をさせることを目的に地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めるものであります。言いかえれば、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとして役割を果たす計画になります。これにつきましては、昨年6月及び9月の議会開会の挨拶及び昨年9月の加藤議員の一般質問でも申し上げたところでありますが、この認識に基づき1点目の村内の循環バスやスクールバスの実現について先送りする報告案だが、なぜ早期運行ができないのかについてをお答えをいたしますが、白馬村地域公共交通網形成計画は現在では案としてパブリックコメントを実施しております。最終的には今月の28日の公共交通会議にお諮りをして正式に計画となります。今後は、この白馬村地域公共交通網形成計画に沿って、この計画で定められた基本目標、具体的な施策について事業スケジュールに沿って事業検討を進めてまいりますので、議員ご指摘のように村内循環バスやスクールバスといった特化した交通についてではなく、幅広い実施主体として基本方針を定めて作業を進めて

いきますことはご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、国土交通省の地域公共交通網形成計画及び地域公共交通網の交通再編実施計画策定のための手引きでは、地域公共交通網形成計画の具体的な施策を決める検討段階での基本的な考え方として必要な公共交通サービスを確保していくために、まず考えるべきなのは現状で提供されている地域公共交通サービスを有効活用することにより対応できないかという考え方に基づき検討を行なうてまいりました。

また、事業、スケジュールの設定につきましても関係をする全ての事業者とヒアリングを行なう中で課題に対して取り組む施策と調整を図る中で設定をいたしました。

次に、平成31年度の予算には公共交通検討のための予算は組まれていないが、事業計画の検討はいつどこでやるのか、またその責任はどこが持つのかとの質問であります。こちらにつきましても今回策定をした地域公共交通網形成計画の中で計画の基本方針、重点的に取り組む具体的な施策、計画の目標値、事業スケジュール、各主体の役割、検討体制、事業の管理体制を示しております。具体的には全体の計画期間は2019年度から2024年度までの6年間となっておりますが、重点的に取り組むべき施策については計画の中では13の施策として定めており、個々に事業スケジュールが設定をされております。議員ご質問のとおり、31年度予算への計上はなくとも関係する施策と連携を図りながら事業スケジュールに沿って事業を進めてまいります。

また、検討体制につきましては、白馬村が中心となって関係する事業者と進めてまいります。なお、責任の所在との質問であります。具体的な事業の管理体制につきましては白馬村と白馬村地域公共交通会議が主体となって点検、強化を実施をしていく計画となっております。

2つ目の公共交通についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 答弁いただきました。これもなかなか難解な答弁だったと思います。最後のところの今後の計画の責任は村と交通会議が持つということなんですけども、その村のどの部署が持つのか、もう少し具体的にお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 村のどの部署が責任を持つのかというところに関してですけれども、総合的な部分に関しては総務課がやっていくということになるかと思えます。ただ公共交通といいますが内容が多岐にわたりますので、例えば観光客向けシャトルの話であれば観光課ですし、それからデマンド交通は、今、現に健康福祉課がやっておりますのでそういったところも既に公共交通の検討会議のところには健康福祉課、観光課も入ってやっておるわけでありまして、そういったところも部局横断的にやっていきたいというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** そうすると、循環バスの交通については総務課、それからスクールバスに

については教育委員会だというような答弁だと思います。

そこで、次の質問に入ります。1番目として昨年4月に4月補正で726万円を予算化してこの検討委員会を立ち上げたと、そのときに村民アンケートを実施したと、その村民アンケートの中にいっぱい自由記述の意見が載っています。議員として村民の意見を議会に届けるのはこれは仕事ですからちょっと村民の意見を出して答弁を求めたいと思います。

1つ目、ナイトシャトルバスは夜間に飲食する一部の、特に外国人のためのものであると思います。生活面で困っている村民が利用しやすいサービス内容のものを考えてもらいたいです。

2つ目、誰でも利用できるそんな循環バスを設置していただきたい。これから車の運転ができなくなる年齢にもなるので、何とか改善をしてほしい。ナイトシャトルバスや花三昧バスなどの観光バスと巡回バスの併用を図るなど、現在のサービス水準ではなく、観光客、外国人、村民が利用しやすい仕組みを検討して直してほしい。このような意見が162アンケートで寄せられました。村長はこういう声に対してどのようにお答えしますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、加藤議員の言われたようなこと私も十分認識をしているわけでありまして。そういったことも含めて、これからの公共交通、こういった方法がということで今検討しているわけでありまして、先ほど来ナイトシャトルバスは外国人が主に使っているというようなこともありますし、それから花三昧、それから村民のこれからの高齢化によって免許を返納するという、そういった声も私のところへも十分届いておりますので、そんなことも総合しながら、今計画の検討しているところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今検討しているというような、一応網形成計画では、方針は出て、巡回バス、スクールバスについては、消極的な内容になっています。そして、村内巡回バスについては、付録のような形で報告されているだけで、正式な報告書には載らないということも聞いています。

それで、次の質問です。今度は、これは小学生です。めいてつ地区在住です。小学生のこのアンケートが来たときは、まだそれほどでもなかったのですが、連日暑く、統計表示板に熱中症の危険も出てきました。朝熊やらで心配で、30分程度子どもと歩きますが、7時で既に暑いです。そこからさらに30分歩いていくので、子どもも登校時でかなりの体力を消耗しています。帰宅は3時、下校、3時30分に仕事を早退し、車で途中まで迎えに行っています。3時45分ごろ真っ赤な顔をして歩いています。この連日の暑さは危険です。スクールバスの運行を希望します。これも同様の意見が21届いています。この声に、担当者、誰でもいいですが、どのように答えますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今パブコメを3月の20日前ということで今取りまとめ中であります。その中で、パブコメの意見をしっかりと公共交通のほうに対応していきたいというふうに思っております。

けども、今、パブコメが取集中だということでご理解いただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今、パブコメの、パブリックコメント、意見公募手続という制度ですけど、自治体及び国が何か新しい施策をやったときに、国民から意見を求めるという制度です。それについて私一言伺います。このパブリックコメントについてですけど、公共交通の網形成計画の公募については、3月4日から3月20日までとされています。それで、ホームページにも募集は載っています。しかし、白馬村の場合、この網形成計画に、公共交通については、17日間、その翌々に白馬村図書館など複合施設基本計画に対する意見募集、パブリックコメントも載っていました。これについては、3月8日から3月28日、20日間です。それと同時に、図書館のほうはそのお知らせの下に報告書がすぐ見られるようにクリックする場所ちゅうんですか、資料に飛んでいける場所はそのページに載っています。しかし、網形成計画については何にも載っていない、何にも書いていない、ただ自分で探してパブリックコメントの意見を出せというふうになっています。こういう場合非常に不親切なんだわ。公共交通に関しては。どこに何が書いてあるか、全くわからん内容について、意見を求めると言ったって、村民は意見の出しようがないんじゃないですか。

それともう一つ。この行政手続法第39条意見公募手続、白馬村はパブリックコメントの条例及び要綱、規約がないものですから、上位法の国の法律に従うと思うんですけど、この行政手続法39条の3、第1項の規定により定める意見提出期間は同項の公示の日から起算して30日以上でなければならないとなっています。先ほど言ったように、この公共交通に関しては17日間、それから図書館については20日間と勝手に法を曲げて募集しています。だからこういうふうなやり方はやめてほしいんです。一番重要なのは、村民がアンケートに示した、先ほど一番最初に言った43%の人が新しい公共交通をつくってほしいと。それからまた73%の人がスクールバスを動かしてほしいと。これは大北管内どこの自治体でもやっていることですよ。それを、今度の計画でも6年ぐらい先延ばしの計画案なんだけど、村長も、村長の公約にもこれ書いてあったんですよ。村長も極論言います。6年ちゅうことはあなたの任期終わっちゃう。あなたももう1期挑戦するつもりかどうか、この公約を実現するために、そういう覚悟があるのかどうか、伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員、引き延ばしているわけではなくて、今そういったことを踏まえて計画に取り組んでおりますので、今6年間、村長、まだ次の任期をというような話がありましたけど、そのことは答弁を控えさせていただきますけれども、公共交通、非常に私も今言われたように、選挙公約というようなこともありまして、大変関心を持っておりますし、重要だなというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** あと5分くらいですかね、6分ですか。どうも。

次に、通学に関してちょっとお伺いします。

通学の中でもいろんなアンケートが、意見が載っています。小学生の保護者から、最近、熊の出没も多くなりましたが、通学路で猿、カモシカと遭遇することがあるので心配です。駅まで学校までというバスではなく一般の人も需要できるバスになればスーパーへの買い物、病院はもちろん、観光地を訪れる者や、夜もバスがあれば北城にほうに飲み会にも出やすくなると思います。

特に、冬は雪が多く、保育園への送迎も車を出せずに休むこともあったので、保育園児も乗れるバスがあればいいと思います。親なしで利用できればなおよし。中学生、冬になると自転車の登校ができないためとても困っています。高校生、村内バスが来てほしい。これについては同様な意見は13件あります。

このように通学バス、スクールバス、これらについてはどうしても担当課、教育課ですから、教育委員長か教育課長のほうから、スクールバスについて、今の遠距離手当を払っていただければいいという考えなのか、それとも改善していこうという考えなのか、早く改善したいのか、6年でもいい、先延ばしでもいいという考えなのか。その辺をもう少し具体的に答弁をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** スクールバスの運行につきましては、平成20年当初からそういったアンケートはとっておりますけれども、時代がかわってきている、今言ったら不審者ですとか熊の出没、そういったこともふえてきていたり、また働き方、親の働き方が変わってきているというようなことで、そういった要望がふえてきているというのは十分承知しております。

また、子育て支援課のほうでも第2期子ども・子育て支援ニーズ調査ということでアンケートをとったわけですが、特にスクールバスですとか保育園の送迎という項目はなかったんですが、自由意見の中でそういった声が多く上げられてきております。5年前の同様のアンケートのときよりもそういった要望が非常に多くなってきております。

このスクールバス、あるいは保育園の園バスの関係につきましては、うちの村のほうでは、平成20年の3月に地域公共交通会議を立ち上げて、翌年、21年の3月に地域公共交通総合連携計画をつくりました。それ以前は、うちの村に限らず、全国の自治体は、例えば、福祉運送、あるいはスクールバス、コミュニティーバス、そういったそれぞれの交通体系について、縦割りで運用してきたと。それによって効率的ではない運送があったということで赤字というのが一般的に言われてきたというところです。

国のほうでも道路運送法を初めいろいろな法整備をいたしまして、そういったことを、その地域に合った交通輸送のサービス形態を効率的に運営するというような方向に変わってきております。

うちの村も20年の3月に地域公共交通会議を設けて、縦割りでなくて村全体の交通の体系を考えていこうと。今回の網計画につきましてもその見直しといった意味合いを持っております。

したがいまして、主管課としましてはそういったニーズがあるということは、このアンケートでもそうですけれども、公共交通会議の担当課であります総務課のほうには十分に申し伝えておりますし、公共交通会議、あるいはその下の検討委員会の中で、具体的な方法については議論されていくべきだというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと2分です。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今、教育課長のほうから答弁をいただきましたけれども、そういうことなんですよ。21年の段階で、この地域交通会議の段階で、中学生と高校生にアンケートをとりました。その中で、必要だという結論に達して、ここに書いてありますけど、観光交通システム構築とは別に、通学交通システムなどの構築を検討する必要があるということが、平成21年、もう10年前にそういうことを、この町内で検討されていたと。それが全然やってこられなくて、そしてまた、今回も村民からのアンケートをとって、スクールバスについては70何%の人が運行してほしいと言っている。それもまた、今度の計画でも先延ばししちゃったというのが、今度の報告書です。

やっぱりこれ10年前に立ちかえて、このとき何でこれができなかったんか、お金の問題なんか、それとも要望が少ないと見たんか、そこはどういう結論をその後、出したか、私は知りませんが、こういう要望がある、村民要望を予算化して事業をしていくというのが、本来の地方自治のあり方だと私は思います。

今後も村民要望に沿った予算化、それから事業を進めていってほしいと要望します。もし時間があればお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 全体的な話、ちょっと誤解があるのかなというふうに思うのは、今回の地域公共交通網形成計画、これは国交省は公共交通の憲法というふうに言っていますけども、国でいうと憲法の次に法律があって、こうこう具体的な事業がなされていくわけですけども、つまり、今回の公共交通網形成計画はそれをもって具体的な事業が動き出すという話ではなくて、この方向性に沿って今後の村の交通をどういうふうにやっていこうかということを考えていこうという、一番大枠の計画だというふうに位置づけていただければというふうに思います。

その上で、まさに議員がおっしゃったようなアンケートをしました。確かに子供たちの送迎に関しては負担になっている部分があるというふうな、そういった結果も出ております。

それにしたがって、今回の公共交通網の形成計画の中では、スクールバスという文言自体は出していないけれども、例えば、既存の路線バス等の活用の検討、あるいは積雪時等の相乗りタクシーの検討と、こういうことをしていったら、子供や家族が安心して負担のない暮らしを支える公共交通、つまり通学用の公共交通手段の確保ということを中心に取組んでいこうというふうに位置づけております。



まさにここあたりの具体的なその事業化の検討というのをこの計画に従って来年度以降、やっていこうということを考えておられて、それは先送りということではなくて、まさに来年度以降、やっていこうということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 2番丸山勇太郎です。ウインターシーズンも残り半月ちょっとになりました。雪逃げが早く、最終盤での雪不足が心配されるところです。

さて、私は、この冬はこれまで以上に外国人がふえたという印象を強く持っています。この外国人観光客の数を正確に把握できているのかについて、興味と疑問を抱きました。そこで、外国人をキーワードに、今回、観光統計についての1問だけに絞って一般質問をいたします。

では、通告した質問に入ります。

厚生労働省による統計不正が大きな社会問題となっています。正しい統計は、政策の基本であることは言うに及びません。本村は、外国人が急増し、余りにも外国人だらけの様相には一種の不安感を覚えるほどです。

2月1日時点の住民登録人口は9,524人、そのうち外国人が1,000人超を占めるとのこと。観光に関しては、ウインターシーズンはともかくも外国人客で成り立っている感があります。

国の委託で行なう各種統計とは別に、観光立村白馬村が村行政に生かすべき大切な独自統計は、観光統計です。外国人観光客数を初め宿泊施設数など、観光事業の基礎となる観光統計が正しく行なわれているか、正確な数字を把握できているかについては、村の経済ばかりでなく、さまざまな施策展開にとって大変重要だと感じています。

そこで、次を伺います。数字は、把握している最新のものの総数でお願いいたします。

1番目、冬場の入り込み客数統計の方法と数字を伺います。

2番目、夏場、いわゆるグリーンシーズンですが、の入り込み客数統計の方法と数字を伺います。

3番目、そのうち外国人観光客数の把握方法と、冬・夏それぞれの数字を伺います。

4番目、宿泊施設の総数、収容人員、宿泊延べ人数とそれらの調査方法を伺います。

5番目、そのうち外国人が経営する宿泊施設数と宿泊延べ人数を伺います。

最後ですが、村政全般において、外国人の急増と統計的精度の低さで、何か弊害が生じていないかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山勇太郎議員からは、観光統計について、6つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目と2点目の質問、冬期と夏期の統計の算出方法についてそれぞれ関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、統計についてであります。通年で平地観光及び山岳観光の観光客入り込み状況を、冬期に白馬村村内スキー場利用者数を観光統計情報として公開しております。

通年の入り込み状況については、索道会社、交通各社、振興公社関連施設等の数値を毎月各施設から入り込み数の報告をいただいております。これらの入り込み数を集計をし、集計値をもとに村内全体の入り込み数を推計をし、これを統計数値として公表をしているところであります。

冬期のスキー場の利用者の数については、毎月各スキー場の入り込み数報告値を統計数値として公表しております。

3点目の外国人の観光客の把握方法については、毎年3月中旬ごろに依頼通知書等により、村内宿泊施設に対し、外国人宿泊数調査の依頼をしております。

調査内容については、月別・国別の延べ宿泊数となっており、これらの報告値を集計をしたものを例年との比較等により推計をしております。

宿泊施設に対し調査の依頼をしているところでもありますが、平成29年度の外国人宿泊数調査では、回答依頼数722のうち129からの回答がありました。回答率が17.8%となっております。

回答率の向上のために、英訳版の通知を作成や、電話やファクスによるお願いもしているところでもあります。特に、大型施設については全体への影響が大きいため、一度だけではなく複数回重ねてお願いをしているところでもあります。

しかしながら、特に多くの外国人宿泊をしていると思われる外国人の経営者の簡易宿泊施設等からなかなか報告をいただけない等、苦慮をしているところでもあります。

平成29年度の1月から12月の外国人の延べ宿泊数については、11万3,970人となっております。調査期間がスキーシーズンであること、調査エリアが小谷村、大町市も含まれるなど異なる点もございますが、昨年度、HAKUBA VALLEY索道事業者プロモーションボードから発表のあった白馬バレーの2017・2018シーズンにおける外国人スキー来場者数が33万400人であるのに比べ、近年の年間10万人程度を推移をしている白馬村の外国人宿泊数にギャップがあることは常々感じており、さらなる調査報告の取得率向上や、新たな手法研究に努めなくてはならないというふうに思っております。

4点目と5点目の質問であります。宿泊施設の総数、収容人数、宿泊延べ人数とそれらの調査方法及びそのうちの外国人経営者施設数とは関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

平成30年度の3月末現在、大町保健所に許可・登録をされている施設数は、ホテルが63、旅館299、ペンション民宿など簡易宿泊所425の合計787施設に上ります。ただし、中には既に営業をやめている施設も相当数含まれており、実際の営業施設はこの数字を下回ると推測をされます。

平成27年に観光地経営計画策定の際に行なった宿泊施設経営実態調査で把握をした宿泊施設数に、各観光協会のリストや出版物と照合をした結果、施設数は511と算出をしております。その数字に反映し切れなかった施設を加えると、約600施設というのが実態に近い数字だというふうに考えます。なお、ベッド数につきましては、同調査における推計値で2万1,000程度となっております。

なお、日本人を含めた宿泊延べ人数についてであります。正確な数値は把握には至っておりませんが、村内の主要観光地の入り込み数から推計をするという形で毎月県に報告をしており、平成29年度は84万2,000人です。外国人の宿泊施設数・登録数であります。大町保健所のデータによると、平成30年度8月末現在、許可申請者が外国人もしくは法人で、代表者が外国人の宿泊施設は150件の登録となっており、宿泊延べ人数については、先ほど申し上げたとおりであります。

最後に、村政全般において、外国人の急増と統計的精度の低さで何か弊害が生じていないかとの質問であります。何をもちて弊害と考えるのかは難しいところではありますが、白馬に外国人のスキー客が訪れ始めて既に10年が経過をして現在があるわけです。急増と言えるかどうかは主観によって異なりますが、特に昨年あたりからは非常に外国人が目につくというようなことは、私も認識をしているところであります。

そして、また外国人の旅行者がふえるに従い、村内では飲食店がふえ、新たに宿泊施設もふえました。昨年オープンをした旅籠丸八のように、休眠をしていた民宿が新しく生まれ変わることもあれば、新たに建設された施設も多く見られます。

また、飲食店、宿泊施設だけではなく、ザ・ノースフェイスグラビティやフェニックスのようなアパレルショップも進出をし、ショッピングも楽しめる場所に生まれ変わりつつあります。外国人旅行者のニーズに伴い主要空港からのバスや地獄谷などをめぐるドイツアーツなど、新たな観光産業も村内に生まれました。

一方で、文化的な違いから泥酔客による落書きや他施設への侵入、そしてけんか等があり、また公共エリアでの飲酒によるごみ問題等も発生をしております。白馬村では、チラシの配布や関係の事業者への説明等を毎年行なっておりますが、毎年何かしらのトラブルが報告をされているのが現状であります。

このように、外国人増加によるプラス面とマイナス面が出ているのは事実であるというふうに認識をしております。また、外国人の増加をしっかりとしたデータとして取得をしているか疑問も残

るところであります。

統計精度の低さにおいては、延べ宿泊人数の把握が最も難しく、先ほど申し上げましたとおり、観光課での外国人延べ宿泊者数の全数把握は非常に困難を極めております。

また、観光局では同時に日本人の延べ宿泊者数の提出もお願いをしておりましたが、外国人の宿泊者数よりさらに提出数が少ないのが現状であります。

本来であれば、延べ人数だけでなく居住地、性別、年齢層、リピート率等も判別ができることが理想ではありますが、それさえもままならないのが現状であります。

こうした要素もカバーをし、精度を高めていくことが、より戦略的かつ効率的な観光プロモーションにつながりますし、海外のスキーリゾートに比べ少ないと言われる白馬村の観光予算は、常に最大限の効果を発揮しなければなりません。そのベースとなる統計データが少なければ、困難な状況になるのは明らかであります。

現在は、観光課による毎月の入り込み情報、観光地経営会議での満足度調査やHAKUBA VALLEY索道事業者プロモーションボードがスキー場内で行なっているアンケート調査、さらに白馬村観光局が今年度行なっている携帯電話の位置情報を利用した宿泊者数の統計把握をもとに実数の把握に努めているところであります。

改めて観光統計の重要性を認識をし、観光行政のかじ取りに必要なデータ、実態を反映した正確なデータをどうすれば取得できるか大きな課題として取り組みたいというふうに思っております。

丸山勇太郎議員の観光統計についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** ただ今の答弁で、観光統計の重要さはわかっているけども、正確には把握できていないところもあるという答えでございました。

私もそう思っていました。それを責めるということではなくて、実態を皆で共有することが今回の一般質問の目的でございます。

しかし、観光統計はどういう村づくりをしていくかのもとになるものでございます。特に、観光立村の本村にとっては大変重要だというふうに思っております。

そこで、実態を共有していくための再質問を幾つかしたいと思います。

まず、冬場ですけれども、一番信頼が持てるのは、冬場のスキー場の入場データ。これは、リフト、ゴンドラに乗るためにゲートをくぐるわけですので、この数というのは一番信頼できるものではございますが、しかし、あくまでとれている数字というのは延べ人数であるということでございます。

例えば、外国人が7泊しまして、そのうち4日スキー場に行けば、延べ4人ということで、あとの3日は志賀高原へ行ったりとか松本城へ行ったりとかすれば、スキー場には入らないわけでございます。

また、私の地元、八方尾根スキー場で調べた例を申し上げますと、今、白馬バレーで共通券はご

ざいますが、各スキー場のオリジナル券というのももちろんあるわけでございまして、外人がみんなその白馬バレーの共通券を買うわけではないわけです。八方尾根スキー場には昨年延べ41万人が入場しておりますけれども、窓口販売では、外国人が来ればポチッとカウンターを押すようなことにはなっているようですが、しかし、八方尾根スキー場のそのオリジナル券の3割は宿売りなんです。そのほかにエージェント売りが10から15%、シーズン券が10から15%出ているということでございまして、その30%の宿売り券というのは、日本人も外国人も区別なしで販売しているということでございます。

また、全体数上でも、今言いましたスタッフシーズン券というのが合わせて2,000枚以上出ているわけですが、そういったシーズン券を買った方が、もしシーズン30日乗るとすれば、6万人は観光客ではない人をカウントしているというようなこともあるわけです。

したがいまして、本当には何人来ているのかということはスキー場のデータすらアバウトだということでございます。

ちなみに、33万人というのは、白馬バレー全体の数字でございまして、白馬エリアの延べ人数というのは26万3,000人ということでございます。

次に、夏場ですけれども、こっちがまた問題でして、夏場については、JRの乗降客、アルピコバス、3つのスキー場のゴンドラの入場者数あるいはジャンプ台、グリーンスポーツ、そういうところでデータをとっていると思うんですが、その足し算で出るなら簡単ではございますけれども、そうではないわけで、そこから傾向をつかむだけだと思うんです。

例えば、10%ふえたと、JRとかゴンドラとかそういうところで10%どうも前年同月ふえているとすれば、前年同月の数字に1倍するんじゃないかと思うんですけれども、その前年同月の数字もそのまた前年同月の数字に対してそのときの率を掛けているということだと思んですが、そうやってさかのぼっていったときの一番大もとの数字というものが、そもそも正しいのかということがあるわけです。

誰もがわかっているように、夏場のお客さん、大抵のお客さん、多くは車で来るわけでございまして、車で来て街なかを散策したりサイクリングしたり、松川や平川で遊んだり、大出公園で遊んで帰る客は、これは把握しようがないということでございまして、外国人の観光客数もそういったもののデータだけでは把握し切れないということがあるんじゃないかと思えます。

そこで、再質問ですけれども、今、私しゃべったこの夏・冬のことについて間違いないかどうか。もう一つは、実人数というのは、必要ないデータなのか。今は延べでしかとれていないわけですが、

それと、もう一つ、これはついでの質問なんですけれども、観光統計は、これからは白馬バレーで語るのか、それとも村単位で語るのかをお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君） 答弁させていただきます。

丸山議員、よくお調べになっいらっしゃいまして、冬はまさにそのとおりであります。私も調べたところによると、外国人の把握については、切符販売時に外人と思われる方、見かけと言葉で判断しますが、それでカウントしている。

あと、宿売りについては、やはり推計値。主なホテル、宿等に聞いて、大体何割くらいが外人ですというような推計値を加算しているというふうにやはり聞いているので、議員おっしゃったとおりでよろしいかと思えます。

あと、夏についても、主要観光スポット、定点観測じゃないですけども、その伸び、あとは減少ぐあいによって毎月の入り込み客数を公表しているというのは現実で、これも議員おっしゃったとおりで間違いないかと思っております。

そこで把握し切れない、例えば大出公園だったり、そういったところについてのものは、あくまで推計の乗率でいくしかないのかなというふうにも、今の現状ではそう考えております。

実人数の把握は重要か重要でないかと、もちろん重要だと思っております。例えば、白馬バレー券、3日券買ったら、1回買うと3人カウントするような方法もありますけれども、あくまで3日券買った人が1日来たのか2日来たのかとかいうものは、非常に今後のことに、観光戦略立てるためにも重要なことであるというふうに認識しております。

統計データにつきましては、地域連携DMOもできることですので、ぜひ白馬バレーとして一体として今後は取り組んでいきたいというふうに思っております。

やはり、村もずっと、それこそ議員さんも職員時代には統計したことあるかと思えますけれども、その時代からずっと綿々と続いている部分もあるので、そこら辺は予算もかからない分野でありますので、そこは続けていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 結局、どの数字をオフィシャルにしているのか、実態を知るとわからなくなるようなところがあるわけですが、その実人数というのを把握するには、宿調べしかないと思うんです。

しかし、先ほど村長の答弁にもありました、現にやっている宿泊施設への調査では、私ももってきてありますけど、手元の29年度データでは11万4,000人と。しかし、スキー場の先ほどの入り込み、白馬エリアは26万3,000人。2.3倍の開きがあるわけでございます。

したがって、今やっている3分の1でもちょっとわからないわけですが、調査では実態はつかめてないのは明らかなわけで、何がつかめてないかという、結局は外国人が経営する宿に調査が入っていないということだと思うんですけれども、国は訪日外国人客を3,000万人にするという方針でございますが、それは成田ですとか、羽田ですとか、関空に入ってくる数ですので、それは実人数でつかめるわけですが、そのうちどれくらいが白馬村、あるいは白馬バレーに訪れているかと、

そのやはり実人数でぜひ把握したいところでして、それには宿調べしかないと思うわけです。

特に、外国人の多くがどこに滞在しているのか、地元の人が経営する宿だけとか到底考えられないわけでございまして、外国人が経営する宿に相当数の外国人が滞在しているのではないかと思いますし、さらにどこの国から来ているかというのは、これは本当に宿でしか調べられない、パスポートのコピーをとるとというのが一番正式らしいですけども、コピーをとらないまでも、提示を求めるわけですから、そこでどこの国から来ているかというのはわかるわけです。

したがって、正確なデータをとるためには、どうしても、面倒でも、宿泊施設のローラー的な調査が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 重々、その施設の実態が把握しきれてないという課題は、私もつくづく感じております。そこに至っていない力不足も反省をしているところでありますが、確かに、観光地経営計画をつくる時も、宿泊の収容力調査ということで、把握しきれている全宿にいろんなものを送ったり、催促をした経過はありますけれども、やはり回答率は2割台にとどまるというようなのが実態でありました。ですので、観光地経営計画にあるものについても、いわゆる推計値でしか掲載をすることができないという現状があります。

以前、隣にいる藤本副村長、前話したときに、やはり全施設の実態調査をどうにかしたいよねという課題もあって、当時ある大学の、そういう観光を研究しているところに委託すればどうかという話もあったわけですが、なかなか実現に至っていないのが現実であります。

一口にローラー調査といいましても、冬直前に来てシーズンが終わると、経営者や支配人がいなくなる宿も相当数あるというふう聞いておまして、理想はローラー調査で1件1件収容人数なり、料金なりを把握するのが一番の方法かとは思いますが、それに対する手法がなかなかいい方法が見つけられないというのが、今の現状だと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 複数の人から聞いていることなんですけども、野沢温泉村ではやっているということを聞きます。どういう手法でやっているのかは、私も直接聞いてはおりませんが、ぜひ聞いてみて研究して見ていただきたいというふうに思うわけでございます。

次の質問なんですけども、そういった観光の統計データというのは、それほど正確ではないということがわかっているわけですが、しかし、それでは困ることを今やっているわけでございます。それは、検討中の公共交通ですとか、宿泊施設も視野に入れた観光財源検討、それぞれの委員会では、一体どういう数字を使って検討してきたのか、そもそも正確なデータなくして検討できたのか、そこをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** まず最初に、公共交通のほうからお答えさせていただきますと、公共交通に

関しては、今回改めて、村民全体にアンケートをとりました。その中で、一般村民、あるいは小中学校といったところを対象としたアンケート、それから、そのほかに宿泊施設を対象にしたアンケートというも行ないました。

宿泊施設を対象にしたアンケートという部分に関しては、つまり宿泊客、あるいは観光客という方がどういった動きをしているのかということ、例えば、何時台のチェックインの送迎が多いかとか、どういった場所への送迎が多いのか、そういったところをアンケート調査をさせていただきました。

回答数が大体100件程度ということになっておりまして、それをもとに公共交通は検討したところと、もう一つはこれまでもインバウンドの冬期アンケート調査ですとか、観光客を対象にした夏期のアンケート調査というところもしております、その中で二次交通について問われている部分がありますので、そこも対象にしながら、こういったところで、基本的には、アンケート調査を実施しまして、それをもとに検討を行なったという次第であります。

次に、観光財源の委員会のほうでありますけれども、宿泊施設というところでいきますと、ベースに関していきますと、先ほど申し上げました、推計値としての宿泊者数、県に提出している宿泊者数ですけれども、それをベースにして推計をしております。そこに対して、先ほど来、村長答弁の中にもありました、宿泊施設経営実態調査というのを2015年に行なっております。

ここでは、回答数は100件程度ということでもありますけれども、その中で、例えば、宿泊の単価ですとか、稼働率、それから収容人数といったところが、アンケート調査という形で答えていただいております、そういったところで白馬の宿泊の実態というのは、大体これくらいの単価で、これくらいの稼働率でということをもとに議論をしているところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** どちらもサンプル数が100件程度ということで、あとは、それに倍率を掛けての推計値ということだと思うんですけども、手法としては、それは認められる手法かもしれませんが、国の毎月勤労統計調査も結局そういったサンプル調査でやってしまったことが、今の問題の原因をつくっているわけでございまして、結局のところ、先ほども言っているように、外国人経営の宿を捕捉できていないというのが、どちらの計画にとっても大いに問題があるというふうに思っております。

この質問の中でしゃべることではないかもしれませんが、例えば、先ほどの同僚議員の質問にありました公共交通の中で、冬のシャトルバスというのは、ほとんど外国人を運んでいるわけでございまして、住民の足と兼ねるのは、私は無理じゃないのかなというふうに思いますし、仮に、財源検討のほうも、仮の仮の話ですけれども、宿泊税ということになった場合、外国人経営の宿のお客様からいただかないで、地元の方の宿のお客様からいただくというのは、到底誰も協力は得られないというふうに思うわけでございます。



したがって、これからのことをございますけれども、宿の実態調査というのは、しっかりやっていかなきゃいけないのではないかと思うわけをございます。

次の質問は、弊害ということをございます。先ほどの中では、何をもって弊害かというのはわからないようなことをおっしゃっていましたが、私のほうから各課にお聞きしたいと思います。

まず、総務課長にお聞きします。治安の問題です。今シーズンの治安はどうだったのかと、あと、こういうことの治安のことに備えまして、通称マナー条例をつくっているわけをございますけれども、これ、私、八方の区長だったときに、迷惑防止条例をつくってほしいということ、区長会議で申しまして、役場の皆さんがそれに取り組んでもらって、通称はマナー条例というふうになっておりますが、そのとき、12月の区長会議の折に、それは完成形ではないというふうに、当時の副村長が言ったわけですが、私も、その2シーズンへて、やはり手直しをかけるべきところは、手直しをするべきじゃないかというふうに思いますが、そのことについて、総務課長からまずお聞きします。

次に、観光課長にもう一度お聞きしますが、連泊してくれる、いわゆるおいしい外国人客を優先するあまり、逆に日本人客は宿がとりにくくなり、日本人客からは敬遠されつつあるという話がありますけれども、そこ真義のほどをお伺いします。

次に、住民課長にお聞きしますが、これだけ外国人がふえていること、また観光統計の精度が低いことによって、ごみ量に誤算を生じていれはしないかと。私は恐らく想定するごみ量を上回っているんじゃないかというふうに思うわけですが、冬だけ営業する外国人経営の宿が多い中で、こういったなり初めて迎えた今シーズンのごみ処理はどうだったのかをお伺いいたします。

もう一つは税務課長と上下水道課長にお聞きしますが、外国人の営業施設から固定資産税や上下水道料金はしっかり回収できているのかをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 私のほうからは、先ほど治安の関係がどうだったかというご質問でございますので、答弁をさせていただきます。

今シーズンに、今回のこのシーズンに入ります前に、昨年度の検証という意味で新たに取り組みましたのは、外人の観光客の方がよく訪れるという飲食店の事業者の方と懇談をさせていただきました。2時近く、もしくは2時に閉店をしたんだけど、それ以降に暴れるといったようなケースが非常に多いということで、その辺から飲食店の関係についてのご意見を、宿の関係の方たちと情報共有しようということで、その辺につきましましては、シーズン前までに取り組みをさせていただきました。

また、タクシーの乗車で帰るといお客様、飲まれたときに帰るといということで、タクシー事業者の皆さんからは、英語版のマナー条例の小さなものでありますが、それをお客様に配布をしていたとくといような対策はとらせていただいております。

警察の指導に至ったという点では、12月に1件大きな事案が発生したということは、私どものほうも情報を把握しておりますが、そのほか、先ほど申し上げました飲食店の経営者の方に聞きますと、比較的今シーズンは落ちついていたというようなお話は伺いました。

ただ、それをもって全体がそうかというところまでの総括はできておりませんので、今シーズンも、シーズンが終わりましたら、また改めて関係する皆さんと、先シーズンという言い方をさせていただきますが、検証させていただき、それに対応すべくものがあれば、先ほど議員のご指摘とおり、条例の改正等が必要であれば、その辺については細部に入っていきたいと、このように思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 2点目であります。いわゆる連泊される外国人さんに宿を押さえられ、お宿のほうも5泊、6泊というお客様をどうしても、非常にいいというか、効率のいいお客様でありますので、そこら辺で押えられているという実態はあるかと思えます。

ただ、日本人の方につきましても、いわゆるご常連さんたちは常連の宿に泊まるというような形態ができております。ただ、新たに白馬に行ってみようといったお客さんの中で、やはり、どうしても土日中心、金土中心の予約になるので、私、隣で観光局の、そんなに多くはないですが、予約の問い合わせを聞くと、やはり3連休の初日とか、そういったところについては、問い合わせるのは、ほぼ日本人なんですけれども、なかなかお宿がとれない実態というのは、目の当たりにしているところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** それでは、ごみ関係のご質問についてでございますけれども、まず、本議会の冒頭で村長の挨拶の中で、1年間の白馬のごみ排出量、可燃ごみの数量が昨年に比べ1.7%減ったというご挨拶をさせていただきました。これは1月から12月の集計で、広域連合の負担金を算出する上でのベースになる数字なんですけれども、1月、2月だけを抜き出してみますと、実は7%ふえております。これは、議員ご指摘のように、恐らく外国人等を含めた観光客の入り込みが多かった影響なのかなと考えておりますが、それ自体は白馬村観光立村として、生きてる村でありますので、ふえたこと自体は決して悪いことではないと思っております。

議員がご心配されるのは、受け入れ施設側が、それに対応ができていくかどうかというご質問と理解をしておりますけれども、昨年稼働開始しました、北アルプスエコパーク、この焼却場は1日当たりの処理量が40トンということで設計されているのは、議員もご承知のことと思います。白馬村のごみを受け入れて、既に7カ月か8カ月たっているわけなんですけれども、特に、この1月から2月のごみの受け入れの状況を広域連合の担当者に聞いてみますと、多い日は1日80トン、つまり受け入れ量の倍くらいの量があった日もあったように聞いています。

ただ、当然これ日をならしますと、1日当たり搬入量というのは、10トン以下の日も当然あるわけですし、週末なんかは受け入れ等をしていませんので、1日当たりにならすと、平均をすると約30トンくらい処理をしていると聞いておりますので、現在、新しい施設が、観光客がふえたことによって、そのごみを焼却する分には影響がいつているということはないというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

住民課関係、以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きます、横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** それでは、外国人の税の滞納の問題ということで、ご質問をいただいております。

完全に全ての税を回収できているかといえば、間違いなく滞納という問題がございます。ただ、特に、外国人として特徴的なものというのは、本国と日本の税制の違いを知らないということ、日本の制度の無知、あるいは本国にいるためになかなか連絡が取りづらいつるところが、外国人の税の未収の大きな原因となっておりますので、そこにつきますと、日本の税制の周知、あるいは連絡先の確保、固定資産税を持っている人につきますと、納税管理人の選任、口座振替、そういったことを鋭意努力しているというものであります。ただ、滞納につきますと、国籍を問わず、税務課としては法に則つて肅々と進めていくというスタンスであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きます、山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** それでは上下水道の料金収納の関係でございますが、上下水道料金につきますと、日本人、また外国人といった区別をせずに未納、納期到来までに納めていただけない方については、全部どうせ同じですが、督促状の発送、催告状、または納入相談といった手法の中で、英文も使いながら、納入の納付をいただくということで推進をしております。

例月出納検査の際に、毎月の前月末の状況をお示ししておりますが、収納率については前年を上回るような状況を推移してきておりますので、今後ともそういった中での納入督促、納入の進めをしていきたいと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** それぞれ、ありがとうございました。中でも一つだけ、私が心配しているのは、私も担当してきたごみのごとでございます、源汲の新しい施設が40トンという、理想を追及してしまつて、非常に小さな炉にしてしまったものですから、あれだけ立派な施設をつくつたんだからもう少し大きな炉にしときゃよかつたなと思ひわけですけれども、それに対して、ピークでは80トンも入るといふことでございますので、これからもごみ減量の啓蒙啓発にぜひ努めていただきたいと思ひわけでございます。

最後の質問となります。統計なくして戦略なしだというふうに思っているわけでございます。観光局でも、索道でも、プロモーションボードでも、観光課がまとめた数字を使って今事業展開するわけございまして、プロモーション先ですとか、二次交通ですとか、できればもっとこの数だけじゃなくて、消費性向ですとか、消費額なんかもつかみたいところございまして、例えば、岩岳のマウンテンハーバー、昨年できてすごい盛ったわけですけども、ただあそこに行ってそのまま帰ってもらったんじゃないかと、どっかに寄って行って何かまた消費していつてもらいたいわけで、そういうことも、いろいろ統計というものが大事になってくるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

3市村のDMOが4月からスタートいたします。統計数字を立てて、統計数字から戦略を立てるというのはDMOにとって一緒だというふうに思います。DMOがまずやることは正しい観光統計をとること、そこから目標とするKPIを設定する。

また、観光立村の白馬村は観光ばかりでなく、そのデータからまちづくりのさまざまな施策を考えていくことになると思います。そのもとになるのが、正確な統計ということでございまして、観光課という課がこの白馬村みたいな小さな自治体に存在する理由、存在させる理由は、この正確に観光統計というものをやること、これが観光課のやるべき重大主要業務ではないかというふうに思うわけでございます。

観光課長にはたくさん答弁いただきましたので、最後の質問については、もしかすれば、この後、観光局の代表理事にも就任されるだろう村長からご答弁をいただきわけですが、今、言ったように、一つとしまして、3市村DMOの初仕事にすべきは、観光統計のデータ精度を上げる方策を探ることではないかと、観光統計は役場の観光課の仕事において、重大主要業務ではないかと、このことについて村長のお考えをお聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今、言われたように、DMOの関係、3市村、こういったことも観光統計も大事でありますし、それから統一をした観光宣伝、そして、また交通の関係も含めて、3市村でDMOに努めてまいりたいというふうに思っております。

今、丸山議員が言われたような貴重なご意見、しっかりと受けとめて進めてまいりたいというふうに思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の一般質問時間は答弁も含めてあと13分です。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 最後に意見だけ申し上げまして終わりにしたいと思いますけども、白馬村には多くの外国人客が幸い訪れるようになりました。しかし、いつの間にか大勢来るようになって、その数も正確に把握できずに、そしていつの間にか来ないようになってしまったでは困るわけでご

ざいまして、村のコントロールの下で、誘客事業が実を結び、村長が日ごろ標榜する世界に冠たる山岳リゾートになるようなまちづくりの施策展開によって、安定的な観光地になるようぜひご努力をお願いしたいと思います。

そのための基礎となるのが、統計だということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問はありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告いたします。午前中は松澤健康福祉課長が公務のため欠席していましたが、午後から出席いたしますので報告いたします。

次に、第9番太田伸子議員の一般質問を許します。第9番太田伸子議員。

**第9番（太田伸子君）** 9番太田伸子でございます。平成の30年に終わりを告げ、新しい時代の幕あけとなる今定例会であり、何か身の引き締まる思いが込み上げてきます。村長ご自身も今までと同様に、村の安定と人々の豊かな営みを実現させるために何をなすべきかを自問しながら村政運営に当たられていることと思います。この3月定例会は予算議会とも言われ、まさに何をなすべきかを数値で示した予算書の審議が、今、行なわれているところであります。

今回、開会の村長の冒頭の挨拶で、健全財政を堅持しつつ、第5次総合計画の基本理念の実現や地域の要望に応え、将来を見据えた地域力向上のための予算編成であるとの説明がありました。そこで、通告に従いお伺いいたします。

初めに、平成31年度の施策及び予算についてであります。

1番目に、平成31年度における重点施策を伺います。

2番目に、予算が63億を超えた大型予算になっていますが、村債の起債予定額を伺います。

3番目に、平成30年度の外部委託・指定管理の件数及び委託金額、成果を伺います。

4番目に、議案第15号で白馬ノルウェービレッジの指定管理の認定が提出されています。新しく今回募集になった経緯を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田伸子議員からは、平成31年度の施策及び予算について4つの項目に質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の、平成31年度において重点的に取り組む主な内容は、平成31年度予算の概要や、「ざっくりわかる白馬村の予算」に載っているとおりですが、その中でも特に金額の高い事業を、予算説明資料を絡めて答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の「安心してみんなが暮らせる村」では、地域からの要望に応えるべく、長寿命化

計画に基づく橋梁の修繕や身近な道路の整備などの事業を推進するため、村道改良国庫補助事業と道路改良起債事業で合わせて3億6,455万5,000円を計上しております。

全国で多発をしております自然災害発生時や緊急時の情報発信を、迅速かつ的確に伝達するとともに、暮らしに役立つ地域情報が発信できる機能を備えた新たな防災情報配信システムの整備のための工事費として、2億3,666万7,000円を計上しております。

2つ目の「新しい仕事をつくりだす村」では、世界水準を意識をした観光地づくりのため、地方創生推進交付金を活用した地域の中核となる企業の取り組み支援として、地方創生推進交付金を活用したFWT大会や、地域の中核となる企業のグランピング事業に対して負担金を支払うもので、地方創生推進交付金事業として3億8,440万円を計上しております。

3つ目の「一人ひとりが成長し活躍できる村」では、地域高校である白馬高校をより魅力的な学校になるよう、小谷村と共同で支援を行なうもので、白馬高校支援事業として寮並びに公営塾の運営、整備等に対する支援を引き続き実施をするため、地域おこし協力隊人件費及び白馬山麓事務組合への負担金で1億8,555万円を計上しております。

また、スポーツ文化施設であるウイング21の大規模改修として、ウイング21の屋根の経年劣化による大規模改修事業として、設計委託料と工事請負費に1億1,505万4,000円の計上しております。

4つ目の「魅力ある自然を守る村」では、環境保全やふるさとの歴史を守るための事業に予算計上しております。

以上が本年度重点的に取り組む主な事業であります。

2点目の村債の起債予定額についてお答えをいたします。

予算書にも全て載っておりますが、まず、交付税の不足を補うための臨時財政対策債を1億8,300万円、情報通信基盤整備事業としてケーブルテレビ白馬の基地局アンテナ改修に2,670万円、観光レクリエーション施設改修事業として辺地対策債を活用し、スノーハープのコースの改修と除雪機の購入に600万円、公共施設改修事業としてウイング21屋根改修に8,620万円、農業基盤整備事業としては場整備事業負担金に220万円、観光施設改修事業として姫川サイクリングロード改修に220万円、道路新設改良事業として辺地対策債2,650万円と、公共事業等債5,720万円と、地方道路等整備事業債6,590万円と、防災対策事業債5,100万円と、公共施設等適正管理事業債4,500万円を合わせて2億4,560万円を計上しております。

村営住宅の除却事業として、沢渡の村営住宅解体に130万円、防災対策事業として新防災情報配信システムの整備に2億3,600万円、学校教育施設除却事業として沢渡の教員住宅解体に130万円、合計7億9,050万円の借入れを予定しております。

3点目の最初に、平成30年度における外部委託の関係でありますけれども、外部委託と申し上げ

でも幅広いことから、経常的費用ではなく各種計画策定等の外部委託について申し上げますと、総務課では4件となります。景観計画策定業務、公共施設におけるバイオマス発電・熱利用設備導入計画策定業務、地域公共交通網形成計画策定調査業務、図書館施設等基本構想策定業務になります。

建設課では1件です。道路舗装点検・個別施設計画策定委託業務になります。

観光課では3件になります。観光地経営会議支援業務、観光地BCP研究会共同研究業務、村営頂上宿舎地表伸縮調査業務になります。

教育課では3件ですが、白馬南・北小学校及び中学校の、それぞれ老朽化調査業務になります。

中には、公共交通会議といった団体に補助要綱上負担金として支出をしているものもごございます。

これらの委託金額総額は11件で4,300万円余りですが、業務の内容によって、国・県の補助制度も活用しているところでもあります。いずれも成果という点で申し上げますと、現在の職員体制ではこれらの業務は直営、いわゆる職員のみで策定できるものではなく、専門的な見地等により一定の成果は得ているものというふうに考えます。

次に、指定管理者制度による管理の関係ですが、指定管理者制度とは、平成15年に地方自治法の一部改正がされ、公の施設の管理については、施設のより効果的、効率的な管理を行なうため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備をし、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とするものであります。

本村における現在の指定管理者制度の導入施設数は18施設で、条例で規定する施設の主管課が複数にまたがる施設もあります。施設によっては、白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例で規定する非公募といったものもあり、八方体育館や飯田区、白馬町区、堀之内区といった地域特有の施設については、行政区等を指定管理者としてしております。

一方、公募による施設は、白馬村歴史的な古民家施設の庄屋丸八、ケーブルテレビ白馬と白馬グリーンスポーツや山小屋関係及び夢白馬等の6施設であり、それぞれ選定委員会による選定や議会の議決を経て、指定管理者として指定をしております。

これも成果という点では、先ほども申し上げました本来の目的である、より効果的、効率的な管理を行なうため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備をし、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とするといった点では、施設ごとに協定内容が違っておりますので一概には言えませんが、少なからず施設の維持管理費が村に発生しないことは経費の節減であると考えます。

最後に、白馬ノルウェービレッジの指定管理の経緯に関する質問についてで答弁をいたします。

ノルウェービレッジは、平成10年、1998年の長野オリンピックの際に、ノルウェーが建設をした建物を村が引き取り、平成12年より白馬村観光局、平成26年よりヤフー研修施設として賃貸し、平成29年には総務省ふるさとテレワーク事業の活用、平成30年には老朽化部分の改修を行ない、現在はテレワーク施設、ふるさと納税返礼業務拠点として雇用も生まれつつあり、平成

30年度の年間利用者は約1,100人となっている現状であります。

ご存じのように、土地は民有地を借地をしております。用地選定の経緯については、オリンピックという世紀の祭典の開催に当たり、官民ともに事情はある中、国際交流のため地権者が承諾したと伺っております。当時は土地の収支差額は大きな課題であり、議会からも再三にわたり改善を求められておりました。

平成30年6月議会の一般質問において、加藤亮輔議員より、ノルウェービレッジの財政運営に関し改善策を考えているかとの質問がございました。当時の答弁としては、相手方もありますので、すぐに収支の差額を埋めることは困難ですが、改善に向けて努力する旨を答弁をさせていただきました。

当時とは状況も変化をしており、平成30年の12月の議会総務社会委員会において担当課より報告をいたしました。課題と現状について説明をいたします。

課題は3つあります。

1つ目は、先ほども申し上げましたが収支差額があるということです。平成29年度では、マイナス87万7,000円となっております。

2つ目は、ヤフー株式会社より平成31年3月末をもって、賃借契約、ふるさと納税返礼業務委託契約を終了したい旨、申し入れがありました。

3つ目は、平成29年度において、総務省のふるさとテレワーク事業を活用した経緯があります。申請の際の事業目的は、ノルウェービレッジをテレワークの拠点、ふるさと納税拠点とし、テレワーク人材育成と地元雇用を創出をし、交流人口、定住人口増を目指すというものです。これらの課題を前提に、課長会議において6つのパターンを比較、検討をし、施設管理、ふるさと納税を一体で指定管理により公募することが望ましいという結果になりました。

この結果を受け、施設の設置条例につきましては、本議会への同時提出となりましたが、この個別条例及び指定管理制度に規定する所定の手続より公募をしたところ、事前には5者より意思表示がありましたが、最終的には3者が指定管理者選定委員会の審査を経て、評価点数の最も高かった者が指定管理者の候補者となりました。

応募をしていただいた3者につきましては、行政では発想できないようなアイデアを出していただき、この場をおかりしてお礼を申し上げるところであります。

このように、指定管理者制度によるノルウェービレッジの管理、運営に関しては、収支差額の解消、テレワークとふるさと納税拠点施設として雇用を生み出し、将来的に、その効果が村に還元されることを念頭に議案として提出をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上で1点目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。



**第9番(太田伸子君)** その前に、一般質問の質問書のところ、2点目のところ、「予算が60億3千万円を超えた」となっているところは、「63億を超えた」に訂正していただきたいと思います。申しわけないです。よろしくをお願いします。

それで、今、村債のところ、起債がことしは7億5,000万というところを伺いました。それで、この予算書をずっと今回も見させていただいているんですけども、毎年のように、今、3億円ずつぐらいふえていっています。29年度は62億あったものが、30年度は72億、それが、この31年度には75億になるというふうに、起債、村債、村の借金がどんどんふえていっています。

それで、昨年度は、大きな事業として共同調理場の建設もあったりして、基金の取り崩しも結構あったりして、全ての基金、ふるさと納税を入れても基金は16億ぐらいしかない。75億になるというところは、結局、今、村民の方、生まれた赤ちゃんからお年寄りまで全てを9,000人として仮定したところで、1人につき84万円余りの村民が負債を負うというふうな形になってきています。

それで、まだ、この上、今年はまだ検討委員会なので大きな目玉になるような事業は、いろんなことやっただけですが、その次には図書館の建設とかという話も出ています。また、公共交通もお金の要ることになってくるのではないかとこのように考えますが、村長がおっしゃる健全財政を堅持しつつというふうにおっしゃっていますが、どういう手法を考えて、これからの村債、借金体質というものを考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**議長(北澤禎二郎君)** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長(吉田久夫君)** ただいまの村債に関するご質問でございますけれども、村債につきましては、いろんな各種な種類がございます。財政を預かる担当課といたしましては、確かに起債の額という部分につきましては伸びている部分がありますが、起債の中でも、いわゆる交付税算入があるとか、補助裏であるとか、いわゆる有利な起債というものをできる限り使用して行なっているという部分でございますので、起債の発行額イコール、そのまま起債残高がふえると、起債残高といえますか、財源措置がないものがふえていくという部分ではないので、その点につきましてはご理解はいただきたいと思います。

なお、先ほど出ました例えばという大型プロジェクト等がある場合には、当然、こういう投資的な事業につきましては、予算編成前に理事者の中での事業をどのようにしていくのかというところで政策的経費の判定をしていただいております。当然、財政のほうでも、予算編成に当たり、いわゆる政策的経費が理事者から認められたとしても、財政の立場からローリング等をお願いするという部分もありますので、直ちにそれが各年度に反映するという部分ではありませんので、その辺の実施計画というものは、今現在、各課においての判定と、これはどうするのかという判定の歳入については行なっているという状況でございます。

特に公共施設等の更新につきましては、ここ短期の5年の中で早急に対応しなければならないと

というようなものにつきましては、直近の5年の中での割り振りというものを個別計画の中でさせていただいております。その辺をある程度平準化する、もしくは、5年以降のローリングをするというところで、その対象となるべき起債をどれを使用するのかというところの判定を担当課等と調整をさせていただいているというような作業の中で調整をさせていただいているということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** もちろん、財政担当の方がいろいろみんな考えて、ここにおられる課長会議とかを経て起債を決めていっていることはわかっています。

ただ、ここ最近、どんどんとふえてきている。いろんな事業をやらなければいけないこと、それから、国から決まってきたいろんな事業があるというところもわかっていますが、いろんな策定計画、策定委員会、いろんなもの、国からのものもあったりして、ここ2、3年、1、2年ぐらいはそういう委員会がすごくふえている。検討委員会みたいなもの。そして、検討委員会を立ち上げましたという、必ず付随して出てくるのが、業務委託料というものが出てきています。申し上げると、今度は、いや、業務委託は専門家のこういう、先ほども村長がおっしゃいましたが、職員のみではなかなか対応できないところがあるので、そういうところへも頼んでいるということはわかります。

ただ、私たちが見ていると、初めから委員会を立ち上げました。業務委託します。これは、委員会なり何なりの業務を検討もせずに立ち上げて、民間の会社とか専門のところに委託をしているのではないかな。ある程度のところまでは、村の方針を決めるなり、そういうところまでは白馬村の職員の方々の知恵を出し合っていた中で、最後の締めなり、国・県へ出す書類なりを委託するというのであればわかりますが、このごろ業務委託というのがとても多いように思いますが、その辺、総務課長、いかが思われますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 業務委託の関係でございますけれども、先ほど村長の答弁にもございました。よく言われる委託業務を丸投げというような言葉の使われ方も中にはされるかもしれませんが、委託の中で当然のことながら考え方の整理、またはどのように今後の方針を定めるのかという部分については、当然のことながら村で判断をしなければいけないというふうに理解をしております。

ただ、なれていない部分、例えば、先ほど村長も申し上げましたバイオマスの関係であったりとか、公共交通の部分というのは、進め方が過去に例がないものについてはやはり業者のお力もいただきながら、進め方であったり、考え方の整理であったり、それをどういうふうにまとめるのかという部分については、現在でもそこら辺の作業については村で、職員のほうで対応していると。当

然のことながら、担当者がおり、係長がおり、課長がおりますので、当然、庁内の中での議論すべき内容であれば、課長会議に諮るといふようなところではやってはいるところです。

なかなかその辺が見えない、説明不足というところもあろうかとは思いますが、作業のスケジュール的にこういうところをお願いするという説明の仕方も今後は必要なかなというふうには思っておりますので、全く先ほど言ったように全てを任せて最後の判断までというところではないことだけはぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 総務の企画というところでいろんな企画を上げられる。また、国とかのアンテナを高くしていろんな村に有利なものを持ってこられて、企画係の方が企画、その委員会なり何なりを策定されて、それを今度は担当の課に振られて持って行っていらっしゃるのだと思います、今、総務課長がおっしゃったように、ある程度のところまでは、

ただ、私たちがこのごろ審議している中では、まだまだ課のほうでしっかりと把握されていないというところをお見受けしましたので、ぜひ、これからそういう行政を進めていく上で、しっかりと皆さんとコミュニケーションをとっていただきたいなというふうに思いました。

時間がないですので、ノルウェービレッジのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

今回、議案の6号でノルウェービレッジの管理運営の条例を上程されています。お聞きしたところ、平成15年の地方自治法改正のときに、ある程度、指定管理、公共の建物に対しての条例というものをつくっておくというふうには、つくらなければいけないということがあったにもかかわらず、ここに来ての条例の上程になっています。気がつかないから気がついたこの段階、一番早い段階が今なのかなというふうに前向きな検討をいたしますが、ヤフーの連携協定も結ばれています。平成27年9月、先ほど村長がおっしゃいましたが、9月27日に連携協定を結ばれている。そのときには、ヤフーの会社がノルウェービレッジを使うということでも、まだそこでも気がつかない。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまのご質問のノルウェービレッジの関係でございますが、条例としてはオリンピック記念館条例というものが平成26年までございました。というのは、かつて記念館、いわゆるオリンピックのいろいろなジャンプスーツであったりだとか、飾ってあった条例が26年までございまして、その以前のところについては管理を観光局にいわゆる非公募で指定管理者でやらせていたというような経過もありましたが、26年にジャンプ競技場のタワーのところに記念館のものを移したということで条例を廃止したという経過がございます。

その後、ヤフー株式会社いわゆる連携協定に基づく建物を研修施設として貸し出すというところで考えますと、行政的な財産としては普通財産と行政財産というものがございまして、立ち位

置からすると、個別の条例として制定をしておりませんでしたので、平成26年からはヤフーに貸し出したということで、これは普通財産を貸し付けていたということで賃借料をいただきながら行なっていたと。

今回、施設については一旦村へお返しするということになりますので、いわゆる地権が切れたものをどのようにするのかというふう考えたときには、公の施設として条例の制定をすべきというものと、今回、両方一緒に提出をしたというところについてはおわびを申し上げますが、時間的には昨年10月中旬ごろにお話があり、今後の体制をどうするのかという部分については12月の、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、定例会の委員会のところまでなかなか最終的な確定に至らなかったというところもあり、今回の3月定例会での提出に至ったというような経過でございます。

ですので、考え方とすると、いわゆる公の施設として条例を制定し、指定管理者として行なわせたいという考えに基づき、条例のほうの整備をさせていただいたというものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 今の説明を聞きますと、この条例の制定というものには別に大した落ち度ではないんですけども、おくれもなく、速やかに上程をしてこの条例をつくり、指定管理を結んでいきたいというふうに行政では考えているというふうにとってよろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 手続からいたしますと、先ほど私が申し上げました条例と指定管理を同時に出したという部分については、若干、説明の仕方として難しかったかなという部分の1点の反省と、本来であれば、方向性が決まった段階で臨時会なりで条例を制定し、指定管理者は別なものとして上げておいたほうが手続からするとベストだったかなというふうには思います。

ただ、スケジュール的に3月の定例会の中でお諮りをさせていただければという思いもございましたので、このような形になったというところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 甘いですが、総務課長。この条例と、議案の順番では6号と15号なのでいいですけども、そこはおかしくないですけども、同じ日に条例を認めて、その前に公募した指定管理者を今度は認定する、承認するというのは、この条例がない中でこの条例に基づいたもので公募されたということですよ。それってちょっと何か順番的におかしいと思いませんか。説明不足だったとかとおっしゃる前に、私たちは、別に時間的なことを言わなかったことではなくて、今まで何かにつけて臨時会とかもできるんですよ。ノルウェービレッジの指定管理者を決めるということは、今、ふるさと納税が白馬村にとって大きなご寄附をいただいているという、毎年このごろ

は2億近くになってきている。その返礼業務もこの応募要項の中に入っているという、そういうふうな事業者を決めるその前に条例がないのに、その条例に基づいたことをやっている。それを同時に進めていくということは、やはり議員の中でも順番が、順番というか、ちょっとおかしいのではないかという声も聞かれますが、その辺、横山副村長、いかが思われますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 議員さんのご指摘はある意味ごもっともかと思っております。確かに、条例が整備された後、ノルウェービレッジが指定管理者を選択することができるという規定のもとにやるのが通常であったと思います。

ただ、今回の場合はそういったスケジュール的なところでなかなかしっかりした段取りを一步一步踏むというところができなかったということで、ぜひご了解いただきたいとは思いますが、以後、そういった手続についてはしっかり手順を踏んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** それでは、今回審議もしています指定管理のところについてお聞きいたします。

指定管理の募集要項を見させていただいたときに、基本事項としてはこの4月から5年間であります。

それで、業務の内容の中にいろんなものがあって、一番最後のところに、白馬村ふるさと納税返礼品業務に関するところというふうに入っています。これまでは、ヤファーが今までの連携協定に基づいて3月31日まではヤファーが返礼業務をされるというふうな解釈をしているのですが、そのときに、昨年、前年の12月の定例会で、ヤファー株式会社とふるさと納税の返礼品業務は手数料10%を支払うというところで私たちも承認しています。

まず、使用料の話です。先ほど村長が、地代と賃借料が違う、差額が出ているところが大変ノルウェービレッジの課題であるというふうにおっしゃっていました。それで、今回の利用料というのは月10万円に引き上げられています。月10万円ということは年間120万円です。ところが、土地をお借りしている値段は150万円です。まだ差額が出るというふうにして話が出ているにもかかわらず、今回改めて指定管理を募集するに当たって、地代よりも下げているというところの理由をお聞かせいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 収支のところ、今、募集要項の中でもマイナスになるのではないかとご指摘でございますが、まず、考え方として、賃貸等を、いわゆるあそこでのいろんな事業をやる施設を利活用する中で施設の活用方法として月10万円程度という試算をしたというところあります。仮にこれを150万としたとしても、そもそもその根拠たるものがなかなか見当たらない

ということで、地域の方に建物の賃貸についてはどのぐらいなものなのかというような相談もさせていただいたんですが、付加価値によって価格というのは設定されるというお話もありましたので、当面、スタートの段階では月10万円程度で募集をかけさせていただいたというところであります。仮にこの金額を高く設定をして、それではなかなか活用ができないという話になれば、募集そのものがなくなるのかなというところで、あくまでもスタートの時点では120ということで募集をさせていただいたということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 指定管理の募集に当たっての先ほど言いましたふるさと返礼品に関する業務を行なっていただくというところが入っています。今やっけていただいているヤフー株式会社には、ふるさと納税の約10%を手数料として支払うということは、指定管理に応募してきた人たちはそこを見ていると思います。そうすると、今、2億円のふるさと納税が入ってきている。当初予算は1億5,000万で見られています。そうすると、1,500万の手数料が入るところです。そうすると、村としては30万負担しながらそこに入っていた方に1,500万円の事業をしてもらおうということ。これ、どういうふうに感じますかね。そこでもう見えているんですよ。1,500万の余剰が出る。その会社には、余剰ではないですけども、手数料が入るところで、それが120万の利用料か、150万の利用料かでやめるという会社があるでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 仮定での話ですので、あるかどうかはちょっと判断はつかないというところでございます。

10%というふうに確かに触れてはいますけれども、高額な方の納税については実質3割とはいっても3割にいかない部分がありますので、正式に計算をすると、最大でも今でいくと総務大臣通達が出ておりますので3割以内ということになりますから、最大でも3割、それ以下の方もいらっしゃいますので、単純な計算ではないというところだけのご理解いただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 単純な誤差ではないと、単純なことは言えないと思います。

ただ、最後のところの経費等に関する条項という募集要項のところに、「ふるさと納税返礼業務の事務手数料として、村は寄附金額の40%（返礼品代を含む）を上限として指定管理者に支払う」というふうになっています。ということは、今までは30%ぐらいの村で考えたふるさと返礼品を用意して、いろんな業務を手数料として10%。しかし、この読み方をすると、40%で返礼品代も含む。返礼品代を30%にしても、25%にしても、指定管理者になった方は決められるということですかね。そうすると、すぐくどんどんと利益、利益を生んじゃいけないということではない

ですけれども、ふるさと納税というものは、白馬村に対してぜひ寄附をしたいというふうに寄附者がしていただいた、それに対して村がありがたいというところのお礼を込めて返すものだと私は思っています。だから、指定管理の会社がまず利益誘導のようなことを考えた返礼品にされるのは困るなど。それこそ私はこれが業務の丸投げではないかなというふうに思っています。その辺のところ、どういうふうにお考えになりますか。返礼品を含む40%という書き方について伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 返礼品を含む40%というのは、ヤフー株式会社と今現在も契約している内容とは変わりませんので、契約の相手方は変わりますが、経費とすれば変わらないというふうに認識してございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** ちょっとまだ言いたいことはありますが、時間がないので次に移ります。

村の観光施策について伺います。

近年続く雪不足は冬の観光にとって大きな不安要素です。村長の考える白馬の観光を伺います。

2番目に、観光局の代表理事就任のお考えを、以前、一般質問で伺いましたが、そのとき、村長は、局の理事会で決めていただくことなので私からは何も言えませんというふうに発言がありました。理事会が開かれた中では村長に就任していただきたいという決議はされたという伺いましたが、まだ発表がありません。村長のご意思を伺います。

この5月の10連休の観光イベントに対してのものが聞こえてきません。どのような計画をされているか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 村の観光施策についてのご質問でありますけれども、まず、近年の雪不足という不安要素があるが、私の考える白馬の観光はとのお尋ねにお答えをいたします。

今シーズン、何とか年末には間に合ったものの、2月以降、雪より雨が降る日が目立ち、例年よりも早いゲレンデ営業終了が心配をされております。確かに、私が平成26年度村長に就任以来のシーズンごとの雪の状況は、初年度は十分な降雪があったものの、直前には神城断層地震があり、その後、2シーズンは寡雪対策本部を設置するほどの雪不足に見舞われ、昨シーズンは、序盤は降雪に恵まれたものの、例年以上に春の訪れが早く、結果として雪には苦勞したシーズンとなりました。まさに冬のシーズンにおける降雪はシーズンの盛衰を左右する要素であり、常に気がかりであることは間違いありません。自然や気象に左右される観光形態の危うさを感じざるを得ませんが、そうは言っても私の考える白馬の観光はこの大自然なしにはあり得ません。

昨年の議会でも申しましたけれども、冬だけに頼らぬ通年型・滞在型リゾート地づくり、目指す

ところは、恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾート白馬であります。北アルプス白馬連峰という類いまれな大自然の恩恵のもと、世界水準として誇れる山岳景観と、今やジャパウと賞される中でも上質な雪質に恵まれたゲレンデ、そして、昔からこの山と雪の環境下で育まれた生活・文化の魅力を活用して、観光地として発展してきた財産をさらに磨きをかけながら世界中からの来訪者を迎え入れ、訪れる人それぞれにとっての居心地のよさを提供できるエリア、それが私の目指す白馬の観光であります。

次に、観光局の代表理事就任の件に関してお答えをいたします。

太田議員が言われる理事会の決議とまでは聞いておりませんが、意向として村長に代表理事を務めてもらいたいとの意見は頂戴したのは事実であります。私としては、観光に精通をした民間の方が担うべきだという持論は持っておりますが、現状の中ではそうした人材発掘も難しいというふうに理解をしているところであります。

ただ、まだ発表がないと言われましても、今現在、私が局の理事でもない立場であり、総会を経た理事会で互選をされ、初めて発表ができるのが代表理事のポストかと存じますので、きょうのところは、理事会の意向は尊重したいというところでご了承をいただきたいと思っております。

そして、最後に、ことし4月末からの10連休に関して、観光イベントが聞こえてこないというご指摘に対しましてお答えをいたします。

確かに、新天皇即位に伴う超大型連休は、全国的に観光地でのにぎわいが予想されているところであります。ただ、この連休に合わせて新たな観光イベントは予定はしておらず、例年どおり、5月4日の塩の道祭りをメイン行事としております。これは、決してイベント開催を否定するものではありませんが、観光関係者との話し合いでもこうした集客のためのイベント、いわゆる仕掛けは大型連休に打つより閑散期に打ってこそ効果があるといったご意見を頂戴しておりますし、マンパワー的な課題もあり、塩の道祭りに加えての開催は困難な状況であります。もちろん、白馬村観光局ではより多くの集客を図るために、観光事業者から小まめな情報収集を行ない、積極的な情報発信に努めておりますし、ゴールデンウィークを狙ってのネットプロモーションを打っていくとの報告も受けているところであります。

そして、観光局が主体となったことしのゴールデンウィークにおける新規事業といたしましては、グリーンシーズン周遊バスの運行があります。これは従来、花三昧期間の7月・8月のみ運行していた花三昧バスを、ゴールデンウィーク、夏休み期間、秋に4回ある3連休に運行する予定とのことで、路線も新たに大出公園や蕨平といった東側も組み込むなど、お客様の利便性向上や観光施設利用促進を図ることとしており、グリーン期における観光の二次交通の試みとしても意義のある事業かと期待をしているところであります。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含めあと8分です。質問



はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 常に村長の持論で、観光局の代表理事は観光にたけた人がまず上に立ってということはいつも聞いております。ただ、村長は白馬村の村長であり、観光立村として白馬村が前に出ていくためには、まず、村のトップとして観光に前に出て旗を振っていただき、その下にいろんな観光にたけた人を置いていただいて、白馬村の私は観光を進めていってもらいたいな。観光振興のさらなる前進というところには、やはりいろんな観光財源を確保していくためにも村長が前に出て行って、村民の理解・合意が必要であり、村長が言っているなら村民もみんなついていくのではないのでしょうか。強いリーダーシップが求められていますので、ぜひ、その辺は観光局の総会をもってよいお話が聞ければなというふうに私は思っています。よろしくをお願いします。

それで、5月の連休のことなんですけれども、観光のイベントなり、いろんなことを計画するのは観光局のほうでやっていただくものなのかなというふうには思っています。なので、ここでいろんなことを言うべきところではないのかな。ただ、観光局に対してのいろんな指導なり、また、一緒に行政を進めていくというところは観光課であるのかなというふうに思います。

まず、私もこの間の観光局と議会との懇談会のときにも、この5月の連休のこと、もう遅過ぎるけれども、何も聞こえてきませんがと言ったら、いや、何もイベントは考えていない。塩の道祭りだけです。ただ、周遊バスを回すので、村に来られたお客様はいろんなところへ行っていただけるというふうに聞きました。でも、それはやっぱりもう少し白馬村のこの連休にはここにはこういうものがある、ああいうものがある、こういうことをしているというふうなPRがなければ、ただお客様が来て自然を見てくださいで、私は観光立村としてうたっている中ではちょっと寂しいかなというふうに思います。ことしはいつの間にか2月の雪恋まつりもやめました。雪恋まつりに付随している村の中の雪像づくりも中止になっています。じゃあ、ただ白馬村へ来て、ただ景色を見て楽しんでくださいで、私はちょっと寂しいのではないかなというふうに思うのですが、その点、村長、いかが思われますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** じゃあ、私のほうから。おっしゃられました雪恋まつりについては、ことしじゃなくて昨年度から行なってはいないんですけれども、それについては2月のトップシーズン以外で何か仕掛けができないかというご意見を頂戴して、ただ、そのかわりが何をやったかというところでできていない実情があるので、そこは観光局と課題として持ち帰って何か考えたいと思っております。

あと、ゴールデンウイークの集客につきましては、観光局はいわゆるお客様を集める施設は持っていないので、要はそこら辺の情報、きめ細やかに正しい情報を発信して、ぜひ白馬においてくださいというところを中心にしている部署であるということでもあります。ということで、観光事業者と密に連携をとりながら対応して、白馬の名前を1回でも10回でも多く発信して、何とか

お客様が来ていただくように努めていきたいというふうに考えているところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** また観光局のことは改めてやりたいと思いますし、観光局のことをお話しすると、必ずネットとか、そういう言葉が出てきます。そういうところで若い皆さんには理解ができるのかもしれませんが、観光を担っていただいている年配の皆さんにはちょっとわからないところが多過ぎる。だから、観光局が要らないのではないかという極端な意見まで出るところにくると思います。ぜひその辺のご指導を、横山副村長、観光課長でもあられたので、ぜひリードしていただきたいと思います。

新しい時代を迎えるに当たり、大きな覚悟を持って村政運営に当たられる決意の一端を伺うことができたというふうに思っています。私たち議会も良識あるチェック機関としての役割を果たしてまいりたいと思います。

そして、今、日本は戦後最長の好景気と思われていた国内景気も陰りを見せ、後退期に入ってきたとの経済報道もあります。我が白馬村においても歴史ある企業の倒産も余儀なくされる状態となり、村内各種企業の経営環境の悪化が心配されます。今後の村政、財政のかじ取りにおいても一層困難をきわめることと存じます。1期目に、課題解決のためにチーム白馬を組織するとおっしゃっていましたが、残念ながら実現しませんでした。今こそ、困難な状況を乗り越えるための村長直属のシンクタンクを設けて、2期目のお約束を果たしていただけるように念じます。

私の一般質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第9番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 5番伊藤まゆみです。

時間の制限もありますので、通告してあります1問、観光計画と財源検討についてに入りたいと思います。

一昨年の12月定例会に、観光振興のための財源検討委員会を含めた委員会の設置条例が僅差で可決され、今年1日の第5回委員会では、提言内容の案が出されました。

この観光財源の検討にあたっては、観光地経営計画の戦略9にある、計画推進体制の構築と財源の確保が根拠となっております。

しかし、前回12月の一般質問でしましたように、その根拠となっている観光地経営計画は計画どおり進んでいるとは言いがたく、当然、住民からは財源を何に使うのかといった疑問、もっと時

間をかけて検討すべきとの意見が出ており、財源検討に対する住民の理解が深まっているというにはほど遠い状況であります。

そこで、下記の点について伺います。

①前回の一般質問での内容を「白馬村観光地経営計画にみる驚くべき10の実態」（別紙1）にまとめました。ちょっと皆さんのお手元に行っているかちょっとわかりませんが、事務局のほうには提出してあります。

現在の観光地経営計画は、計画にも実行にも問題が多く、このまま7年続けても村がよくなるとは思いません。今の時点でやり直しが必要と考えますが、この実態に対するコメントをお聞かせください。

②「白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書」（案）、こちらも別紙2として提出してあります。では、「用途の大枠は、観光地経営計画で示されている」とありますが、検討委員会の中で用途の明確化に対する意見・要望が再三出ているにも関わらず、まともな回答が委員会に提出されておられません。改めてこの場で何に使うか、優先事業とその事業費をお聞きいたします。

③要望書を提出した宿泊業者が求めているのは、用途の明確化と時間をかけた慎重な審議であります。将来像がはっきりしており、用途に同意できれば宿泊税徴収の協力もやぶさかではないと言っております。

基金化ということは、用途がわからないのに徴収することで、今のような苦しい経済状況の中、何に使うかわからないことに協力できるはずがありません。それでも基金化を進めるおつもりなのかを伺います。

④昨今、村は建設ラッシュと言われており、主に宿泊施設があちらこちらで建設され、不動産価格上がってきていると聞いております。

しかし、そんな事業者がその恩恵にあずかっているとは言えず、最近、大手地元建築業者が倒産いたしました。中小企業振興条例などで事業者を守る対処が必要と考えますが、お考えを伺います。

⑤インバウンドブームで外国資本の宿泊施設がふえる中、オリンピックの前後の過去の投資の返済や固定資産の支払いに追われ、新たな投資ができない地元の宿泊業は苦しい状況に追い込まれております。

結果、地元宿泊業者の数は減ってきており、民宿発祥の地であるこの村のなりわいは、外国人に取ってかわられてしまうのではないかと、そのような危惧をしております。村長もそのような危機感をお持ちであれば、資本の参入規制をすべきと考えますが、お考えを伺います。

最後になりますが、宿泊施設の人出不足などを背景に、出入国管理法の改正により、労働を目的とした外国人がふえることが予想されます。観光地経営計画の村の将来像には、この点に全く触れ

られておりません。あるべき姿として描くものが村長にあるのであれば、お聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤まゆみ議員から、観光計画と財源検討について6つの項目に質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

最初に、議員がまとめた「白馬村観光地経営計画にみる驚くべき10の実態」に対するコメントをとということではありますが、お答えをいたします。

「驚くべき」という形容詞にいささか違和感と寂寥感（せきりょうかん）を覚えたのは事実であります。同時に、大変厳しい評価をいただいたことは、真摯に受けとめるべきかと思ったところがあります。

観光地経営計画は、議員のおっしゃるとおり、10年計画の3年目を迎えようとしております。この計画は、前期、中期、後期の3期に分かれており、現在は、前期の最終年に当たります。

来年、中期に突入するに当たり、見直しを行なうことは既定でありますので、この3月に予定されている経営会議におきまして、前期の総括として計画評価を行ない、中期計画に移る31年度の経営会議で計画の見直しが議題になろうかと思っております。

前期計画は、PDCAサイクルの確立とその評価に必要なデータ収集の目的の一つとしております。初年度は、初となるインバウンドアンケート、また、夏・冬のアンケートを継続をして実施をしてきた中で、白馬村の強み、また足りないものが見えてきておりますので、それを村や観光局の事業展開に反映をさせています。

引き続き調査と検討を行ない、お客様の白馬に求める傾向や嗜好が変わっているという結果が導き出されたときには、中期、後期での計画見直しを実施をしていけばよいものと考えます。

10の実態一つ一つに個別のコメントをすると長くなりますので、控えさせていただきますが、1項目めに対して、申し上げさせていただきますが、1つ目の、「経営計画の立案を外部業者へ丸投げ」とありますが、観光地経営計画は、平成26年から27年にかけて村内観光関係者、索道、山岳、農業等関係者、公募委員を含む21名の委員で組織された策定委員会を6回、経営会議の根幹となる施策の検討を行なうべき村民で構成されたワーキンググループ34名で7回の検討会を行ない、策定をされた計画であり、各施策はまさに村民の知恵の結集であります。

また、統計データでは、作成当時の村の状況をつかむ上では大変重要なデータであり、さらにこの計画をつくる上ではアンケート調査を実施した上で、より細やかな村の状況をつかんだ上で策定されたものであります。現在の10戦略55事業は村民の白馬村の観光に望む理想の形であると考えています。議員のおっしゃる統計データだけをもとに地元の事情を分析をしていないというご指摘には当たらないというふうに考えます。

このあたりの作成プロセスは観光地経営計画に記載があり、各議員には策定時にはお渡しをして

おりますので、お手持ちの計画をご再読をいただければというふうに思います。

2点目の、観光財源の使途・優先事業と事業費についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の答弁のとおり、観光地経営計画では、今後の白馬村における観光振興の方向性として10戦略55事業を定め、その中から優先事業として4つの戦略的重点プロジェクトが選ばれております。

順番に申し上げますと、白馬連峰への眺望への魅力最大化として、電線地中化等による景観保全、景観コントロールによる滞在魅力向上施策等が白馬村の核となるスキー場と宿泊拠点の再生として、スキー場や宿泊施設の設備更新等が国際リゾートにふさわしい受け入れ環境整備として水資源の保全活動の推進、誰にでもわかりやすい案内標識類の統一、シャトルバス等の2次交通の整備、クレジットカード等の決済環境整備等が魅力の多様化に向けたコンテンツ創出として白馬産食材の地産地消の推進や、歴史・文化資源を活用したプログラムが開発がすすめられております。

これらを事業レベルに落とし込んだ観光財源の使途は、第1回検討委員会で事務局から資料として提出をしており、あくまで目安ではありますが、事業費の積み上げが約2億円となっております。

このように、観光財源の使途は既に明示をされており、これを実施していく上で、財源のあり方を検討委員会が議論をさせていただいているのであって、使途が明確でないというご指摘には当たらないというふうに考えます。

3点目の、基金化についてのご質問にお答えをいたしますが、議員は、「基金化ということは使途がわからないのに徴収するということ」とおっしゃりますが、検討委員会では、新たな観光財源が観光振興のみに使われることを担保し、官民協働で使い道を決めていくためには、行政の一般財源と切り分けた形で基金化することが必要であるとの議論がされていると聞いております。

すなわち、議員がご指摘するような、まさに使途を明確化するためどのような体制が必要かという話がなされ、その一つの形としての基金化という形が議論をされていると認識をしております。

4点目の、中小企業振興条例などで事業者を守る対処が必要と考えるがいかがかとの質問ですが、確かに、2月末の地元建築業者が自己破産したとの一報には、私も衝撃を受けました。

報道によると、負債額は最も多額であり、関連する村内業者への影響を心配するとともに、商工会と連携をとり、情報収集し、村の商工業支援制度での対応はしていきたいと存じます。

従来より村では、地域経済の活性化に資するため、村が発注する工事の請け負い、物品の購入、その他の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意をしつつ、村内事業者を受注の機会増大を図るよう努めておりますし、商工業振興条例に基づく施策を展開をしているところであります。

ただ、同条例も制定以来かなりの年月が経過をし、制度の見直しを検討すべき時期に来ているかと存じますので、昨年度、県商工会連合会から県町村会長宛てに要望がされている、小規模企業振興条例制定について、商工会等関係機関と連携をし、事業者の経営基盤の強化を図るために研究してまいります。

そして、あくまでも私見になりますが、中小企業の振興は、経済社会環境の変化に対応した経営の向上及び経営の革新を目指す中小企業者の自主的な取り組みを基礎として推進をされるものであり、地域に根差した地域資源を活用した産業が発展することを基本として推進されなければならないというふうに考えているところであります。

5点目の、宿泊業という村のなりわいが外国人に取ってかえられるのではないかと、資本の参入規制をする考えはとのお尋ねであります。当面そのような考えはございません。

伊藤議員おっしゃるとおり、地元宿泊業者が高齢化、後継者不足により廃業をしている現状を憂慮しております。索道事業者との懇談でも、宿泊施設、ベッド数の減少は死活問題であるという意見を聞いておりますが、仮に外国人や外国資本の施設がなかったとしたら、せっかく白馬を訪れていただいたインバウンドを中心としたお客様が村外に流れたり白馬を敬遠するといった、さらに深刻な状況を招いたのではないかと想像をするところであります。

見方を変えれば、外国資本が浸食をしているというのではなく、カバーをしている状況もあるのではないかとこのように思います。この後の質問にもつながりますが、参入の規制より、まずは共存共生の道を探るべきかと存じます。

また、私も地元出身で宿を継ぎ、頑張っている若手経営者ともよくお話をしますが、皆さんしっかりとした考えを持ち、村の観光について熱く語る姿を間近にすると、悲観ばかりするのはいかがなものかという気がしております。

もちろん、大規模な開発については、事業者が国内であろうが、国外であろうが、従来からチェックや規制の基準があり、それに基づいて対応をしておりますし、開発による環境への影響には特に配慮する必要もあります。このような点については、以前に北海道で問題になった、海外資本による水資源の買いあさりといったおそれにも備え、長野県では、水資源保全条例を制定をしております。

一概に外国人だからという規制のあり方には疑問がありますが、調べたところによりますと、国への提言かとは感じましたが、今後の海外観光客増加に伴い、さらに海外資本による日本の土地取得の要求が高まることが予想される状況下、何らかの方策が必要であるというレポートも目にしましたので、研究はしてまいりたいというふうに考えます。

最後に、外国人増加が予想されるが、村の将来像としてあるべき姿であります。確かに、2月の1日現在の外国人の住民数は1,064人と住民のうち11%を占める現状は、県内で突出をしております。さらに、増加するであろう外国人住民に関して、観光地経営計画に触れていないという指摘はそのとおりかと存じます。

しかしながら、その後に策定いたしました村の目指す姿を示す、白馬村第5次総合計画の基本目標「暮らし」の大分類「多様性を尊重し、住民が主体的に協働・共生する村づくり」で触れております。

さわりの部分を原文のまま読み上げさせていただきますと、「本村は、自然環境に魅了された国内外からの移住者が多く居住をしております。文化や国籍の違いを尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる環境を整備をするとともに、多様であるからこそ実現できる国際的な村づくりを進めます」としております。

このように、近年、訪日外国人が急増したことにより、関連する本村の行政業務についても、観光産業のスピード感についても、全てについて完璧に対応をしているとは言えないと感じておりますが、先ほど申し上げました基本目標に向けては、課題に向けた新しい制度の導入、そして、2次交通を含めた交通網の整備等についても柔軟に対応できるよう、基本目標の実現に向けて取り組んでいるところであります。

伊藤まゆみ議員の観光計画と財源検討についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。

私が出しました「驚くべき10の実態」なのですが、それに対する反論がいただけてよかったかなと思っております。

それで、ちょっと一つ、まず最初にお聞きしたいんですが、村長は、財源検討委員会、こちらのほうは参加されておりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 私は、諮問をしているところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうしますと、そちらの会議には傍聴でもできないということになるんですか。この中で、ちょっと後段でちょっとお聞きしたいかなと思ってますので、順序立ってお聞きしたいと思っています。

まず、10の実態なんですけれども、この「丸投げ」に対する反論で、26年間21名の委員で6回やってきたワーキンググループは34名で7回やってきたというご答弁いただきました。

そうしましたら、なぜ、今、事業が進んでいないのか、その点をお聞かせ願えますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 11月の評価表にも羅列、羅列というか掲示したところにつきましては、全く事業が進んでいないわけではなくて、進んでいる部分についてはある程度の成果が見られるというふうには認識をしております。ただ、全ての項目において文言が入っていないところについては、事業が進んでいないと言われるのは確かかなと思いますけれども、さすがに2年、3年で全項目について手がつくという状況にはなっていないというふうに認識しております。ただ、事業者を初め、努力していないわけではなくて、よりよい観光地のために進んでいるということは確かかと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） この立てた計画が実行できないよというのが、私の考えであります。なぜかという、これは余りにも抽象的なんですね。どこかにも書いてあると思うんですが、数値目標がないと。どこを目指すべきなのか、どこに行くのか、この船はどこへ行くのという感じなんですよね。それで、なので、幾つか、何というんですか、進んでいるというふうにおっしゃったんですけども、30年3月の第3回の観光地経営計画なんですけど、今までの各事業所、役場の他部門からの進捗状況を提示し、この委員会で評価するというふうにおっしゃっていたかと思います。そもそも計画に載っていない事業とかが結構ありまして、事業の目的や指標がないのに、どうやって評価されるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君） 数値目標のないというご指摘だと思うんですけども、そもそもこの計画については、観光客数だけにとらわれない観光振興というものを課題としております。これは、今まではお客の数だけにとらわれていた部分が多いんですけども、お客様の白馬での滞在時間とか、消費額とか、いわゆる質ですね。クオリティーな部分に注目して、地域経済の貢献度を高めることを重要ということで、観光地経営という視点を取り入れております。こういったもので、ただただ、例えば、来るお客様の数だけ追っていると、いわゆる質的な部分、おもてなし的な部分等がおそろかになるのではないかというようなこともありまして、特に、前期計画につきましても、いらっしゃいましたお客様に対するアンケート調査を重視しながら行なっている、進んでいるというのが現状かと思っております。進め方に対しては、確かに予定どおり進んでいない部分はかなりあるのは、私も率直に認めざるを得ませんけれども、そういった状況であるというふうに認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっと今、おもてなしという言葉が出たので、はっと気がついたんですが、先月の11月26日に、デービッド・アトキンソン、アトキンソン氏ですかね。この方の「稼げる観光地域づくり」というあれが、シンポ、何ですかね、講演会ですかね、ありましたよね。そのとき、おもてなしで人は来ないと、そうおっしゃっていました。なぜ観光地経営計画がだめだよというふうに私が言っているのは、これは経営になっていないんですよ。もうそもそも目標とするところがないと、行くところがわからないんですよ。だから、だめじゃないか、これはうまく動かないんじゃないか、そう思っているわけであります。

例えば、先ほど幾つか上げていただいた計画、要は、言っていたんですが、白馬連峰の景観魅力最大化、これ具体的に何をやるんでしょう。何を求めて、どれを改善していくんですか。何をやっていくんですか。そういうところがないんですよ。それで、進捗状況の中に出していただいたいろんな事業所さんの事業内容、プロジェクトですね。そこは、そもそも第三者が評価するもの



なんですかね。その辺をお聞かせ願えますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 会議の進め方としてはご批判はあるかもしれませんがけれども、そういった各事業体、行政の取り組みをいろいろ並べると言い方よくないんですけども、いろいろそれぞれの項目ごとにやってきたことを出させていただいて、それを客観的に評価していくというのが、この会議の一つの大きな要素、いわゆるチェックの部分でありますので、そこについては、特に間違ったことをやっているというようなことはないと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 全くない、この観光地経営計画にかかわっていない方たちがやっている事業ですね。この経営会議の中で評価していくの、これは本当にまずいことだと思うので、もちろん評価という意味合いでは、やらないほうがよろしいんじゃないかと私は思います。それで、批判はあるでしょうがという。これ批判じゃないんですね。こうしてほしい、こうしてほしいから指摘しているわけであります。意見であります。ですので、批判ととられれば、そこからもう前に進みません。

ある方が、何と言ったかな、「人間は失敗からしか学ばない悲しい生き物だ」というふうに言っていました。これ批判ととりまして、そこから学ばなければ、前には進まないと思うんですよ。なので、ぜひとも批判ととらずに、これを、ここを踏まえて、じゃあ、どこをどうやって変えていこうかというふうな反省に立って前に進んでいただきたい、私そのように思っております。

それと、観光地経営会議なんですが、まだまだ30年7月の段階でアンケート報告、アンケートのことをやっていたんですが、ある委員の方が、このアンケート報告の目的がわからないというふうにおっしゃっていました。毎年とる理由というのはどういう理由なんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 時の経過とともに、来訪者の嗜好（しこう）等変わるときがあるということで、来訪者に対するアンケートは毎年行なうというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 毎年とっているわけ、とっている内容が、推奨度とか、消費額とか、娯楽・サービス、買い物、こういったものだったと思うんですけども、私が思うに、なぜとらなきゃいけないかという、事業をやって、どう改善されたのか。私、それを見るためじゃないかと思うんですね。例えば、クレジットカード、シャトルバス運行など評価が悪い。改善すべき項目を上げて、それに沿ってプロジェクトを遂行する。アンケートをとって、どのくらい改善されたか。こういうのを見るためじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君） そのとおりでよろしいかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうしましたら、例えば、クレジットカード、このことに関して、何か進んだ、プロジェクトとして前に前進したなというようなことはございますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君） 具体的にすごい進捗が見えたということはないかもしれませんが、商工会を会場に、いわゆるキャッシュレスに関する講習会とか、そういったものを今開いております。あと、今、庁舎内でもキャッシュレスについてを研究会みたいなワーキンググループ開いて、それは行政サービスの一環としてですが、キャッシュレスに対する取り組みをどのようにするかということも研究しているといったような実態はございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私も宿やっている手前、皆さんにアンケートとれとか、そういうのはいかなものかと思ひまして、自分でもお客様に聞いてみました。入り口のところに、白馬をよくするために、皆さん、どんな、何かいいアイデアないですかというようなことを英語で書きまして、それで、お寄せくださいというようなことを書いたんですけども、さすがに小さな紙に書いて渡すというのはなくて、個人的に私の主人が聞いたところなんですけれども、クレジットカードが使えないのが知らなくて、それで、いっぱい食べちゃったと。そしたら、キャッシュが足りなかった。もう恥かいた。そういった方が何人かおられました。ぜひとも、それだったら、ここはクレジットカード使えません、そういうのを全部店の、レストランですね。店の前に張っていただきたい。こんなわざわざ皆さんにやっていただくんじゃなくて、まず、それが一歩じゃないかなと思うんですよね。それで、まず、そうすると、お客様は避けてしまうと。そういうことがわかれば、やっていただけるんじや。

野沢温泉のほうでもそういうことをおっしゃっていました。なかなかレストランとか、飲食関係の方はキャッシュカードを使いたがらないんだと。だけど、キャッシュカードを使うと、皆さん、以外にたくさん使っていただける、飲み食いですね。キャッシュを気にしなくていいので。なかなか日本円に換金するという嫌なんです、正直なところ。なので、そういうふうに進めているんだということをおっしゃっていた。

まず、使えるか使えないかを皆さんに表示していただく。こんな簡単なことだったら、別にみんなに知らせなくても、これ張ってくださいと言うだけでいいと思うんですよ。いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君） 貴重なご意見だと思っております。私も、住まいの近くのお店には、何だ、キャッシュオンリーみたいな看板をしているところも数件ございまして、そういった取り組みは大事かなと。本当はキャッシュレス対応にしていくのが一番かなとは思いますが

れども、それは貴重なご意見として承っておきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** この前、11……。ちょっと日程覚えていないんですが、商工会のほうで、県の観光部の方ですかね、講演会やられまして、まず何が大切かというところで、外国人が訪れたときに、3つだったと思うんですが、ストレスをなくしてあげる。その中に、やっぱりクレジットカードのことと、言語と、シャトルバスと、この3つが入っていたかと思います。ですから、そこがやっぱり外国人の方にとって、すごくストレスになるんだと。なので、まずそこは、もう第一にやるべきだと思うんですね。

例えば、シャトルバスに関して言えば、私もこの冬、何回か、ナイトシャトルバスですか、これに乗っていったんですが、非常に、何というんですかね、タイムテーブルというんですかね。バスの時刻表、見にくくて、うちのお客さんが五竜とおみから、じゃあ、ナイトシャトル、ちょっと夕方になってしまったので、ナイトシャトルで帰ろうと言って、どこで、何というんですか、乗りかえていいかわからなくて、それで、結局1時間待って、タクシーで帰ってきたと。この冬、終わったら、このバス停といいますか、どういうふうな運行をするかというのを反省会して、次回に備える、次の冬に備えるというか、そういうことは検討されているんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 当然行ないます。バス運行事業者が一番生の現場の声を拾っておりますので、その意見を聞きながらダイヤの改正、まあダイヤの改正と、ただ、ダイヤの改正に伴う増便というのは、なかなか予算の制約上できない現状もありますので、何しろ使い勝手のいいダイヤ改正に努めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 私、以前にベルというところに何かで行きました。あその場合は、ループになっているんですね。ループというか、こういう形で、ここで乗るといような、こんな感じになって。やっぱりそうやると、ここで乗りかえればいいんだよという感じでわかるかと思うんですね。なので、そういったことも検討されて、使い勝手が悪いというのを、なるべくというか、もう本当にこれは一番最初に、やろうと思えばできることですので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

それで、財源検討の部分に入りたいかと思いますが、この辺のちょっと認識が、村長のほうと私どものほうで随分と違うかなと思うんですが、やはり何に使うんだということは、もう前回も出ていました。使徒を明確にしてくれと。それで、なぜ使徒を明確にできないんですか、副村長。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 先ほど村長から答弁させていただいたとおりになりますけれども、使い道としては、既に観光地経営計画で10の戦略、それから、55の事業として既に示させていただいて

おります。それを、さらに事業レベルまで落とし込んだものにつきましても、検討委員会の第1回の資料として示させていただいておりますので、使徒は明確に示させていただいているという、そういう認識でおります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 先ほども言いましたように、観光地経営計画のほうが、やっぱりちゃんと計画どおりにっていないと。その中で、以前、いつだったか覚えていないんですけども、優先事業は何かという聞かれたときに、それもこの検討委員会の中で検討すると思いますというようなお答えをいただいたかと思うんですが、そのことは検討されたんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 優先事業の取り扱いについてですけども、優先事業についても観光地経営計画の中で既に、先ほども申し上げた10の戦略の中で、4つの重点事業というのが示されております。それは、先ほど村長が答弁したとおりでありますけれども、こういった優先事業を定めておりますというのも、検討委員会の資料の中で示させていただいております。そのことに対して、もちろん検討委員会の中で議論をしていただいて全く結構ですけども、それに対しては、今のところ委員の皆さんの中では、あんまり活発な議論はなされていないというのが実態なのかなというふうに思います。

一方で、使徒の優先順位の決定というのは、仮に新たな財源が導入された場合、それは刻一刻と変わっていくもので、じゃあ、今年度はこの事業を優先的にやっつけよう、じゃあ、来年度はこの事業を優先的にやっつけようということは、各年度年度で決めていくべき話なのかなというふうに考えております。

そういったことの中で、最も重要なのは、各年度年度でその使徒の優先順位を決定していける、そういった組織体といえますか、そういった体制をつくっていくことなのかなというふうなことが、この検討委員会での議論の中でありまして、そういった意味で、検討委員会の報告書案としましては、そういった使徒決定組織のところでしっかりと年度年度優先順位をつけていくという、そういった案を示させていただいております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 前回の検討委員会の中で、ある方が、観光推進体制の見直し、戦略9に入っているんですけども、これは言ってみれば観光局だと思っておりますが、以前に観光局が改革やったんですよね。そのことを言っていたかと思っておりますが、会費を半額にする、その後どうなったんだという感じですよ。まず、やるべきはここからじゃないかというふうに皆さん思っているんじゃないかと思えます。

それで、その使徒が載っている、載っているとされても、どういう形になるか全く見えないんですよ。使徒を明確にできないのは、経営計画が予定どおりにっていないからなのか、もう既

に何か使う必要のあるもの、例えば、観光局なんかが決まって、観光局に使いたいというようなことが決まっているんじゃないかというような、皆さん思うわけですよ。だから、観光局の体制の見直しに触れないんじゃないか、そういう思惑というか、推測をしてしまうわけなんです、観光局の改革というのは今後考えているんですかね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 確かに観光推進体制の主力は観光局であるということは、間違いないというふうに考えております。特に、観光財源が観光局というのを抜きに考えますと、観光局の改革というのは、一つ、今、地域連携DMOが今まさに立ち上がろうとしているときに、白馬バレーの中でも、引っ張っていく存在になるのが白馬村観光局であるというふうに考えております。そういった方向の中で、白馬バレー全体、手を携える一番の中心になっていきたいというようなことは思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** もう本当もうちょっとこのところをいきたいところなんです、時間も限られておりますので、ちょっと前に、せっかく用意した資料ですので、そちらのほうへ進みたいかと思えます。

私がお配りしました資料なんです、この白馬村の置かれた現実と将来を直視するということで、日本の将来AI予想ということで、こちら、ここの右のほうに出典が出ております。詳しいことは、その本のほうを読んでいただければよろしいかと思えますが、枝広さんという方が言うのは、都市集中シナリオと地方分散シナリオの分権が2025年から2030年の間に起こると。それ以降は戻ることはないと言っているんですね。何というんですか、言ってみれば、Vicious circleと、悪循環と言いますよね。でも、悪循環じゃなくて、悪のスパイラルになっちゃって、下のほうに行っちゃうと。それが戻らないと言っているんだと思うんですね。2040年までに896市町村が消滅する。これ白馬村も入ってありましたよね、たしか。人口3万人未満自治体が954、総人口8%で、面積が48%。この自治体、どうしても残す必要がある。なぜならば、自然保護に地方は必要だからです。

先ほどのスパイラルですが、人口減、消費減、地域経済縮小、雇用減、さらに人口減というスパイラルになっていくということですね。白馬村はいかがかという、このチャートですね。そちらを見ていただくとわかりますように、支出のほう、いきなり収支がマイナス34億、民間投資収支が16億となっております。これはちょっと後のほうでまた詳しく述べたいかと思えますが、先ほど来言っております観光地経営計画には、そもそも指標がないと。計画とは言えない。経営計画とは言えない。観光局の直下目標はたった3%で、ふえるインバウンドを取り込もうとしていないということでもあります。

次のページであります、2でありますけれども、地域の所得循環構造、こちらなんです、環

境省から出ております。株式会社価値総合研究所というところが多分つくっているんだと思うんですけども、白馬村総生産ということに、2013年のものであります。それで、この生産という一番左の欄なんで、欄といいますか、行ですかね。一番下に、ここに、何で稼いでいるかというのが出てきているわけでありまして。一番多いのが、対個人サービス。この中に何が含まれているかというところ、飲食店、旅館、洗濯利用、こういったものです。ここが一番強いというのわかりますよね。白馬村はここが一番強いわけでありまして。次、対事業サービスとかがありまして、運輸業。多分恐らく、私の推察ですが、索道も含まれているのではないかと思います。その2つ横にいまして、ここでマイナス34、先ほど出てきた数字であります。それで、一番右端の行であります、このオレンジのほうはプラスになっているところでありまして。グレーのところはマイナス。この中で何がマイナスかというところ、エネルギーの流出が約7億円で、電気はマイナス5億円ということで、これは売電収入があるということですね。それで、まあ5億円ではないとは思いますが、中電さんがやっているのを含めてなんだと思うんですが、一番出ているのが、この石油と。ということで、言ってみれば公共交通、皆さん車やめて、公共交通にするのがいいよというのは、私はこういう観点から賛成であります。それで、民間投資の16億円が出ていけると。

次のページなんです、それをグラフ、何というんですか、チャートといいますか。下のマッピングのページで、一番左上の端にある、これどのぐらい回っているかというところ、88%で回っております。100%回っているというのは、ここで収入を得たものとか、こういうものが全部この中で回ると100%であります。域外にどんどん出ているということでありまして。

この表といいますか、このページで一番ショッキングなのは右側のところなんです。真ん中のこの赤で囲んである所得1人当たり、これは2013年ですので、東北の震災があった後ですからしょうがないのかなあとは思ったんですが、1人当たりの所得が299万円なんです。

なお、何がここでショッキングだったかというところ、この順位なんです。1660位なんです。千七百幾つでしたか、ある中でこういう低い順位、これはいかなあ。これは私がつくったわけではございません。多分これは総務省か何かで出していると思うので、ちょっと苦い顔して「ちょっと違うよね」というような顔をされているのかなあと思いますが、これはちょっとショッキングかなあと思って、いただけない数字だなあと思って見ていました。

次のページでありますけれども、こちらが漏れバケツの理論ということで、赤く四角で囲んであるところ、これは行政のほうで何とかできることじゃないかと私は思います。購入するエネルギー代金・熱エネルギー代金、これは例えば小水力を使うですとか、そういうことをすれば石油なんかを買わなくてもいい、外へ出さなくてもいいと。

それと先ほど答弁いただきました域外の建設業者への支払いです、こういったもの。行政で一番大きいのは、これは私がつけたものですが、行政の業務委託料です。毎年、JT B、Fさんですか、そちらのほうに300万円から500万円程度、今後どのくらい続けるのかわかりませんが、

そういった形で支払っている。それでなおかつ、データがそろわないというのはいかなものかなというふうに思うわけでありませう。

この行政の業務委託料、先ほどの同僚議員の答弁の回答があつたかと思いますが、これは今後減らしていくというような予定はありますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 業務委託料ですけれども、業務委託料といつてもなかなか一概に言えないものもありまして、議員がおっしゃっているところというのは、いわゆる観光地経営計画のような計画策定、経常的経費じゃないようなものというところだと思いますけれども、当然その事業者も業者もなかなかマンパワーでない部分もありますので、事業者もそういうマンパワーを使ったり、その専門的知識というところを使わないといけない部分もありますので、それは一概に減らしていくということではないですけれども。

ただ、先々から指摘いただいているように、やはり最後のところは行政の職員がしっかりとその計画を理解し、つくり上げていくというところが重要かというふうに思いますので、そのところは行政においてもしっかり責任を持ってやっていこうというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 観光地経営計画のほうをやっているJTB、Fさんですか、この部長さんが、どこの地区も統計調査の継続が難しいということを7月17日の委員会で言っておりました。

将来的には外部事業者でなくて、白馬村として、ここはちょっと××になっているのは聞き取れなかったと、何々していただきたいというふうに、こちらの部長さんも言っていられるんですよ。なので、今後10年間ではなくて7年間ですか、もうこの際、今回見直しの年に当たるならば、自分たちでやるというふうにしたらいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 私もちか議会会の全員協議会の中で、伊藤議員の質問で答えた中では、行く行くは村として一本立ちしなければいけないという思いはあるというふうに述べました。ということで、確かに予算化しておりますけれども、業務の内容については見直していきたいと思っております。ただ、どうしても行ないたい調査がありますので、その分についてはやはり名称がどうしても業務委託料となっておりますけれども、必要な部分については行なっていきたいと。

ただ、それを生かすのは行政であるということは重々認識しながら取り組みたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと10分です。質問ありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** ちょっと私の質問ではないんですが、先ほど同僚議員の質問で宿泊施設ですか、アンケートに協力いただけないというようなお話だったかと思えますけれど、これは何で協力いただけないというふうに思われますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** わかれれば対応したいと思っております。わからないというか、確かに忙しい時期にペーパーでかなりの分量の質問があれば、やはり、まあ。私も逆の立場になるとなかなか出せないのかなあというところもあるので、そういった手法も研究しなきゃいけないなと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 逆の立場だったらというお話だったんですが、逆の立場だったらどうかかと私もいつも考えるんですが、私が思うになんですけれども、このアンケートに協力しても自分たちが知りたい項目がないんだと思うんですよ。要するに、データ、何が欲しいかというのがこのアンケートの中に入っていないんだと思うんですよね。

もし、このデータをとることで何らかの自分たちのメリットになる、例えばこれをどういうふうにかかしていくんだということがわかれば多分、皆さん協力してくださるんだと思うんですよね。なぜかなと私も思うんですが、私も多分、協力しないと思うんです。なぜかという、例えば推奨しますか、しませんかと。では、推奨しますと。じゃあ、推奨しない理由は何ですかというところを聞いていただければ「あっ、ここを直せばいいんだよね」とわかるんですよね、多分。だと思えます。

それで、やっぱり宿泊業者さん、特に日本人というか、地元の方たちが苦戦していると。これはなぜ。先ほど収入を見ても結構低かったんです。なぜこんなに低いと思われませんか。先ほどの1人当たり299万円、1799位中1660位と。これは何でこんなに白馬村は低いんでしょうかと考えたことはありますか。

この数字は初めて見たのかもしれないんですが、どうして日本はあれだけ宿泊業者がどんとふえていて、この宿泊業でもっているような、宿泊業だけとは言いませんけれども、対個人事業サービスがなぜこう低いのかというのは、もし何かお考えがあればお聞かせ願えればなと思うんですが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** そのところの詳細な分析はできていないので、これはあくまで私の個人の感想といえますか、こうじゃないかというところなんですけれども、全体的に見て、いわゆる観光地ですか、その小規模事業者、個人事業主が多いようなところというのは、統計的に所得が低くなる傾向があるのかなというふうには認識しております。

たしかニセコだとか倶知安といったところに関しても日本人のところで行くと、いわゆる所得がかなり捕捉できないというところもあって、どうしてもデータ上は所得が低く出ているところはあ



ったかなというふうに思います。

それから、もう一つは、これも倶知安とかニセコにも共通するのかもしれないですけども、外資がいろいろと入ってきたというところはあるけれども、そのところで実際にそのお金が現地のローカルな、住民のところになかなか出回っていないというところもあるのかなというふうには思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** やはり今、一番最後におっしゃられた外国人の方たちが来られても、例えばこちらに事業所がなくて何人宿泊しているかわからないし、宿泊の料金は皆、自国のほうで徴収しているということで、こちらのほうに入っていない、そういった方たちがたくさんいらっしゃるということが大きな理由の一つだと私は思っています。

それで、やっぱり宿泊業者の方の苦戦理由というのは、稼働率が低いですよ。長野県は47位、施設が大きいので、やはり固定資産税でかなり苦しんでいます。それとプロモーションです。これはOATというんですか、インターネットでの予約で15%から20%取られるんですよ。それでやっぱりかなりの数字が行かれるんですよ。

ほかの例えば、索道事業者さんとか、どのくらいの広告費をかけているか、ご存じですか。多分ご存じではないかと思うんですが、調べていただければと思うんですが、この比ではないです。なので、そうすると、やっぱりこの宿泊税を云々ということにはかなりセンシティブになってくると。これはやっぱり頭の中に入れていただかないと、とても皆さん「うん」とは言わないと思います。

私、実はホテル、先ほどの村長のお話ですと、外国人の方たちに来ていただいていることによって、そのままよくなっている的な答弁があったかと思うんですけども、実はヨーロッパのスキー場にはキャリング・キャパシティーという考え方があるそうなんです。どういうことかという、もともとなんです、森林や土地などの環境に人手が加わっても、その環境を損なうことなく、生態系が安定した状態で継続できる人間活動または汚染物質の量の上限を指す言葉ということらしいです。

それで、スキー場は何に、どういうことに使っているかという、牛の放牧でどのくらいの面積にどのくらいの牛を入れるのが一番効率がよいかというのをやっているらしいんですが、スキー場は、このスキー場の面積で要するにスキー客、今は宿泊客でベッド数はどのくらいが一番よい状態を保てるかというのでやっているそうなんです。ですから、制限している。

なので、そうすると、もしここに大きな100室のやつがどおん入ってくると、もうこれは全て価格競争になるわけです。わかりますよね。価格競争になっちゃうと。どんどん値下げしていくと。要するに、もう上限のキャパを決めて、そこから価格を落とさない。それで、滞在型にして消費価格、消費額を上げる、客単価を上げるということをやっているんですよ。

今の白馬の状態だと、どんどん誰でも「おいでよ、おいでよ」とやっていると、もうキャパがどんどんふえちゃって価格競争に陥るしかない、そういう状況だと思うんですよ。その上、かつ宿泊税という話になると、もう皆さん、本当に先ほどの負のスパイラルみたいにやめていかなきゃいけないというような、こういう形になってくるんです。

そうすると、子供も戻ってこない、もう売るしかない、そういうふうな。そうすると、また外国人が買っていくというような、またこういうスパイラルになってしまう、そういうふうには私は危惧するわけなんです。どうでしょう、その点、考えたことはあるかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 議員おっしゃるところの客単価を上げていくということは、まさに先ほど村長のほうからも、その観光客数にこだわらない観光振興というところで、最も大事なところかなというふうに思います。

この客単価を上げていくことによって、いわゆる世界級のマウンテンリゾートというところに最終的にはつながっていくのかなというふうに思いますけれども、客単価を上げていくにはじゃあ、どういったことが必要かということ言えば、やはりその滞在環境を高めていくと。要は、ここで白馬の観光に来ていただけるだけのその要素、ある程度の高い単価を払ってでも来ていただけるだけのその白馬の魅力がないと、多分お客さんは来ていただけないんだろうなというふうには思っております。

宿泊税に限らずですけども、今回の観光財源に関しましては、そういったこれから新たな投資をしていく、それによって白馬の観光の質を上げていくということが必要なのではないかという考えに基づいてこの検討をしているわけであります。

先ほど議員からも地域循環のようなお話がありましたけれども、まさにそういった投資をすることで、その地域循環の力を高めていくといったことを同時にすることによって、単純にお金を取るという話ではなくて、それによって次の村民に今まで外国人の間だけで回っていたようなお金、経済の流れというのが村民に、より還元されてくるということが必要なんじゃないだろうかというふうに思います。

例えば、レストランに行っても、それが外から仕入れがなされていたり、お土産屋さんであつても白馬の外でその物をつくっていたとするならば、それは幾ら売り上げがふえたとしても、それ以上、村民には循環がないということになるわけですけども、例えば特産品をよりよいものをつくっていく、そしてそれによって村内での農業も含めた循環を高めていくと、そういったことができるのであれば、一つの投資の効果によって村内が幅広く経済の好循環が生まれていくのかなというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いた

します。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時10分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

**第3番（田中麻乃君）** 3番田中麻乃でございます。

本日は通告に従いまして、2点ご質問させていただきます。

まず初めに、障害者福祉の充実についてです。

昨年4月より白馬村では、障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画が策定されました。近年、障がい福祉ニーズが多様化している中で、障がいのある人が社会の活動に主体的に参加できるよう、自己実現の支援と社会的障壁、日常生活や社会生活を営む上で障害となる事物、制度、慣行、観念等の除去が求められております。

そこで、以下について伺います。

1、白馬・小谷村の有志で結成された障害者福祉推進支援団体から、障害者グループホーム設立の要望書が両村に提出されました。それについて、どのように村は受けとめているか、伺います。

2、障害児福祉においては、早期の的確な幼児児童生徒理解と、ニーズに応じた指導や支援が求められます。それに伴い、本村でも、児童発達支援事業や、放課後等デイサービスのニーズも増加傾向にあります。村の現状把握と今後の見通しについて伺います。

3、障がいの有無にかかわらず自分らしく生きていくためには、地域全体の理解や協力のもと、必要な支援を受けることが必要不可欠です。権利擁護や差別解消に向けた村の考えや取り組み、今後の方向性について伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中麻乃議員から、障害者福祉の充実について、3つの項目で質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の、障害者グループホームの設立に関する要望について、村ではどのように受けとめているかという点でありますけども、昨年11月に白馬・小谷障害者福祉推進支援団体「えがおはなさく」から、障害者グループホーム設立の要望書が提出されました。

要望書では、障がい当事者と、その家族の高齢化が進行し、家族の高齢化により支援の継続が困難になり、当事者の孤立や生活の継続を憂慮しつつ、当地域におけるグループホームを早期に整備をし、当事者と家族が安心して生活できる地域にしてほしい、そのために必要なこととして、整備に向けて事業者誘致を積極的に進めること、整備に当たっては重度者の受け入れ可能な施設・体制であること、短期入所を受け入れる体制であることなどが要望されておりました。

当地域におけるグループホームの整備については、長年にわたり保護者の皆様からご要望をいただいております。昨年9月には約1,000名の署名を添えた要望書も提出されております。

他方、昨年4月に策定をいたしました障害福祉に関する村の計画では、障がいのある人ができる限り住みなれた家庭や地域で生活するために、最適な福祉サービスを提供することが必要であり、具体的な施策の一つとして、本人や家族の意向を尊重しながら、施設などから地域生活への移行を進めるため、グループホームの確保、待機者の解消に努めることを掲げております。

このような状況の中で、保護者の皆様の思いや支援団体からの要望を受けまして、白馬村と小谷村では、これまでにグループホームの建設に前向きにお話をいただいていた事業者に対して、地域の要望をお伝えをし、施設整備に向けた具体的な検討をお願いをしたところであります。

村では、この地域におけるグループホームの必要性を十分に認識をしておりますし、早期に実現をしたいとも考えております。そのため、保護者の皆様の思いをしっかりと受けとめ、支援団体や事業者との対話を欠かさずに、着実に前に進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、整備計画が具体化してくれば、小谷村を初め関係機関と十分に連携を図りながら、できる限り支援を行なっていきたいと考えております。

村としては、障害者総合支援法に規定される基本理念のもと、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる総合的な支援の充実を図るため、地域におけるグループホームの整備を含め、障害者施策の推進や、障がいにかかわるサービス提供体制の確保及びサービスの充実を努めてまいります。

2点目の、障害児福祉においての村の現状把握と今後も見直しについてお答えをいたします。

まず、現状の把握といたしましては、村で行なっております発達支援教室では、2歳から就学前のお子さんを対象に各種教室を開いています。その中には、発達・母子家庭・子育て・就学に関して気になる幼児と保護者を対象に開く教室があり、お子さんを小さいころから継続的に見ているところであります。

保護者からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、お子様の状況に応じた支援につなげており、児童福祉法に規定されている障害児通所支援事業はその一例です。

また、今年度より子育ての切れ目のない支援のために、引き継ぎシートを作成をし、活用しております。幼稚園・保育園・小中高等学校・子育て支援課間で情報共有ができ、就園・就学・進学がスムーズに行なえるようにしました。

先ほど支援の一例として上げた障害児通所支援事業の中で、本村において3月1日時点での児童発達支援支給決定者は11名、放課後等デイサービス支給決定者21名であり、両サービスともに昨年度と比較すると増加をしております。この傾向は、関係機関の連携が深まってきたことで、ニーズに応じたサービスが保護者の皆様に対して情報提供されてきている結果だと考えられます。

障害児福祉サービスの需要の増加が予想されている中、国においても障がい児支援のニーズの多

様化へのきめ細やかな対応として、昨年4月1日に施行された改正児童福祉法において、障がい児のサービスにかかわる提供体制の計画的な構築を推進をするため、自治体において障害児福祉計画の策定についての義務づけが規定をされました。これを受けて、本村では第1期白馬村障害児福祉計画を作成をしたところです。

この計画の中には、国の基本方針に基づき成果目標を定めましたが、大きな柱として、村単位で進めていくのではなく、多様化してきているニーズに対応するため、大北圏域全体で進めていくことが重要であるというふうに思います。

一例として計画にも記載をしておりますが、今後は保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携をしいていく必要があります、そのための協議である場を、現在、大北圏域自立支援協議会において整備を進めております。各関係機関がそれぞれ持っている専門分野を集結をし、すき間のない支援体制の構築を今後も進めてまいりたいと思います。

最後に、権利擁護や差別解消に向けた村の考えや取り組み、今後の方向性についてお答えをいたします。

まず、権利擁護についてですが、さまざま取りまなければいけないものがある中で、財産の管理または日常生活等に支障がある者を、社会全体で支えていくために必要である成年後見制度が大きな柱となっていくと考えております。

平成28年5月13日に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用の促進に向けて国及び地方公共団体の責務等が明らかにされ、本村においても、これらにのっとり共生社会の実現に向けて取り組んでいるところであります。

大北圏域では、北アルプス連携自立圏により北アルプス成年後見支援センターを設置をし、間もなく3年が経過をします。高齢者の相談については年々増加傾向にあります。障がいのある方の相談件数は少ないのが現状です。制度の普及と利用の促進に向けて、北アルプス成年後見支援センターを中心に、村としてもさらなる周知等に努めてまいります。

また、成年後見制度が必要にもかかわらず、申立人がいないことで利用につながらない方々に対しては、今回の法律にも規定をしておりますが、村長による申し立てを積極的に活用していきたいというふうに考えております。

次に、差別解消についてであります。障害者差別解消法も施行から間もなく3年が経過をいたします。この法律では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者に対する不当な差別取り扱いや、合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関と事業者には差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めています。

今後、国においては、法施行3年が経過をし、法律に規定をする一定期間を経過していることから、見直しが検討されていくと思われま。

村では、取り組みといたしましては、まず行政機関の職員が適切に事案等に対応するために、一昨年度の4月に、法第10条に基づく職員対応要領を作成をし、その年の7月には長野県の出前講座を用いて庁内勉強会を開催をいたしました。この勉強会では、障がいに関する知識等を学び、庁内、社会福祉協議会の職員等が日々の業務において適切に対応するために、土台となる部分について共有を図ることができました。

法施行以来、国や長野県においてもさまざまな事例が集まってきており、知識を学ぶ観点から事例の共有を行なう中で、実際にそのような場に遭遇した際、どのように対応すればよいかという観点にシフトしていくことが求められてきております。

来年度は、行政や社会福祉協議会の職員等に限らず、住民や福祉サービスの事業所等にも間口を広げ、障がいに対する理解と法の趣旨を村民全体へ改めて普及することも目的に、講座等の開催を計画をしまいたいと考えております。

田中議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** まず、グループホーム設立に関してです。

答弁にもございましたが、おとし9月には1,000名を超える署名が集まったように、グループホームの整備については、10年以上前から保護者の皆様の願いです。保護者ご自身も障がいのあるご本人も高齢になってきており、保護者は、自分が倒れたら、この子はこの先どうなるだろうといった将来の不安を常に抱えておられます。家族の介護が困難になった後でも、障がいのあるご本人が地域で生活できるグループホームを早くつくってほしいという切なる願いの実現に向けて、村としても積極的にご支援いただきたいと思っております。

障害者福祉推進支援団体の「えがおはなさく」から提出された要望書の一つにもございますが、設立する事業者選定においては、村からの補助がある場合には、それが税金をもとにしていること、また、設立は地域の要望の実現であることを思慮し、グループホーム稼働時に上記の履行がなされることが明らかになった場合に補助を実施することと記載があります。

要望書に込められた保護者の皆様の思いを受けとめ、地域の設立要望に合わない事業者に対しては、村は補助は行なわないということをお約束していただきたいと思いますが、村長、ご答弁お願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** この障害者施設につきましては、以前、事業者のほうから白馬に建設をしたいということで、村でも村有地を提供するというので取り組みをしてきた経過がございます。

その中で、田中議員、その後の経過についてはよくご存じだと思いますけども、昨年あたりからちょっとこの事業者がトーンが下がってきたと、こんなふうに私は聞いているわけでありましてけども、当初は本当にぜひ村でも必要だという思いから、白馬村でも土地を物色しながら対応してきた

つもりであります。そんな中で、非常に、今、事業者のほうも前向きに進めているかどうかはわかりませんが、一時よりちょっとトーンが下がったのではないかというような状況を感じているわけでありまして、そのうちに運営費用も両村でお願いをしたいというような、そんなような話もあったふうに聞いておりますけれども、両村としてもそういったことには対応は今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** ありがとうございます。あくまで、推進支援団体からも出されておりますように、あくまで地域の要望に合った事業者に対しての補助をぜひともご検討いただきたいところで、今後どうぞよろしくお願いいたします。

例えばなんですが、地域の要望に合った事業者から、今まで検討していただいた事業者以外の事業者から例えば設立要望が出てきた場合には、こういったタイムスケジュール感で進めていく予定か、最短のお考えをお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** タイムスケジュールということでお答えをさせていただきたいと思っております。

施設建設については、長野県のほうに補助の申請をしていただきます。それは社会福祉法人あるいは施設建設に伴う法人の皆さんのほうから、大体9月上旬、大体、今でいいますと、9月の頭、第1週ぐらいが期限というふうに聞いておりますけれども、そちらのほうまでに申請をしていただいて、来年度の予算に反映できるか審査をした後に、次年度の予算に上れば施設の建設ができるという形になっておりますので、最速でいいますと、平成31年の9月に申請を出し、それが通った段階で補助の内定が受けられれば、32年度に施設を建設をし、33年度から供用開始するというような形が最短のスケジュールになっておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** ただいまの答弁ですと、本年度の9月に申請を上げたとしても、やはり2年越しになってしまうというところかなと思っております。

一番最初にも申し上げましたように、保護者の皆様は、もう10年以上も前からこのグループホームの建設に当たっては要望しているところで、今か今かと待ち望んでおりますので、もし事業者から要望が出てきた場合には速やかにご対応いただきますように、よろしくお願いいたします。

このグループホーム建設に当たっては、地域社会の側にも課題が多く、地域の理解が得られない、また、偏見によりホームの建設を断念するケースが少なくないとお伺ひいたします。障がいのある人が地域に普通に暮らすことができる、そんな当たり前のことが早く日常的になるために何よりも大事なものは、住民が正しい情報を得るところだと思っております。

2013年に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の附帯決議においてなんですが、5番目において、5項ですね、「国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行なうこと」と明記されております。

事業者が決まり、グループホームを設立することが決定された際には、近隣の住民理解をスムーズに得るためにも、村民全体の障がいに対する積極的な啓発活動を村も行なっていたらいいと考えていますが、村は今後具体的な施策としてはどのようなものをお考えか、お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** お答えをさせていただきます。

今の多様性の社会におきまして、地域社会全体で障がい者あるいは障がい児等を育てることが求められていると思います。当然施設をつくるということになれば、そのエリアの皆さんあるいは村民の皆さんに早く広報をさせていただき、理解をしていただき、地域全体でその施設に入所されるあるいはご利用の皆さんとともに、社会が明るく生活ができるような、状況をつくってまいりたいというふうに思います。

当然そういうことに関しまして、今後人材の教育、そしてあらゆる機会に教育の場を設けて皆さんとともに勉強して、障がいの皆さんと障がいを持った皆さんと一緒に楽しく生活できるような社会づくりができることを、これからも研究し、そして学習できるような講演会や講習会というものを、これからも極めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 講習会や講演会といったところかと思いますが、毎年、里山塾、クロスロード白馬ですね、毎年感謝祭を行っていただいているかと思いますが。私も参加させていただいて、なかなか普通の生活をしていて、接触をする機会というのが余りないんですね。恐らく今の子どもたちは、逆に整備され過ぎて、接する機会が少なくなっているのかなというところは感じております。

私自身が小学生のときには、ダウン症であったり、言い方は申しわけないんですけど、知的障がいの方だったり、一緒にクラスで勉強させていただいて、その子が特別な存在ではなく、その子と一緒に友達として、その子ができないことは自分たちが一緒にお手伝いをして、一緒にやっていくといったところをやっておりました。そういった方が身近にすることで、子供たちであったり、地域の方の意識も深まってくるんじゃないかなというところ思います。

クロスロードにおきましては、やはりすごく残念なのは、ちょっと奥まったところに事業所がありまして、なかなか見学する機会も、おそらく事業者さんのほうは積極的に見学してくださいと言っているのかもしれませんが、なかなか足を運ぶ機会が少ないと思っております。

もちろん、通われている障がい者の方々も、やはりいろんな地域住民の方と接する機会をぜひ村



としても積極的に築いていただきたいなと思っております。要望です、お願いいたします。

続きまして、障がい児福祉についてお伺いいたします。

ご答弁では、教育機関と子育て支援課間での情報共有はできているというお話でしたが、障がい児通所支援事業者と教育機関や子育て支援課の情報共有はどのようにされているのかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** お答えをさせていただきます。

先ほど村長の答弁の中でもございました。全体的には大北の圏域の自立支援協議会とかいう組織あるいは地域の皆さんとの打ち合わせの場をたくさん設けている中で、お話をさせていただいているということ。

それから、子育て支援の分については、教育委員会の子育て支援課と連携をとりながら保健師あるいは相談士等が、細かい部分まで細部にわたって相談をさせていただいているという状況であります。

今後もこれらについて情報をしっかり共有する中で進めてまいりますし、現在でも両課の中で担当者同士のミーティングを月1回には行っております。そういう部分を含めて、これからも情報を共有しながらお互いによりよいサポートができる体制をつくってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 小谷のほうに2年ほど前に療育センターができて、とても評判がよくて、通所している子の保護者の方からは、子供が落ち着いてきたというお話も伺っております。ただ、一日の定員が全ての年齢を合わせて10名程度というところで、入所待ちをしている子供たちも多いというふうに聞いております。

今の白馬の位置から考えると、大町か小谷かどちらかに子供を通所されている保護者の方が多いと思うんですけども、ニーズがふえている状況で、村では入所待ちをしている子供の状況ですとか、そういったところはどのようなふうに把握されているかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 現在、小谷村に「そらいろ」さんという施設がございまして、私どものほうからも通所をさせていただいております。大体10名ぐらいが一日の限度ということでございますけれども、白馬村からは14名から5名ぐらいが現在利用をさせていただいております。これも日にちをずらしながら、日程の調整をしながらやらせていただいているということでもあります。

ただ、一番問題になっているのは人材の不足ということがございまして、施設ができれば、それ相応の指導者、そして支援者が必要になってまいります。そういう部分でやっぱりそういう育成の

ほうも、これからは県と協働しながら力を入れていかないと、片方に施設ができて人がたくさん集まるようになったとして、また新しいところ白馬につくろうとしても、今度は人の引っ張り合いになってしまうというのが今の現状でありますので、できる限りお互いがうまく経営が成り立つような方向を見定めながら、人員の確保、それからたくさん通っていただいて、いい成果が上がるようにしていきたいというふうに考えておりますので。

今後子育て支援課とも連携をし、それから県とも連携をする中で、人材確保についても喫緊の課題だと思っておりますので、そういうものも含めて調整をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 今、ご答弁にもありましたが、入所待ちもそうですが、おっしゃったとおり人手不足のために利用日をふやしていただけないという話も聞いております。

しかしながら、小谷の施設に関しては、4月からは未就学児の児童発達支援も受け入れていくというお話が保護者会のほうであったと聞いております。今まで利用している保護者の間では、さらに利用できる日が減るのではないかと不安を抱えていらっしゃる保護者の方も多くいらっしゃいます。

先ほどのご答弁ももちろんありましたが、村としてはニーズが増加している現状について、人手の確保も必要というものではありませんが、今児童発達支援に関しては松川村のほうにまわっている方が多いと思います。大北圏内に関して圏域で整備していくというところにおきましても、今後村としてはどのように対応していくのか、お考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 今、議員ご指摘のように、遠くの松川までということも現状聞いております。今、白馬村にもそのような施設を早急につくりたいというふうに思っているのは、やまやまなんですけれども、先ほど言いましたようにそうなってしまうと、施設をつくとそれなりの指導者が必要になるということで、どうしても人の引っ張り合いになってしまっ、お互いがまたうまくいかなくなるということがあります。できる限り利用の日程を調整していただく中で、よりよい利用ができるような体制をつくる、そのためにも人材を確保することと、施設をつくることの今後における検討をこれから重ねていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 恐らく、今後通所支援事業を含む障がい児福祉サービスというのは、今後どんどん需要増加が見込まれ、希望する人数が減ることは当面の間はないだろうと思っております。

先ほどご答弁もいただきましたが、療育センターにおきましては、大町市、小谷村にあって現在白馬にはないという状態で、今の状態だと白馬のお母さんたちは、ぜひ白馬村にもつくっていただいて、選択肢をふやしていただいたらありがたいといった希望の声も聞かれます。今、現在では難

しいかもしれませんが、ぜひ療育センター誘致についても頭の片隅にでも、今後を見据えてお願いしたいと思っております。

この質問最後になりますが、最後に要望としてお伝えさせていただきます。行政側もご存じだと思いますが、2013年に改正された障害者基本法では、教育の面についても社会に大きな変化を求めています。

第16条、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2、3項飛ばしまして、4項におきましては、

国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

とあります。

この条文にもあるように、障がいを含めた個性ある子供たちが、全員が平たく全く同じ教育を受けるとするのが平等というのではなく、個性、特性を踏まえた中で、その子に合った能力の伸ばし方や支援施設などを含めた環境の整備を今後も構築していただき、白馬で育った子供たちが、生き生きと活躍できるように社会に村全体で送り出していきたいと思っております。

さらに、障がいがある、なしにかかわらず、保護者も安心して子供を預けて働ける環境整備もあわせて、ぜひともお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。2番、財源の見通しについてです。

人口減少、少子高齢化の急速な進展、税収の減少や社会保障費の増大など村の行財政運営は厳しい状況に置かれております。

このような中、将来にわたって村が持続的に発展していくためには、着実な行財政改革が必要だと考えます。そこで以下について伺います。

- 1、今後の財源の見通しについて伺います。
- 2、行政経営の考えについて伺います。
- 3、行財政改革の取り組みについて伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2つ目の財源の見通しについて、3項目質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、今後の財政の見通しについての質問ですが、自主財源に絞ってお答えをさせていただきますが。

白馬村の税収額は、類似団体と比べてみますと、地方税につきましては、市町村民税収入は類似

団体並みであります。固定資産税の収入が多いため、地方税収入全体では類似団体より比較的多いと判断をしております。これは、白馬村は観光地という背景から、各観光関連施設や宿泊施設、索道関係の固定資産が多いといったところが反映をされていると考えます。その一方で、地方交付税につきましては、税収が多い分、地方交付税の交付額は少ないのが現状であります。

このような状況が続いている以上、自主財源の確保対策といたしまして、税収入につきましては、税の徴収率の上昇に努めるため、ここ数年、差し押さえや搜索を徹底し徴収事務を強化をした結果、年々、徴収率はプラスとなっております。今年度以降も徴収率がさらにプラスになるよう徴収事務を強化をしております。

他の自主財源の確保及び増収対策で重要であると考えているのは、ふるさと納税であります。平成30年度からは、より一層寄附者の意向を反映するための事業項目をふやし、これを財源として充当する事業をより細分化をいたしました。その結果、平成30年度では先週の3月5日時点で2億5,800万円の収入があり、昨年度末と比較して既に4,700万円の増額となっております。

ますます、ふるさと納税の需要は増しておりますし、今後もより一層PR活動を重視をし、全国の方にこの白馬村の魅力を感じていただき、寄附をしていただけるような魅力の創出に努力をしております。

また、集中改革プランにのっとり、未利用財産の売り払い等を行なうことでも自主財源の増加を図りたいというふうに考えております。ほかにも昨年度に引き続き新たな財源確保に向けての検討を進める予定であります。

特定財源において、国や県の動向に注視をし、今まで以上にアンテナを高くして補助金等の確保に努めるよう職員に指示もしておりますし、私も含め職員一丸となって努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、地方債の発行につきましては、予算の概要にもありますように抑制を基調とするもの、来年度以降も各種事業が控えていることから、地方債を財源とせざるを得ない場合には、地方交付税措置のある有利なものを活用できるように徹底をいたします。

2点目の行政経営の考えにつきましては、当然、住民がどの市町村に住んでいても同じ行政サービスを受けられなければなりませんし、行政は住民にサービスを提供しなければならないというふうに考えております。

さらには、各市町村ならではの特殊事情があり、それらに対してもできる限り行政サービスを提供しなければならないというふうに考えております。また、市町村ごとに市町村の将来像があります。本村においては、その将来像や方針を示すものが第5次総合計画や総合戦略などであり、目標として設定をした数値の実現に向けて確実に各施策を進めているところであります。

平成26年の神城断層地震により、震災発生以降は災害復旧を優先したことにより、先延ばしになったインフラ整備などの投資的事業を、昨年度あたりからようやく着手ができるようになり、平

成31年度において新防災情報配信システム、地方創生推進交付金事業、白馬高校支援事業、村道改良事業など大型事業を予定しており、今後も大型事業が予想され、田中議員の質問のとおり、税収の減少や社会保障費の増加などもあり、本村の行財政運営は非常に厳しい状況が続くと認識をしております。

当然事業を進めていくためには、財源の確保が必要であり、先ほど答弁したように各職員がアンテナを高く張り財源の確保に努め、また行財政改革を進め、今後の財政状況を見つつ、行政運営をまいりたいというふうに考えております。

最後に、行財政改革の取り組みについてでありますけれども、先ほどの答弁と重複するところもありますが、平成17年度に策定をし計画期間は終了しておりますが、行政改革大綱集中改革プランを継承しつつ行政改革に取り組んでおりますし、また平成31年度予算編成方針で示しているように、職員一人一人が1円たりとも税金を無駄にしないという意識のもと、経費削減と財政の確保に努めております。

歳入面では、本村の主要財源であります村税につきましては、税収事務を強化をし徴収率を向上させ村税の確保に努めております。ほかの自主財源であります、ふるさと納税や企業版のふるさと納税などの収入確保にも積極的に取り組んでおります。

国・県の補助金のほか、国が押し進めておりますPPP、PFIなどの民間資金を含めた民間の力の活用も検討し、ほかにも昨年度に引き続き新たな財源確保に向けての検討も進める予定であります。

また、村債については、抑制を基調とするものの財源とせざるを得ない場合は、地方交付税措置のある有利なものを活用できるように図っているところであります。

歳出面では、いかに歳出を抑えながら効果的な事業の展開や住民サービスの向上につながる取り組みをするかが重要な課題であります。そのために前例踏襲をすることなく全ての事業の有効性を徹底的に検証し、費用対効果なども検討し、緊急性の低い事業は先送りをするなど、真に必要な経費を精査をして経費の削減を図っているところであります。

取り組みの一例を紹介をさせていただきますと、今年度、電気料金については、新電力会社に変えたことにより年間約750万円の削減、庁舎及びふれあいセンターの照明を蛍光灯からLED管に変えたことにより、新電力の削減額のほかにさらに電気料金の削減と照明管交換の消耗品費の削減、例規システムの入札により年間約190万円の削減など、経常経費の削減にも取り組んでいるところです。

また、行財政改革の要素の一つとして、庁内の働き方改革に取り組んでおります。

できることから段階的に取り組む方針として、既にことし2月からは業務集中タイムの活用、会議時間の短縮、職員間のコミュニケーションの確保などの6項目について実行しており、さらに4月からの取り組みとしては（仮称）シスター・ブラザー制度、ペーパーレス化、係ミーティングなど、

6つの項目についても実行する方向で最終の調整に入っているところであります。

このような業務改革について職員間の意見交換を行ない、働き方改革を実施することにより、働き方改革とはタイムマネジメント上の課題と連想しがちですが、マネジメントの主な対象はタイム（時間）ではなく、タスク（仕事）として、職員が働きやすく能力が上がるような職場環境を築くことを目標に取り組んでおります。

田中麻乃議員の2つ目の財源の見通しについての答弁とさせていただきます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと14分です。

質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 平成31年度の予算の概要においても、徹底した行財政改革の推進、健全財政を堅持するために、1円たりとも税金を無駄にしないとご答弁にもありましたが、数年さかのぼってみましても、毎年使われているキャッチフレーズのような文章になっているのかなと思います。

ご答弁にもありました集中改革プラン、平成17年からされているということでしたが、予算の概要には上がってきておりません。この集中改革プランはどのような形で行なわれているのか、予算の概要にはあくまで載っていないので、どういう形で検証されているのか、お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまのご質問の集中改革プランの関係になりますけども、先ほどの村長の答弁の中にもございましたとおり、この立てたときの計画期間というものは既に過ぎているということで、当時、この集中改革プランを定めろという国からの通達がありまして、計画期間は終わりましたというところなんですけど、それを継続すべき内容といいますか項目が幾つかあるものから、それを踏襲して現在に至っているということでご理解をいただければと思います。

ですので、細かく具体的にこの項目というよりは、先ほど申し上げました遊休地の売買とか、いろんな幾つかの項目があるものから、ちょっとそこら辺を踏襲しているということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** ただいまのご答弁ですと、計画期間が終わったので出てこないというのは、ご答弁にもありましたように、自主財源の確保についてのご答弁の中では、やはり集中改革プランというところで文言がご答弁でいただいているんですね。その内容が、やはりわからないことには、どういう形で実行されて検証されているのかというところがわからないので、今後、答弁で述べられるのであれば、ぜひ、その内容を見せていただきたいなと思います。

平成19年から平成23年においては、白馬村財政健全化計画を作成されておりまして、23年以降はとまっているようなところを見受けられます。ほかの自治体では、この健全化計画におきま

しては、5年ごとに検証して更新されている自治体もあります。白馬村ではどうなっているのか、お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 財政計画の関係につきましては、H19から23につきましては、この計画期間、恐らく第4次の総合計画の財政の中でも触れているところと、ホームページにも出ているかなというふうには理解はしてございます。

法律の関係でいきますと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが平成21年に全面施行されているというところがあり、その中で、これまでいろんな財務諸表等を使用しておりますが、それぞれ、この法律の全面改正に向けては、自治体の著しい財政悪化が明らかになったとき、いわゆる従来の制度では、事態が深刻化するまで状況がわからないというものがあり、この平成21年4月の全面施行により、この健全化法として、監査委員の審査や議会への報告、住民への公表等を義務づけて情報開示を徹底するという内容につきましては、例年の監査のときにも、決算審査のときにも数字を出ささせていただいております実質公債費比率、それと将来負担比率というものを、先ほどご質問されました計画にかわり、第5次の総合計画の中では、財政計画の指標としてはこれを用いさせていただいているという状況でございますので、今現在、それについては示しているものはちょっとないというところではございますが、第5次の計画期間内で守るべき数値としては、この2つについて示させていただいているというような状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 新たな財源の検討委員会を設立されて、やはり財源が不足しているということとを村民にうたっているわけですよね。その中で、行財政改革を進めている、予算の概要においても載せてはいるんですけども、そのもととなる計画が今のところはないというふうに見受けられるんですけども、どういったスケジュールでどんな計画をもとに財政改革というのをやっていくおつもりなのか、お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 財政の関係につきましては、まず、先ほど一般質問の中でも、いわゆる投資的事業の関係につきましては庁内の一つの審議にあるというのは、先ほどの答弁の中でもさせていただきました。

村のほうでは、長野県から財政状況のヒアリングというところで、年に3回ほどございます。というのは、夏に、いわゆる当該年度の予算における投資的経費やソフト事業、また、起債の償還計画等のヒアリングを行ない、村に対して適正指導を行なっていくと。秋には前年度の決算の額が見えてまいりますので、その決算における方向性等のヒアリングを行なうと。冬に入るとは、当該年度の決算見込みというような状況のところ、一つの要素としては、県がしっかりと市町村の指導

という立場から、この辺を指導していくというところでございます。

財務諸表につきましては、一定の決算等が出ない、ならないとなかなか数字と見て、見えてこないところがありますが、県のヒアリング等の中では、いわゆる起債の償還計画と、やはり、先ほど申しました2つの指標がどのように推移していくのかという部分について指導を受けながら行なっているというようなところで、一つ、庁内だけでなく、県の指導もいただいているというような状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** あと何分でしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** あと7分です。

**第3番（田中麻乃君）** ありがとうございます。

村の中では、やはりわかってはいても、村民に対して見える形で示していただかないと、財源がない、じゃ、なぜないのかという話になってくると思います。

恐らく、白馬村の歴史からしても、オリンピックがあって、その負債を抱える中で、人口減少であったり、いろんな社会的な問題があって、なかなか財政としてもうまくいかないというのはわかっているんですが、そこに対しての、村民に対する理解というのか、そういうところをやっぱり示していただきたいなと思っております。

白馬村公共施設等総合管理計画の統計におきましては、財政シミュレーションの見直しにおいて、歳入歳出、収支差額がマイナスとなり、今後30年間で約54.7億円、年に1.8億円の財源不足が見込まれる。さらに、現状の公共施設等全て維持更新する場合には、公共施設投資の必要額と使用可能な財源額を比較すると、今後30年間で約467億円の財源不足が見込まれるというふうにあります。

今までの負債もどんどん起債もふえている中で、将来に向かっての財源不足、これから、今までの負債を考えると、将来に向かって、本当に、今後どのように返済していく見込みなのかというところが不安になります。その点についてはどうお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 将来にわたる公共施設等の計画につきましては、議員、先ほどおっしゃったとおり、公共施設等総合管理計画というのが一つであります。その後に策定をいたします、それぞれ所管が持っております施設を個別計画の策定というところに入るというところで、今年、いわゆる来年度の秋ぐらいまでに、それぞれの個別計画を策定するという流れで庁内については統一をしております。

というのは、老朽化の頻度等、なかなか、ただ担当者だけではわかりづらい部分がありますので、担当課の中でも、その整備年数、それと、先ほど議員がおっしゃった施設でいきますと、全てをや



った場合というところの計画で15%の削減を考えるという分がありますので、どれを整理していくのかというところまで含めて個別計画を立てるという作業を各課に依頼をしているという状況でございます。

一つ大きな山場となりますのは、それを財政側のほうで横串にした中でどういう整備計画を立てられるのかというところで、長期的な公共施設等の財政計画が立てられるかなというふうに思っておりますので、それまではちょっと、それぞれ、先ほどもお話ししました直近の5カ年の計画につきましては、あらかじめ方針が決まっているものを定めておりますが、長期的なところについては、その個別計画が上がってから策定をするということになるかと思っておりますので、その作業が進んでいく時点では、議員の皆様にもお示ししたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 恐らく、個別の管理計画をやられていって落としていくというところはわかったんですけども、それぞれの事業の中身で、それぞれの負債という形で単独でなっているので、全体的に見て、どういう形で今後償還していくかというのが見えない形になっていて、漠然として、借金はあるんだけどもどンドン起債はふえていく、将来に向かってのこういった公共施設の計画も見込みとしては多くなっていくというところで、そもそも借金の返済の見込みというところがわからない状態では不安になります。そういったところで、やはり情報公開として、村民に対して財政の現状をしっかりと伝えていっていただきたいと思っています。

平成18年の9月から平成19年3月まで、広報はくばにおいて連載で財政報告がされております。当時財政係長だった横山副村長が執筆されたというふうに伺っております。内容はとても、すごくわかりやすく、村民向けにきちんと砕いて説明している内容になっております。

法律が変わって、当時と全く同じというわけにはいかないとは思いますが、村民に財政のことをわかりやすく伝えるためにも、広報はくばでの連載を再開してはいかがかと思っておりますが、どうでしょうか。お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ご意見としてしっかりと承り、どういう見せ方がいいのかという点についても担当等とも話をしながら対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** ぜひとも、村民に財政のことを理解を得る上でも、きちんとした情報公開のほうをお願いしたいと思います。

最後になりますが、財政係長も経験されている横山副村長の視点におきまして、今後の財政運営についてのお考えと意気込みをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長兼観光課長事務取扱（横山秋一君）** 突然のご指名でちょっとびっくりしておりますけれども、財政運営、確かに基本的なことは10年たっても20年たっても変わらないと思っております。ということで、ただ、当時というか、すいません、私の担当していたころに比べると、例えば白馬高校の支援だったりとか、大町にできた新しいごみ処理施設の償還とか、当時ではなかったものがかかりあるのが現実でありまして、そんな中で、どんなふうな健全財政を維持していくかというのは非常に大きな課題だと思っておりますので、財政状況をもうちょっとしっかり分析した上で考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、定例会日程予定表のとおり休会及び委員会等を行ない、3月20日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日から、定例会日程予定表のとおり休会及び委員会等を行ない、3月20日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時11分

平成31年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成31年3月20日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

平成31年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成31年3月20日(水)

(第3日目)

追 加 日 程

- 日程第 3 議案第27号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 4 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第 6 発委第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
- 日程第 7 発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書
- 日程第 8 議会運営委員長報告
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第11 議員派遣について

平成31年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成31年3月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副村長兼観光課長事務取扱	横山秋一
副 村 長	藤本元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田久夫	健康福祉課長	松澤忠明
会計管理者会計室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中克俊
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

議案第27号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号（村長提出議案）説明、採決

発委第1号から発委第3号まで（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 議会運営委員長報告

5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

7) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第27号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第9号)
2. 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
3. 発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
4. 発委第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
5. 発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。横川税務課長が所要のため欠席しておりますので、ご報告いたします。

これより平成31年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

総務社会委員長（加藤亮輔君） 皆さんおはようございます。平成31年第1回議会定例会の総務社会委員会審査報告を行ないます。

総務社会委員会に付託されました案件は、議案13件、請願3件、陳情6件です。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第2号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてであります。

北アルプス連携自立圏形成に係る連携は9分野あり、その中の子育て支援分野で、病児、病後児保育の検討、運営並びに福祉分野で在宅医療、介護連携支援センターの運営を31年度から始める内容です。また、30年4月から実施していた図書館の相互利用促進事業を明文化した内容です。

質疑に入り、病児、病後児保育はどこの病院か及び対応策について質疑がありました。大町病院での対応ですが、人員など詳細な内容については、子育て支援課でとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第2号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 白馬村ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

今回、指定管理制度を制定するために、ノルウェービレッジについて条例を制定するものです。なお、当館については課題もあることなので、資料に基づいて設置及び概要、課題、また運用等、今回の指定についての説明がありました。

質疑に入り、ヤフーとの契約は解除するが、連携協定はどうなっているのかと質疑があり、テレワーク事業のコンソーシアムとの利活用はするが、現状に合った内容に見直すとの答弁がありました。

今度は指定管理者に支出に見合う分はもらうようにとの質疑がありました。月10万円程度テナント貸しする場合は少し上乘せし、支出額は確保したいとの答弁がありました。

テレワーク事業と設備の内容はとの質疑に、事業費は756万円で別に屋根、トイレなどの改修に500万円ほど使用したとの答弁がありました。

備品の中にパソコンも含まれるが、使っていないものもあるそうだが、何台買ったのかとの質疑に、8台購入し、3台は使っていないとの答弁がありました。

質疑を打ち切り、討論を求めたところ、反対討論として条例制定前に指定業者の公募を行っている手順としておかしい。条約の中には、ふるさと納税業務のことは入っていないとの説明だが、3条5のその他、村長が必要と認めることの、その他に疑問を感じる。また、金額についても曖昧なので、行政側で再協議すべきとの討論がありました。

採択したところ、挙手少数で、よって、委員長除く委員少数の賛成により、議案第6号 白馬村ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定については、否決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 白馬村学校給食費徴収条例の制定についてであります。

給食費の公会計に伴い、徴収者及び給食費の額や減免などを規定するものです。

質疑に入り、徴収業務は所管課か給食センターかとの質疑があり、来年度から教育課の職員を1人センターのほうへ常駐して徴収業務、発注部材の入札などと施設の管理及び用途の管理などを行なうとの答弁がありました。

4条の減額免除は何人かとの質疑に、現在、免除はいない。震災など災害時を想定している。また、来年度から多子家庭の援助として、第3子以上は減免する提案をつくったとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第7号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件などに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、保育系嘱託職員の報酬月額を1,000円引き上げ19万円6,000円以内とするものです。



質疑に入り、保育系職員の人材不足の状況が続いている。確保するためには、他市町村よりよくすべきでは、1,000円のアップで確保できるのか、また、来年からの制度がえに伴い、見直しをするのかとの質疑があり、32年度から嘱託職員から会計年度任用職員制度への改正に伴い、全体の見直しを図る。また、他市町村と比較して1,000円のアップが妥当と考えるとの答弁がありました。

討論はなく採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第8号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてであります。

入場料50円及び使用目的による徴収設定の廃止などに伴い、利用料金の見直しを行なうものです。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第9号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、南部グラウンドの使用料改正と野外緑地広場施設のテニスコートをグリーンスポーツと同様に、1時間当たり1,500円の使用料金に改正するものです。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 白馬村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は、厚労省の基準省令の一部改正に伴い、村が認めた施設での代替保育の提供などを可能に改めるものです。

質疑に入り、村内にこの条例に該当する施設はあるのかとの質疑があり、現在はないが、改正により新たに実施したい人もやりやすくなるとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第11号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 白馬村災害弔慰金の支給などに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、災害援助資金の償還について月賦払いの追加、または自治体に任された保証人の扱いについては、保証人は立てなければならないとしたことです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第12号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、粗大ごみの拠点回収業務を村から業者直営方式に改めたことから、粗大ごみに関する処理手数料を削除する内容です。

業者直営にすることのメリット・デメリットはどの質疑があり、メリットとしては企業努力で処理料金を下げることができる。デメリットとしては価格が変動するため、処理料が明示できないとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第13号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定についてであります。

指定管理者を、しくみ株式会社、代表取締役、石田幸央。期間を2019年4月1日から2024年3月31日の5年間とする内容です。

質疑に入り、指定されなかった2社はふるさと納税業務を行ったことがあるのかとの質疑があり、ないとの答弁がありました。以前からやっていた会社と新規の事業所では公平性を欠くのではないかと質疑に、選定基準に沿って選定委員が判断されたと考えるとの答弁がありました。ノルウェービレッジの生産性が上がらないからといって、利益の出るふるさと納税業務と一体で公募を行なうべきではないと思うが、なぜ一緒に行ったのか。遊休施設などあるが、その活用などを考えたのかとの質疑に、さきに説明したように、運営方法には6パターンあるが、一体で指定管理することが望ましいと考えたとの答弁がありました。

討論、採決ですが、先ほど議案第6号 白馬村ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条の制定については、否決されています。否決された施設の指定管理者の認定ですから、つまり上位法のない条例ですから、討論、採決する必要はないと考えます。皆さんいかがでしょうか。同意を得て、採決を見送りを決定しました。

次に、議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出それぞれ6,839万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を65億4,865万3,000円とするものです。

総務課関係の2款1項2目財産管理事業費116万9,000円の減額は、庁舎の清掃要員として3度募集したが、応募がなく取り下げた分です。同3目企画費、ふるさと納税事業1,513万5,000円の増額は、返礼品の委託料1,134万円と決済手数料128万円などです。

質疑に入り、庁舎管理費の減額ですが、応募がなかったそうですが、今どのように処理しているのかとの質疑があり、清掃の臨時職員を4施設2名体制と考えたが、確保できなかった。来年度からはウイング21については、生涯学習スポーツ課にお願いして、スポーツ人材センターなどに委託予定との答弁がありました。

住民課関係では、3款1項6目住民総務事業1,516万4,000円の減額は、国民健康保険事業366万5,000円と後期高齢者医療事業1,149万9,000円。

4款2項1目塵芥処理費2,096万3,000円の減額は、清掃センター負担金1,098万8,000円、北アルプス広域連合負担金964万2,000円、一般廃棄物処理手数料276万円などです。

その他として、リサイクルセンターの建設予定地の共有地裁判における今後の予定などについての説明がありました。

健康福祉課関係では、3款1項2目介護予防・地域支え合い事業、温泉施設利用高齢者など助成金20万円の増額は、利用者の増加に伴うものです。同3目心身障害者福祉事業児童福祉給付費171万1,000円の増額は、利用者及び利用時間の増加が見込まれるものです。

その他に入り、担当課から母子保健事業と高校生の予防接種事業をワンストップでサービスできるように来年度から子育て支援課にも所管してもらうこととなります。保健師の関係で、全体の異動はできない事情があるとの説明もありました。

給食センターができ食育教育の拠点になるが、健康福祉課はどのようにかかわっていくのかとの質疑があり、食育推進会議を通じて、村全体の食育について有効な情報発信をしていきたい。具体的な内容は推進会議で決めていきたいとの答弁がありました。

教育委員会生涯学習スポーツ課関係では、2款7項3目スポーツ振興事業工事請負1,300万円はオリンピック時に設置した八方尾根スキー場内の老朽化したAネットの支柱をスキー客の安全を考え、撤去する費用です。工事日程は3月末まで、合計24本の支柱の撤去費用です。

9款5項2目体育施設維持管理事業の修繕費75万3,000円は、B&G体育館の改修に伴うものです。

教育委員会子育て支援課関係では、3款2項3目保育園運営事業の臨時保育士賃金200万円の減額は、応募者がなく見送りによるものです。

その他に入り、来年度から導入する子育てサポーター制度及び白馬子ども家庭総合支援拠点の開設の説明。おひさま利用状況の報告がありました。

教育委員会教育課関係では、9款1項2目事務局費、学校環境整備事業1億5,696万6,000円の増額は、南小学校12教室、北小学校20教室及び中学校22教室へのエアコン設置工事費です。

9款3項2目学校振興費、部活動指導員などの報酬22万8,000円の減額は、引率日の減数によるものです。

20款1項9目給食センターの1,640万円の減額は、発送コンテナ車及び備品などの減額に伴うものです。

質疑に入り、エアコン設置の工事スケジュールはとの質疑に、5月に入札予定、その後工事ですが、全国的な事業ですので、機材及び作業員の確保が心配。完了は12月末を考えています。稼働は2020年との答弁がありました。

ことしのゴールデンウィークは10日間ある。子供たちへの学校の対応はとの質疑に、学校は通常の長期休暇と同じ、保育園支援ルームは土曜保育、休日保育を実施し、10連休全て子供を預かります。しかし、職員の体制が厳しい中で休日出勤など、対応するとの答弁です。その他に移り、給食センターの財源内訳、事業費内訳の説明がありました。

税務課関係では、2款2項2目賦課徴収費、債権回収事業142万3,000円の減額は、長野県地方税滞納整理機構の実績による。当初は20件を見積もっていたものが、6件に終わったためですとの答弁がありました。

質疑、討論はなく、これで全ての審査が終わり、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第8号)は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)であります。

歳入歳出それぞれ25万円を増額し、歳入歳出予算総額を11億4,824万5,000円とするものです。

1款1項1目一般管理費25万円の増額は、外国人転入者が予想よりも多く、保険証の追加政策によるものです。

質疑に入り、この冬、国保カードの増加数と日本人、外国人の内訳はとの質疑があり、外国人総数は1,000人を超えました。転入者は約400人との答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出それぞれ150万円を増額し、歳入歳出予算総額を9,101万円とするものです。

150万円の増額は、広域連合負担金です。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は可決すべきものと決定いたしました。

次に、当委員会に提出された請願書の審査報告です。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持拡充を求める請願について。

受理年月日、平成31年2月15日、提出者、白馬村公立学校教職員組合執行委員長、小林一夫です。

なお、当日提出団体から説明があり、質疑を行ないました。2号、3号も同様です。

陳情の趣旨は、教育水準の維持向上を図り、県や市町村の財政状況により教育格差が起らないように、国庫負担率3分の1を2分の1に戻すことを求める内容です。そして、国の関係機関へ意見書を提出することを求めるものです。

質疑に入り、引き下げられた結果、正規職員と非正規職員の増減はとの質疑があり、教育費に教育にかかわる負担金が減っているから、臨時職員がふえているとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

請願第2号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当など支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書について。

受理年月日、平成31年2月15日、提出者、白馬村公立学校教職員組合執行委員長、小林一夫です。

請願の趣旨は、僻地手当の原資は国から県に支給されている長野県を除く甲信越、関東、北陸、東海、全ての都県は省令で定めた率に準拠して支給しています。僻地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差を縮小するため、2005年以前の定率に戻すことを求める内容の請願書を県知事に提出することを求めるものです。

質疑に入り、原資は県まで来ているとのことだが、県は他へ流用しているのかとの質疑があり、原資の用途は県独自の判断で率を決めることになっているとの答弁がありました。

下げられた根拠は何かとの質疑に、はっきりわからないが、30人学級の予算に回されているのではないかと思うとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

請願第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について。

受理年月日、平成31年2月15日、提出者、白馬村公立学校教職員組合執行委員長、小林一夫です。

請願の趣旨は、教育予算を増額し国の責任で計画的に35人学級の推進を図ること及び複式学級の学級定数の引き下げを求まる意見書を国の関係機関に提出することを求める意見書を提出するものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情書の審査報告です。

平成30年陳情第11号 平成31年度税制改正に関する提言について。

受理年月日、平成30年12月21日、提出者、一般社団法人大北法人会会長、吉田良造であります。

陳情の趣旨については、税務課からの説明を求めました。31年度から施行する部分の改正と考えます。法人税の制限税率の関係だと思います。制限税率8.4%でなく、標準税率の6.0%を求めるのがメインかと思えますとのことです。

また、施行は10月からです。したがって、税務課としても6月か9月議会で話す考えです。税収が下がる話なので、財政のシミュレーションもしながら提案したいと考えているとの説明がありました。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、平成30年陳情第11号は採択すべきものと決定いたしました。

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書について。

受理年月日、平成31年1月21日、提出者、日米地位協定を見直す会共同代表、難波希美子であります。

なお、陳情第5号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の実現を求める意見書提出を求める陳情書について。

受理年月日、平成31年2月15日、提出者、白馬・小谷9条の会、速水政文であります。

この2つの陳情書は、同趣旨ですので時間の関係上、一緒に質疑し、採択は別々に行なうことを提案し、承認されました。

陳情の要旨は、辺野古新基地建設反対を掲げた知事を選んだにもかかわらず、国はその民意を無視し工事を進めています。このように、日米地位協定は日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をもゆるがしかねない協定です。

全国知事会は、2016年11月から6回にわたり、米軍基地負担に関する研究会を開催し、2018年7月に提言を発表しました。この提言の趣旨を支持し、1、日米地位協定の見直しをすること。2、国は、地方自治の権限を保障する意見書を国へ提出を求める内容です。

質疑に入り、前文を見ると日米安全保障体制は国民の生命・財産や領土、公海を守るために重要であるとのところが欠落している。一番大事なところを削って出すことには異議があるとの意見がありました。

削られているというが、2つの陳情書を読んでもそのようなところはない。陳情第1号の地位協定の見直し及び地方自治の保障については問題がない。陳情第5号の4項目の要望は、全国知事会と一緒です。沖縄の辺野古問題を見てもわかるように、日本にとって不利な協定だ。今の時代に合った内容に見直す必要があるとの全国知事会の提言を採択することには異議はないとの意見がありました。

討論を求めたところ、先ほど述べた一番重要な日米安保体制の重要性が削られているので反対との討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の反対により、陳情第1号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第5号を採択したところ、委員長を除く委員全員の反対で、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号 国に消費税中止を求める意見書の提出を求める陳情書について。

受理年月日、平成31年2月7日、提出者、全国年金者組合大北支部支部長、井川恵右であります。

なお、陳情第4号 消費税10%への増税中止を求める意見書提出の陳情書について。

受理年月日、平成31年2月14日、提出者、大北生活と健康を守る会会長、太田欽三であります。

この2つの陳情書は、同趣旨ですから時間の関係上、一緒に質疑し、採決は別々に行なうことを提案し承認されました。

陳情の趣旨は、実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し格差と貧困は拡大する中、消費税の税率引き上げを実施すれば、地域経済をさらに悪化、疲弊させ国民生活の影響は甚大です。よって、10%への引き上げを中止してほしいとの内容です。

質疑に入り、消費税は全て社会保障に使われているのかとの質疑があり、増税分については社会保障に使われていると、国は言っていますとの答弁がありました。

全ての人が10%の消費税を払うことになるが、少ない給料の人は大きな影響がある。また、今、引き上げができる生活状況か、経済的にも白馬の観光地へ遊びに来るとか、影響が出るのではないか、急いで上げる必要はないとの意見がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の反対により、陳情第3号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号を採択したところ、委員長を除く委員全員の反対で、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号 辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることを鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議について。

受理年月日、平成31年2月18日、提出者、沖縄弁護士会会長、天方徹であります。

内容は、議会での決議要請です。質疑は辺野古新基地建設に関する世論調査結果が新聞に掲載されていた結果を尊重するが、約7割でした。沖縄県民の民意を尊重して、採択すべきと考えるとの意見がありました。

内容は確認できないので、趣旨採択でいいのではないかと意見がありました。討論として、原案全てを確認することは難しいところがある。趣旨は理解できるので、趣旨採択と考えるとの答弁がありました。

その他討論はなく、採択したところ、委員長を除く委員全員の趣旨採択の賛成により、陳情第7号は、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

なお、議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について、採択を見送ったこ

とについて、県の町村議会に確認したところ、委員会は付託された議案を全て採択する必要があると指摘されました。（発言する声あり）すみません。もとへ戻ります。

議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について、採決を見送ったことについて、県の町村議会に確認したところ、委員会に付託された議案は全て採決が必要と指摘されました。そのため、3月18日に総務社会委員会を再度再開いたしました。

議案第15号の質疑を求めたところ、指定管理者の募集に当たっては、商工会とか振興公社に声かけをしたのかとの質疑に、特定のものには行っていない、幅広く公募を求めたとの答弁がありました。

平成26年にオリンピック記念館条例を廃止したが、なぜ5年間条例を制定しなかったのか。また、同一議会で2つの議案を同時に審議することに問題を感じるとの質疑がありました。

ヤフーへの貸し出しについては、村の財産に私権をつけて貸し出すとなると行政財産になるのか、普通財産になるのか、自治法の規定の中で行政財産については、私権の設定はできないとなっているが、普通財産として民間の企業に貸し出した、今回の公の施設については、個別条例を設定して、それに伴い、指定管理者として行なうことができ、条例を制定した。2本同時の審査については、事務の手続き上、できないことはないが、一緒になってわかりづらかった部分は反省している。

また、議会の議決案件として施設の名称と施設の指定管理者の候補者については、審議することから、条例の制定の議案番号を先にし、その後に指定管理者の審議をしていただいているとの答弁がありました。

質疑を打ち切り、討論を求めたところ、反対討論としてノルウェービレッジの設置管理条例が先にもかかわらず、指定管理者の一般公募を行った行為は説明を受けていない、遺憾だ。また、指定管理者にふるさと納税業務をパッケージで委託していることは理解できない。

根拠条例のない中で、公募が行われたことは無効である。従来の業者と新規の業者の選定方法は不公平が欠ける。従来の委託業者の売り上げは伸びていない。実績が上がっていない業者を再度選定するのはどうか。委託業務料を納税額10%を充てていくという歩合制になっている。財政が苦しい村にとってせっかく外部から入ったお金を外部に出してしまう業務委託ではなく、村の外郭団体を利用すれば、村の支出が抑えられる。外部への業務委託については改善すべきと思う。

賛成討論として、議案第6号と同時に説明を受け、またふるさと納税業務を加えることにより、複雑な審議になった。ノルウェービレッジの施設を単体で管理するだけで、また、テレワーク業務に人を張りつけるほどの仕事量ではなく、持ち出しになる。ふるさと納税業務は管理料をもらい受ける形がとれる。ふるさと納税業務をここでやらなければならない理由はないわけだが、本当は商工会とか振興公社など、村が管理するところに出すことがよかったわけです。しかし、声がけても応募してこなかったことは残念だ。応募した中で適正審査し、評価点の高かったものに出すことは、そこに瑕疵がない限り認めざるを得ないと考える。



討論を打ち切り、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定については可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務社会委員会の委員会報告を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。第4番太田正治議員。  
**第4番（太田正治君）** 4番太田正治です。社会総務委員長にお伺いをいたします。

議案第6号 白馬村ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告では否決です。地方自治法第244条の2第1項2公の施設の設置及びその管理に関する条項は、条例でこれを定めなければならないと定めており、過去に条例日の機会がありましたが、本議会に上程され否決となりましたが、否決理由と委員長見解についてお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 加藤委員長。

**総務社会委員長（加藤亮輔君）** 答弁します。

議案第6号については、報告のとおり否決されました。それで、否決された案件について採決すること自体が、私としてはおかしい審議だと思いながら審議をしていたわけです。それで、先ほど報告したように、県の町村議会に問い合わせをしたということもそのような事情からです。

それで、3月15日に再度、総務社会委員を行なう中で、委員長として。（発言する声あり）日にちを間違いました。3月18日の総務社会委員会を再開した中で、審議に当たる初めに、この6条については否決されているということを皆さんに報告した上で議案第15号の審査を行ったということです。その後、15条の審査は先ほど言いましたように賛成多数で可決されたという結果になってわけです。

私としては、上位法である6条が否決されているのに15条が可決されるのはおかしいというふうには考えましたが、委員の判断ですから、いたし方ないということです。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 太田議員、質疑はありませんか。第4番太田議員。

**第4番（太田正治君）** すいません。今、私のほうでお尋ねしたのは、否決した理由をお聞きしているわけですので、その辺についてもう一度お願いをしたいと思います。

**総務社会委員長（加藤亮輔君）** 先ほど報告をしましたが、反対討論として、条例制定前に指定業者の公募を行っている、そのことはおかしいのではないかと。条例の中にふるさと納税業務のことは入っていないとの説明だが、3条5項の「その他村長が必要と認める。」その中に入っているのではないかと疑問を感じる。また、金額についても曖昧なので、行政側は再度協議すべきだという意見がありました。

そのこと及び審議内容を検討して、委員は判断されたと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** もう一点ですが、議案第15号は白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指

定については、委員長報告では可決です。しかし、指定管理者制度の根拠条例である議案第6号が否決にもかかわらず、採決ではあり得ない可決となりましたが、委員長の見解について再度お尋ねします。

**総務社会委員長（加藤亮輔君）** 今、述べたとおり、私としては第6条について否決されているというのを審議の当初にきちんと説明をして、それで3月18日の審議を行ないました。その結果が、15条については採択という形になったわけです。

私としては、先ほど言いましたように、ちょっとおかしいと、根拠法が否決されているのに、指定されるのはいかがなもんかという疑問を感じますが、委員全員の判断ですから、いたし方ないという見解です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。まず、原案に賛成の方の発言を許します。第2番丸山勇太郎議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 2番丸山勇太郎です。議案第6号 白馬村ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定に賛成の討論をします。

この施設は、長野オリンピックでノルウェー国がゲストハウスとしたものを村が引き取り、改修をかけながらオリンピック記念館白馬村観光局の事務所とした後、直近は白馬村と連携協定を締結したヤフー株式会社の研修施設としていました。

一昨年には、総務省のふるさとテレワーク事業756万円を投下し、リゾートテレワークの拠点化を果たし、昨年も大規模修繕費500万円を投下しています。

ふるさとテレワーク・リゾートテレワークは、長野県でも特に力を入れているものであり、国際的リゾートを目指す白馬村としても観光地の魅力づけの一つとなるものであります。

このたびの条例制定は、公の施設であるこの施設の設置及び管理を規定するもので、本来、当然備えるべき条例であり、各条文にも不備はなく、仕切り直してこの施設を存続させ、リゾートテレワークの拠点として、また、このワーキングスペースを活かした交流の場として大いに活用してい

ただきたいことから、この条例の制定に賛成します。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に反対する方の発言を許可します。第11番津滝俊幸議員。

**第11番（津滝俊幸君）** この議案に対して反対をするものです。この条例は、白馬村ノルウェービレッジを公共施設として指定管理に関する必要な事項を定める条例であります。条例の可決及び施行前より指定管理者の一般公募が白馬村ホームページ等で開始され、業者選定も終了し、既にその業者名もホームページ上に掲載されています。その間、議会側には何ら説明もなく行われました。

ちなみに本条例案の上程は今回の3月議会、募集資料の配付は1月の23日からで、公募期間は2月の8日から2月の20日でした。こういった行為そのものに対しては甚だ遺憾であります。また、公募内容において、どうしてその管理や利用以外に白馬村ふるさと納税返礼品業務や利用促進業務などの委託についても、附帯業務として保護されています。

一般論として条例を先に制定し、その後、指定管理者の公募をかけていく手順だと思っています。ノルウェービレッジの管理とふるさと納税業務を1つの業務として扱っていくことにも理解ができません。

この条例には、同施設の一般管理を定めているだけです。ふるさと納税の業務の内容を指定していないにもかかわらず指定業者の公募においては、その業務を行わせる内容です。

さらに、同施設の土地は地主から年間150万円で賃貸しており、公募の指定管理料は月額10万円、年額120万円という内容です。以前より議会側では逆ザヤになっていることを問題視しており、今回も30万円補填して地代を支払う内容です。

まずは、正規な手順を踏み、議会側にもその内容の理解を求め、条例を制定させ、その後、指定管理の公募選定を行なうべきだったと思います。

また、ふるさと納税業務は白馬村ノルウェービレッジの指定管理とは別の業務であるため、分けて考えていくべきです。ふるさとテレワークの整備事業についても、ふるさと納税業務だけに使用している目的外使用とも受け取られるパソコンの使用や、コワーキングスペースように整備したにもかかわらず、箱の入ったままの使用していないパソコンの存在など、ふるさとテレワーク事業についても行政サイドにおいては、しっかりと事業の内容を精査していただき対応してもらうことを望みます。よって、私はこの条例制定には反対です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。議案第6号 白馬村ノルウェービレッジの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村学校給食費徴収条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条理の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に反対する方の発言を許可します。第11番津滝俊幸議員。

第11番(津滝俊幸君) 反対討論です。議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定についてを反対します。

白馬村ノルウェービレッジを指定管理条例の制定が先にもかかわらず、制定がないまま一般公募をしており、その行為については甚だ遺憾です。その間、議会には何の報告もありませんでした。指定管理者となる根拠条例のない中で公募され、選定されたこと自体無効であり、この議案に対して反対するものです。

また、同施設の建物のみを指定管理にしていくことは、ある程度理解ができます。なぜ、その指定管理者にふるさと納税の業務をパッケージで委託していくのか理解できません。仮に行政側の説明による時間的制約があり、同時に行なう行為が法的に問題はなかったとしても、業者の選定には誤りがあったと思います。応募には約3社からあったと聞いています。1社は従前より委託業者で、

ほかは初めてのふるさと納税業務を始めるもので、実績のあるものとなないものの選定方法に公平性が欠けている。さらに、今回の指定業者の住所と白馬ノルウェービレッジの住所が同じであります。村民側から見れば、この業者ありきで物事が進んでいたように受け取られても仕方ありません。

また、ふるさと納税は返礼品の内容に大きく影響を受けることは皆さんご承知のとおりです。従前の委託業者は昨年からの業務を行っていますが、本年度のふるさと納税の額は2億5,000万円余りで、昨年度とほぼ同額です。実績の上がない業者を再度選定するのはいかがなものかと思えます。

さらに業務委託料は納税額の10%を充てていく歩合制であると聞いていますが、財源が厳しい村にとって、せっかく外部から入ったお金をまた外部に出してしまう委託業務でなく、村からの補助金や助成金で運用されている外郭団体に業務を行えるようにすれば、村からの出費も抑えることになり、村長が言うところの経済の好循環になると私は思います。

行政側には業務の外部委託については、各議員からも指摘されており、専門分野以外の委託業務については、その方法や内容について改善していくべきです。行政側の誤った暴走をチェックすることは議会の責務であります。そういったことを正していただくように、皆様のご理解を求めます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第2番丸山勇太郎議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 2番丸山勇太郎です。議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について、賛成の討論をします。

これは、白馬ノルウェービレッジの指定管理者を執行部において募集をかけ審査し、評価点が最も高かった社を指定管理者とする議案です。

ノルウェービレッジは総務省のふるさとテレワーク事業により、リゾートテレワークの拠点となりました。指定管理者は施設全体を管理運営しつつ、あわせてふるさと納税の返礼業務を行なうというものです。

ふるさと納税返礼業務は、既に委託方式に切りかえ、この場所においてそれを行ない、数人の雇用も生み出しています。返礼業務自体は、この施設においてしかできない業務では決してなく、観光局や振興公社などの村の外郭団体に積極的に声がけをし、当該団体の経営の一助とするべきところだったとは、当時から思っていました。現実的にこの施設のありようと利用状況を考えたとき、施設の管理だけを指定管理に出した場合は、村が管理費を支払う形の指定管理となってしまう一方、ふるさと納税業務を組み合わせることによって、指定管理料をもらい受ける形の指定管理にできることのメリットがあり、とり得る現実的な方策の一つと考えます。

しかし、それはせめても村が支払う土地代相当であるべきとの意見は申し述べますので、契約に当たっては執行部の善処を期待します。その上で、選定した社は常駐して2つの業務をこなす十分な能力があること。ICT分野での社の知識経験は、この施設の発展的活用を生み出す可能性も期

待できること。選定に当たって特段の瑕疵もないことから、選定した社を指定管理者とするこの議案に賛成します。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に反対する方の発言を許可します。第5番伊藤まゆみ議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 5番伊藤まゆみです。議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定についてに反対の立場で討論を行ないます。

一昨年前の12月定例会で、ノルウェービレッジの賃貸契約をしている株式会社ヤファーに、ふるさと納税事業の業務委託料が主なものであった補正予算に反対を私はいいたしました。

そのときの反対理由は、そもそも株式会社ヤファーと契約する際に、ノルウェービレッジをヤファー白馬ベースとして、社員がイベントや研修に使用するサテライトオフィスにする。その折には、何百人もの社員が白馬を訪れ、近隣の宿泊施設を使用することになり、そのことが特に閑散期の活性化につながるとの説明があった。しかし、そういった利用は全くされておらず、近隣宿泊施設の活性化に貢献していないというものでありました。

地域経済の活性化などとはほど遠く、そればかりか、大切な村の自主財源を手渡すという持ち出しの形になってしまっています。それについて、行政からの反省の弁は全く聞こえてきません。

今後、5年間続けるとなれば1億円もの出費になります。その後、ふるさと納税業務はそこで働いていた社員が独立し、そこが下請する形になったとのことですが、その点について議会に正式な報告がなく、この委託の手続きに対する疑問も拭い切れません。

今回のこの議案は、ノルウェービレッジの指定管理者の指定ですが、ふるさと納税業務の委託がセットのなった形での指定であります。ふるさと納税業務の委託料は、今定例会の平成31年度予算の議案として出されているものと解釈していますが、委託料など契約内容の詳細は正式な形で提出されておりません。

地方自治法222条では、条例その他議会の議決を要すべき要件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないなどとうたっており、公共事業に例えれば、絶対にしてはならない事前着工と同じとも捉えられ、202条に抵触する恐れがあります。

このように抵触する恐れのある議案に対しての賛成はしかねます。よって、この議案に反対いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正(第2号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。  
請願第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。請願第1号は義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書の件は、委員長報告のとおり決定するに採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。  
請願第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。請願第2号はへき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書の件は、委員長報告のとおり決定するに採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)



議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

請願第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。請願第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

平成30年陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。平成30年陳情第11号 平成31年度税制改正に関する提言についての件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、平成30年陳情第11号は採択することに決定いたしました。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。第7番加藤亮輔議員、どちらですか。賛成ですか。

第7番（加藤亮輔君） はい、賛成です。陳情第1号に賛成の立場から意見を述べます。

全国知事会は、昨年8月米軍基地負担に関する研究会の6回にわたる調査結果を踏まえ、日米地位協定の抜本的改定を含む米軍基地負担に対する提言を全会一致で採択しました。

提言は、1、米軍の低空飛行訓練ルートや訓練を行なう時期の速やかな事前情報提供。2、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則にして適用されること。3、事件、事故後の自治体職員による迅速で円滑な基地立ち入りの保障。4、騒音規制措置の実効ある運用。5、米軍基地の整備縮小・返還の促進を求める内容となっています。

日米安保条約第6条は、日本国内で米軍が望むところはどこでも基地はできるという世界に類のない全土基地方式をとっています。そして、日米地位協定第3条では、米軍は基地の設定運営警護及び管理のため、必要な全ての措置をとることができるとしている。排他的な使用权を認めています。

日本の主権をないがしろにし、米軍が基地を自由に使うことで、日本国民にさまざまな被害を与える要因になっています。被害とは米軍による事故の恐怖、米兵による犯罪、米軍基地による騒音

被害、地域振興の阻害要因、沖縄の空の管制権は米軍に、環境汚染、罪を犯した米兵に対する治外法権的な特権などが見られます。

このような状況を改善するために研究・調査を行ない提言としてまとめたものです。米軍基地は13都道府県に所在し、施設数は78に及びます。日本の独立性を最も脅かされているのは沖縄だけではなく、横田区域と呼ばれる神奈川県、静岡県、北は新潟県まで1都8県にまたがる広さ、そして最高高度7,000メートルもあるまきに見えない空の壁、だから関西や九州から羽田に向かう飛行機は一直線に着陸にできず、グルッと千葉県方面から回り込んで、わざわざ東京湾場を旋回して向かうしかできないのです。日本の上空でありながら米軍横田基地の許可をとらなければ飛べない情けない現実です。委員会ではこの陳情が不採択をされたことに、全く理解に苦しむところです。

**議長（北澤禎二郎君）** 加藤議員、制限時間を超えておりますので、答弁を中止してください。

**第7番（加藤亮輔君）** さっきはよかったのに、どういうことなんだ。もうあと2行ですけどね。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。どちらですか。

（「反対」の声あり）

**第10番（田中榮一君）** 私は、陳情第1号反対の討論をいたします。

全国知事会の研究会は2016年11月に日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、共通理解を深め出されてきたのが陳情書にある米軍基地負担に関する提言書です。

日米地位協定は、締結以来一度も改訂しておらず、特に沖縄県民の皆さんに多くの負担をかけていることは日本国民誰でも認識していることで、とても意味ある提言書であると理解しています。

しかし、この提言書には日米安全保障体制は国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるとも書かれており、村の権限外である外交問題に関する意見書の提出は、村民益を考へても慎重であるべきと考えます。よって、この意見書の提出に対しては反対するものであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。どちらですか。賛成、第5番伊藤まゆみ議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 5番伊藤まゆみです。陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定見直しを国に求める意見書を提出することを求めるに賛成の立場で討論を行ないます。

先ほどの加藤議員の賛成討論にもありましたが、東京を中心とする首都圏上空も沖縄の嘉手納区域と同じ、横田区域という米軍の管理区域があり、日本の飛行機はそこを飛べないようになっております。

今、国際空港になっている羽田空港から西に向かう飛行機は、まず東の千葉のほうへ飛んで、そこから急上昇、急旋回をしてこの空域を超えなければいけません。そのため、危険な飛行を強いられています。全く沖縄と同じであります。米軍が沖縄でできていることは本土でもできる。ただ、

沖縄のように露骨にやっていないだけのことであります。

沖縄で起きていることは、いつ本土でも起こり得るのです。そのことを可能にしているのは日米地位協定の存在で、それに対し全国の知事会が見直しをしてほしいと懇願しているのです。当たり前です。あすは我が身です。沖縄はあり得る限りの方法を駆使して住民の思い、生存権を守ろうとしています。

それに対し、同じ地方として自分たちの住民を守ろうとする思い、その思いが私たち地方議員にあれば、当然理解でき、沖縄に寄り添うとともに中央に発信すべきと考えます。

戦後74年、いまだに日本は植民地状態です。日米地位協定は日本国憲法より上の上位法だと言われています。この協定を見直さない限り、日本は真の独立国とは呼べないということを誰しも認識すべきであります。

この状況をよしとしているのは、我々のような地方の議員が沖縄で起きていることは対岸の火事といった不勉強が原因であります。住民の顔が一番見える地方議会から声を出さない限り、今のよう屈辱的な状況が続きます。よって、この陳情を採択することに賛成いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択です。陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立少数です。よって、陳情第1号は不採択することに決定いたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。どちらですか。第7番加藤亮輔議員。どちらですか。

**第7番（加藤亮輔君）** 賛成です。陳情第3号に賛成の立場で発言します。

消費税増税は、社会保障のためだと言いますが、本当でしょうか。2014年安倍内閣は消費税を5%から8%に増税しました。社会保障は拡充したでしょうか。年金が増えましたか。国保税が下がりましたか。介護保険料はどうなりましたか。介護サービスは向上しましたか。生活実感はどうですか、楽になりましたか。そんなことはないでよね。家計消費は8%増税前の2013年平均で363万8,000円、これは総務省「家計調査」からです。

一方、最近1年間は338万4,000円で、一世帯当たり25万円も減少しています。消費税が10%増税になれば約5兆円の負担増となり、国民1人当たり8万円の増税という試算もあります。さらに財務省は、75歳以上の医療費を2割負担に引き上げ、介護保険の要介護1、2を保険から

外すことも打ち出しています。社会保障の充実というのは信用できません。では、何に使われたのか。大企業や高額所得者の減税の穴埋めに使われたのは事実です。

消費税が導入前と現在の各税目を比較すれば一目瞭然です。国が保有しているデータからもわかります。消費税が導入されたのは1989年、その直後に法人税と所得税が相次いで引き下げ、また、消費税が3%から5%に引き上げた1997年、そしてその直後に法人税と所得税は相次いで引き下げられています。

法人税の減税対象になったのは大企業であり、また所得税の減税対象になったのは高額所得者です。所得税の税収は1991年には、26兆7,000万円ありました。しかし、2018年には19兆円になっています。法人税は1989年には19兆円ありました。しかし、2018年には12兆円になっています。つまり、所得税と法人税の税収はこの30年間で14兆7,000億円減っています。

一方、現在の消費税の税収は17兆6,000億円です。つまり、消費税の税収の大半は所得税と法人税の減税分で消えているのです。

このように、税金の集め方、使い方を変えれば国民の要望も解決できます。今、苦しい中で増税は不要です。それを要求しているこの陳情書を、ぜひ皆さん採択するようにお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択です。陳情第3号 国に消費税増税を中止を求める意見書の提出を求める陳情書を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立少数です。よって、陳情第3号は不採択することに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。第7番加藤亮輔議員、どちらですか。

**第7番（加藤亮輔君）** 賛成です。

**議長（北澤禎二郎君）** はい。

**第7番（加藤亮輔君）** 陳情第4号に賛成の立場で意見を述べます。

まず、第一に、この秋に消費税率の引き上げることにより経済の悪影響です。内閣府は1月の景気動向指数により、景気足踏みから下方への局面変化と基準判断を引き下げました。共同通信が今月9日、10日に行った世論調査では景気の回復は実感せずとの回答が84.5%に及んでいます。また、景気減速懸念でベア前年割れが相次いでいます。

こんな状況のもとで消費税を増税すれば、消費不況がさらに進めることになり、来シーズンの国内スキー客もきっと減少するでしょう。

第2に、消費税には逆進性という根本的な欠陥があります。そもそも税の徴収は応能負担が原則

です。消費税は収入に関係なく一律に課税されるわけですから、収入の少ない人ほど税負担が重く、逆進性を持っています。

また、複式税率の恩恵は高所得者ほど多くなるという試算もあります。消費税率8%の段階で年収2,000万円以上の世帯における消費税負担率は1.5%、同200万円未満の世帯は8.9%と4.7ポイントの差です。しかし、消費税を10%にした場合、年収2,000万円以上の世帯は1.8%、200万円の未満の人は10.5%とその差は8.7ポイントと広がります。

第3に、税の集め方と使い方の問題です。先ほども述べましたが、金持ち優遇税制は見直すべきです。所得が1億円を超えると税の負担率がだんだん下がります。富裕層は株の配当や売買所得が多いので、こういうことになるのです。この証券優遇税制をただせば1.2兆円の財源が生まれます。

次に、大企業が負担している法人税の実質税率が10%であるのに対し、中小企業は18%です。大企業優遇をやめて中小企業並みの法人税を求めれば4兆円の財源が生まれます。来年度予算で軍事費は6年連続増額で5兆5,000億円、1基2,000億円も超えるイーゴス・アショア、1機150億円のF-35ステルス戦闘機とか、不要不急な大型工事これらを見直すべきです。

以上述べまして、陳情書をぜひ採択してほしいとお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に答弁はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択です。陳情第4号 消費税10%への増税中止を求める意見書提出の陳情を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立少数です。よって、陳情第4号は不採択することに決定いたしました。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。どちらですか。

**第7番（加藤亮輔君）** 賛成です。

**議長（北澤禎二郎君）** 第7番加藤亮輔議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 陳情第5号に賛成の立場で意見を述べます。

全国知事会の米軍基地負担に関する提言の実現を求める陳情が委員会で不採択となりましたが、この陳情は地域の発展のため幅広い分野でさまざまな活動を行っている阿部長野県知事も含む47都道府県の知事で組織する、全国知事会が平成28年から調査を行ない、まとめた内容です。

全国知事会が2年間の研究を経て、38ページに及ぶ報告書をまとめたものです。この報告書をもとに、平成30年8月に全国知事会は米軍基地負担に関する提言を政府に提出しました。しかしながら、政府はいまだにその地位協定の見直しをやろうとしていません。

ドイツやイタリアなどでは、政府の働きかけで地位協定が何度も見直され、犯罪、事故、事件などの調査権がその国の司法、警察に戻され、国内法が米軍や米軍基地内にも適用されるようになって

ています。

今回の全国知事会の提案は米軍基地の廃止や縮小を求めるものでもなく、日米間の今後の円滑な国際関係を維持するものと言えるものです。この全国知事会の提言を求めることは国民、村民として当然の行動です。

このような同趣旨の陳情は、全国の自治体及び長野県議会、長野市議会を初め、多くの自治体で、また大北地域では、大町市議会、池田町議会も12月議会で満場一致で採択されています。

白馬議会だけが不採択ということになれば、白馬議会の見識が疑われます。この本会議でもう一度、その意のあるところを酌み取って採決されることをお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。陳情第5号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の実現を求める意見書提出を求める陳情を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立少数です。よって、陳情第5号は不採択することに決定いたしました。

陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第7号 辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることを鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議についての件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、陳情第7号は趣旨採択することに決定いたしました。

ただいまより5分間休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時38分

**議長（北澤禎二郎君）** 続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長（太田正治君）** 平成31年度第1回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案7件、陳情2件です。

審査の概要と結果を報告いたします。

議案第3号 村道路線の認定について。

路線名は、村道2270号線の起点、白馬村大字神城24706番地2先から、終点、白馬村大字神城24706番地3先を村道路線に認定するものであります。

昭和54年に国道開通のため、村で代替え地としての土地を提供したが、この土地の取りつけ道路が狭かった。このたび道路幅を確保した土地を提供していただき、村道として認定したいものであります。

この路線は、行きどまりになっているが、将来、今ある村道につながる予定かとの質疑があり、村道につなげていく予定であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号 村道路線の変更について。

路線名は村道2140号線で、起点、白馬村大字北城5215番地3先から、終点、白馬村大字北城5002番地3先で、起点変更をするものであります。

従来の建物は接道できるのかとの質疑があり、認定外道路で接道されていると答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第4号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 村道路線の廃止について。

村道2160号線、起点、白馬村大字北城9460番地先から、終点、白馬村大字北城9460番地先。場所は、二股発電所手前から南股側上流への道路を村道から廃止するものであります。

上部に温泉の源泉があるが大丈夫かとの質疑があり、中電の管理道路であるが、国土交通省が管理しているので問題はないとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、学校教育法と技術手法の改正に伴い、水道法施行規則の改正が行われたことから、水道法施行規則の条文を引用している箇所について改正するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第14号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）所管事項についてであります。所管する課ごとにご報告申し上げます。

初めに農政課関係です。

山地づくり対策事業、需用費及び使用料、賃借料各15万円の減額。経営所得安定対策等推進事業費の中で捻出できたことから減額するものであります。

特産品事業、特産品開発団体支援補助金等50万円の減額は、年度末までに申請見込みがないことから減額をするものです。

農地集積協力金交付事業、昨年度実績により予算計上したが、申請や相談がないことから130万円の減額、青年就農給付金交付事業112万2,000円の減額、受給者の所得額の確定に伴う減額で350万円を超えた場合は給付停止となります。

ほ場整備事業の整備事業等負担金350万円の減額は、平成30年度の事業費が5,000万円で確定したことに伴い、地元負担金17.5%を減額するものであります。

白馬村土地改良区より12.5%分の受益者負担金としていた分も250万円の減額、起債についても白馬村負担5%分の9割が起債対象であるため、90万円の減額をするものであります。

農林業費の林業振興費、林業振興林道補修事業、消耗品15万4,000円の増額は、ペレット315袋分であります。

有害鳥獣被害対策事業、有害鳥獣被害対策実施隊員報酬の60万円の増額は、春から夏において、昼夜を問わず熊の出没が多発し、出勤がふえたため不足分を補正するものであります。

現年発生林道施設災害復旧工事252万2,000円の増額は、30年9月上旬の台風24号の豪雨により、林道細野線の上部で崩落と地盤沈下が発生し、通行止めを余儀なくされましたが、山岳観光のトップシーズンでもあり、簡易な工事により通行できる状態にし、一般単独災害とし、補正を計上するものであります。

農政課の質疑に入り、圃場整備事業の補正が再び5,000万円に減額されたが、村の財源はどこで見たのかとの質疑があり、7,000万円から5,000万円に下がって17.5%で再計算をし、350万円減額となるもの。当初8,000万円の予算から国で7,000万円の内示があり、さらに2,000万円減額され、5,000万円となったものであります。国の査定で切られるのを前提に上乗せしていましたということです。17.5%のうち5%を村で、12.5%を土地改良区で見ますと答弁がありました。

ペレットを仕入れ価格で販売しているが、人件費がかかるので手数料を上乗せして販売する必要があるのではないかと質疑があり、村民からの要望であり、販売業者がないので同額で扱っているとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

続きまして、観光課関係です。

歳入で、村債、観光債4,950万円の減額、地方創生推進事業で、当初の予定ではハード事業については村の負担分の10分の9に地方債を発行し、その30%を交付税措置とする予定でしたが、検討の結果、村負担分を起債とせず、特別交付税の交付対象とするほうが、村の実質負担額



が少なくなることが判明したので、地方債の発行を行わないこととし、一般補助施設整備等事業債4,950万円を減額し、その分を一般財源とするものであります。

歳出では、観光総務費、一般職給料の187万8,000円の減額は、職員1名の退職によるものであります。

観光施設整備費、山岳観光施設維持補修事業79万1,000円の減額は、頂上宿舎地下タンクの点検ができなかったための減額と、頂上宿舎地盤調査業務調査回数の減少によるものであります。山小屋貸付収入50万円の減額は、昨年同様、天狗山荘営業不能による減額であります。

観光課の質疑で、交付金事業の減額の理由はどの質疑があり、総務省との協議で優遇措置のある特別交付税の対象として一般財源に変えたものと答弁がありました。今後も続くのかとの質疑があり、今後については審査が必要との答弁がありました。

討論はありませんでした。

続きまして、建設課関係です。

道路維持費の除雪委託料3,500万円の増額、住宅管理費300万7,000円の減額は、白馬団地の改築計画をしたが、ほ場整備事業計画との関係で再度計算をし直すための減額、克雪住宅普及促進事業補助金は、申し込みがなかったため60万円の減額です。

建設課の質疑では、白馬団地の今後の予定はどの質疑があり、改築計画を立てていたがほ場整備事業計画の中で、道路計画と調整して再度計画を見直していきたいと答弁がありました。討論はありませんでした。

上下水道課関係です。

公共下水道事業費、下水道事業特別会へ計繰出金770万7,000円の減額であります。

質疑、討論はありませんでした。

各課の審査が終わり、全体を通しての討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第8号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、総額を8億6,300万6,000円とするものであります。

下水道区域外流入分担金に296万7,000円の増額、一般管理事業で認可申請書作成業務委託料を、239万8,000円を減額し、指定工事店補償還付金を18万円増額するものであります。指定工事店補償還付金の増額は、30年度において指定工事店登録の更新となる16社のうち、2社が更新しないことから補償金を還付するものであります。

質疑に入り、認可申請書作成業務委託料の減額はどの質疑があり、下水道区域認定の変更については、5年後に行なうよう県から指導を受けたためと答弁がありました。

討論がなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第19号 平成年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）。

収益的収入、営業収入に890万円を追加し、収益的支出の営業費用を108万5,000円減額するものであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,637万8,000円に改め、資本的収入の負担金510万円を追加し、資本的支出、建設改良費の591万7,000円を減額するものであります。

収益的収入890万円の増額は、水道使用料を570万円増額し、その他、営業収益の加入分担金は上水道への新規加入件数の増加により320万円増額するものであります。今年度は63件ありました。

収益的支出、浄水費228万1,000円の減額と、賞与等引当繰越額を5万7,000円増額し、修繕費208万円、薬品費25万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

資本的収入、工事負担金510万円の増額は、県道白馬岳線道路改良の支障となる水道設備の移転補償費として440万円を予定していたが、長野県予算の関係から配水管布設替え工事に変えて、バイパス管設置の架設工事を実施したことから、県による補償費の再算定の結果、510万円増額するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第2号 姫川上流漁業協同組合に対する指導事業補助金の継続交付に関する陳情書。

受理年月日、平成31年1月29日、提出者、姫川上流漁業協同組合代表理事組合長、高橋賢一であります。

陳情の趣旨は、現在の指導事業補助金を、平成31年度以降も引き続き交付を求めるものです。できれば、各村とも組合員賦課金1人4,000円の合計額、約194万円の15%相当の30万円に増額をお願いするものです。

質疑に入り、今まではどのくらい金額を出していたのかとの質疑に、3年間で年15万円、また小谷村では10万円、2村の衛生関係で5万円が出ていたとの答弁がありました。本年度の予算は、稚魚の放流で予算を計上したのかとの質疑に、当初予算に計上されていない。震災による影響として15万円の3年間は終了しており、住民課で5万円を環境整備として3年間新たに交付したとの答弁がありました。

討論では、拇池で灯油放流事故があり、前年程度の15万円かどうか、また15%の根拠が不明であり、趣旨採択をしたいとの討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第2号は趣旨採択すべきものと決定

いたしました。

陳情第6号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書。

受理年月日、平成31年2月15日、提出者、一般財団法人日本熊森協会会長、室谷悠子であります。

陳情の趣旨は、人工林をつくり過ぎてしまったことは、私たちだけでなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って林業採算のとれない放置人工林は、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻していくべきであると陳情します。

質疑に入り、災害に対する予防はどうか、行政側に聞いたところ、皆伐となると災害に影響するし、私有林の造林として勝手にできないので、混合林となるのではとの答弁がありました。経営管理法についてどうかと行政側に聞いたところ、管理は広葉樹へ切りかえていく、との答弁がありました。

討論では、採択してもよいのではという意見があり、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第6号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、産業経済委員会の報告を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第3号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第4号 村道路線の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第5号 村道路線の廃止については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第14号 白馬村水道事業に係わる布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第2号 姫川上流漁業協同組合

に対する指導事業補助金の継続交付に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、陳情第2号は趣旨採択することに決定いたしました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第6号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第8号)については、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

#### △日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。予算特別委員長より報告を求めます。第11番津滝俊幸予算特別委員長。

**予算特別委員長(津滝俊幸君)** それでは、予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

予算特別委員会は、3月4日から8日まで5回開催され、質疑・討論・採決を行ないました。

審査内容について報告します。

まず、議案第21号 平成31年度一般会計予算について、歳入歳出予算総額は63億1,700万円、前年度当初予算と比較して2億7,000万円、4.5%の増です。

歳入では、自主財源となる村税や繰入金、諸収入などで25億2,049万円、依存財源として地方交付税や国・県支出金、村債などで37億9,650万円です。昨年度同様、それらの財源の増額は見込めず、不足分を補うために基金からの繰り入れや村債の発行額を増額しなければならない状況で、厳しい財政状況です。

歳出では、地方創生推進交付金事業や新防災情報発信システム事業など、新規ハード事業やウイング2 1 屋根修繕工事、白馬高校支援事業、道路改良事業などの費用が増加している状況で、神城断層地震の災害復旧のあった3年前とほぼ同額の規模となっています。

予算編成の基本的な方針は、4年目となる第5次総合計画及び総合戦略の確実な推進、地区懇談会等による住民の声の反映、健全な財政運営のための経費の削減と自主財源の確保など、納税者の視点に立った行財政改革の推進、村長公約である子育て支援や地域振興対策などの喫緊の行政課題への対応、歳入の的確な確保と新たな財源の創出とされ、将来を見据えた投資を推進する予算編成とされています。

重点的に取り組む事業を中心に審査を行ないました。各課ごとに質疑、意見について主なものを報告します。

総務課関係です。

電気の供給事業者が変更になったとの説明だが、変更理由と新たな事業者名および中部電力との今後の関係について質疑があり、変更の理由については、電力使用量が従前の契約者である中部電力と比べて、新たな電力会社エネリンクのほうが大幅に減額となるため、本年度より契約更新をした。ちなみに高圧・低圧を含めて年間約760万円程度が削減される。中部電力とは災害時の連携協定や無電柱化などお世話になっていることも理解し、削減理由を説明した上で、中部電力も含め各社から電気料金の見積もりを取り直した結果、新たな電力会社との契約に至ったと説明がありました。

新防災情報発信システム導入事業について質疑があり、事業概要は、現在使用中の同報無線の電波の使用期限が近く切れることにより、デジタル対応にしていくもので全体事業では3億円余りを予定している。そのうち31年度は2億3,667万円を予算計上している。財源は村債と一般財源を充てる予定。現在、2種類のシステムを検討中で、それぞれにメリット・デメリットがあり、費用やシステムの内容を十分、比較検討をしていくと説明がありました。

次に、税務課関係です。

外国人所有の固定資産税などの徴収について質疑があり、国内には納税管理人を置いてもらうよう指導し、徴収している。また、専門に委託職員を1名配置し、海外の連絡先や住所を調査し、滞納にならないよう対処している。国保税については、とてもよい制度だと理解してもらっているなどの声を外国人利用者から聞く。納税に対する徴収制度や法を理解してもらえよう努めていると答弁がありました。

次に、健康福祉課関係であります。

デマンド乗合タクシー運行事業の拡充について質疑があり、31年度において両者の要望する最終便運行時間の変更や、土日・祝日の運行の需要を見極めるために、5月から10月までの間、実証事業を実施していくと説明がありました。

また、次年度は民生児童委員の改選の年で、1名増員となっているが、どこの地区か、との質疑があり、名鉄地区で1名選出してもらおうと答弁がありました。

保健予防事業では、新たに風疹予防の抗体検査と予防接種が行われるが、その内容について質疑があり、現在、全国的に風疹が蔓延しており、妊娠期に感染すると出生児に障がい起きることから、感染拡大の防止のために抗体保有率の低い39歳から59歳までを対象に抗体検査をし、予防接種をしてもらう事業。検査は各医療機関、または特定健診及び各会社の医療健診で受けしてもらい、予防接種の必要な人は各医療機関で接種を受けてもらうもの。また、新規事業で妊婦歯科検診を大北管内の医療機関にお願いをし、行なう予定と説明がありました。

農政課関係について。

去年は、神城地区において農業用水が不足したが、次年度においてその対策と将来的にはどうしていくか、質疑があり、ここ数年の水不足の状況や今シーズンの降雪状況について大変懸念している。土地改良区としては、姫川からのポンプアップに頼るところが大きい。取水口の泥上げや整備、ポンプの稼働時間の延長を考えている。また、31年度は県の補助により三日市場城史跡の入りの宮貯水池の余り水を利用した改修工事を考えている。予算的な制限があるが、抜本的には、ため池や井戸水が必要と考えていると答弁がありました。

建設課関係について。

立地適正化計画策定事業について質疑があり、今後、少子高齢化がさらに進むことを鑑み、人口が減少しても生活の拠点となる場を確保し、暮らしやすさを維持向上するための計画を策定する事業で、31年、32年の2カ年にわたって行なうもの。事業費は656万円計上し、財源は2分の1の補助金と一般財源で対応するもの。計画策定に当たっては、専門業者へ委託して行ない、業者選定は入札またはプロポーザルにおいて選定すると説明がありました。

住民課関係について。

粗大ごみ処理について質疑があり、31年度からは松川バタで行っている粗大ごみ処理は、村直営方式から業者直営方式とし、金属類などの売り払い諸収入がなくなる。利用者に対し、1人、参考価格などの表示や当面の間、職員を配置して便宜を図っていくと説明がありました。

観光課関係についてです。

地方創生交付金について質疑があり、予算総額は3億8,440万円で、事業概要は「世界ナンバー1スノーリゾート」と、「通年マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業では、FWT大会の負担金1億円、グリーン期のPRに1,000万円、バックカントリー安全対策に290万円、トレイルランコースの整備に100万円、山案内人組合100周年や、3市村DMOの負担金に400万円、インバウンド二次交通研究に150万円、ソフト事業に使用し、合計1億1,940万円を計上している。

「Hakuba Valley世界に冠たる通年型マウンテンリゾート」グランピング等魅力増進

事業、いわゆる「スノーピーク白馬」等の事業連携の5カ年計画の2年目となり、ハード事業の補助金2億2,000万円、ソフト事業に4,500万円計上している。ハード事業においては、商業施設の本格的に建設工事が始まり、来年3月の竣工予定、ソフト事業は、グランピングアクティビティのテストマーケティングやプロモーション、商業施設の開業準備費に充てられる予定で、詳細は今後、関係者と詰めていくと説明がありました。

また、財源内訳は国からの交付金2億3,250万円、一般財源は1億5,190万円で、地代については地方交付税措置により、最大1億2,540万円を見込んでいくと説明がありました。

意見においては、観光地経営計画に基づくアンケート調査について、毎年行なっていく必要性や調査方法の工夫、二次交通は観光者への配慮も重要だが、地域の足として活用していく計画とすべき。観光客負担金のさらなる精査と事業検証、サイクルツーリズムに向けたハード事業の推進、庄屋丸八の指定管理についての見直しや、建物売却の検討、「A l p s 花三昧」事業の見直しなど、多数の意見がありました。

子育て支援課関係についてです。

新規事業の放課後子ども教室事業について質疑があり、予算は97万円で事業概要は放課後の居場所づくりの一つとして、放課後子ども教室を開設し、全ての子供たちに対して学校の空き教室や体育館で、学習支援や多様なプログラムを実施するもので、試行的に北小学校において行なう予定。主な経費は指導者賃金や保険料です。財源は村負担93万円、利用者負担は保険料のみで、1人800円の50人を見込んでいくと説明がありました。

また、子ども・子育て支援サービスにおいて、次年度より新生児を対象に非常時のミルクなどの入った防災セットを赤ちゃんプレゼントとして用意するとあわせて説明がありました。

教育課関係について。

学校給食センター事業について、公会計化や一部無償化について質疑があり、これまでの各学校において徴収していた学校給食費を公会計化していくもので、専門に職員を給食センターに置き対応していく。また、給食費の一部無償化は、白馬村小中学校に在籍する第3子以降、小学校1年生から高校3年生、18歳までの子供を3人以上養育しているときの給食費を無償化していき、子育て世帯の負担軽減を図るもの。その財源には、ふるさと白馬を応援する基金から約426万円を予定していると説明がありました。

また、同センターに生ごみ処理機の導入について357万円を考慮しており、システムについては最終的に水まで分解する方法や、堆肥化にする方法を検討中とあわせて説明がありました。

少子化により、白馬村においても小学校を統合していかざるを得ない状況である。また、どちらの小学校も建設から間もなく50年以上の経過年数で、老朽化が進んでおり修繕費もかかり始めてきた。いずれ近い将来、新築していくことになる。そうなればそれなりに多額な費用も必要となってくる。今から基金積立を計画的にしっかり行っていくべきと意見がありました。



生涯学習スポーツ課関係です。

文化財保護事業として、神城断層地震の保存について質疑があり、北城森上地籍において活断層部分が地表面に現れた箇所を文化財として後世に残すため、測量やトレンチ調査等を信州大学に委託するもので、用地買収費用100万円を含めた344万円を事業費として見込んでおり、財源には、ふるさと白馬を応援する基金を使用すると説明がありました。

「ウイング21」雨漏りによる屋根修理に多額の費用をかけ直していくが、これを最後としてほしい。また、施行業者には、今後、工事ミスなどにより同様の事案が生じた場合、補償をしてもらう対策をとるべき。さらに同工事に大きな足場を組むので、まだら模様になっている屋根塗装も同時に行なったほうがよいなどの意見がありました。

上下水道関係については、質疑がありませんでした。

全ての課ごとの質疑を終結し、討論に入り、討論では31年度一般会計予算において、63億円という大型予算となっているが、地域住民からの強い要望の出ている公共交通の整備など予算化されていない。また、それぞれの事業内容においては、十分検討されておらず不明な点が多い。よって、この予算には反対すると反対討論がありました。

他に討論はなく、委員長から各委員全員に対して、この予算に対しての所見を聞き採決に入りました。それぞれの所見については最後に述べます。

採決の結果、賛成多数により議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第22号 平成31年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてです。

歳入歳出予算総額は11億540万円で、前年比2,160万円の減額、国保制度の改革に伴い30年度から長野県が安定的な財政運営や、効率的な事業の確保等国保運営の中心的役割を担い、村は資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収の被保険者に身近な業務を担うことになった。

白馬村の国保被保険者の1人当たりの医療費は、平成28年度において25万6,100円で、県下では72位と依然低い水準である。今後は、後期高齢者医療制度への移行世帯が増えることから、現役世代の負担が増加すると予想される。また、財調基金残高が1億6,000万円超えとなったことを踏まえ、本年度、国保税の改定を行った結果、4方式課税を改め、資産割を廃止した3方式課税とし、総額で3%の減額改定したものを予算に反映したと説明がありました。

保険税の徴収強化対策として、最近急増している外国人加入者に対し、国保制度の趣旨と適正納付の勧奨を行なうことによって、収納率向上を図っていくことも説明されました。

質疑に入り、外国人による保険証の使い回しがあったと聞いた、その対策について質疑があり、病院からの通報により、そのような事案があったと承知している。今後は外国人利用者に、そのような使用をすると犯罪になると説明し、注意喚起のパンフレット等を作成し、防止に努めていくと答弁がありました。

討論はなく、慎重審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

議案第23号 平成31年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてです。

歳入歳出予算総額9,097万5,000円、前年度比1,667万5,000円の増、質疑、討論はなく、慎重審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 平成31年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてです。

歳入歳出予算総額442万1,000円、前年度比44万7,000円の増額、歳入においては、野平処理区の使用料及び手数料の消費税率の改定見込み、繰入金は一般会計から349万9,000円計上されています。

歳出においては維持管理費や処理施設運転管理料が425万6,000円、借入金利子に180万円が主なものです。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 平成31年度白馬村水道事業会計予算についてです。

この予算の概要については、水道事業収益は3億1,529万9,000円で、前年度比540万4,000円の増額。水道事業費は2億8,059万円で、前年度比803万3,000円の増額です。水道施設の維持管理、料金徴収業務に係るものが主なものです。

資本的収入は4,960万8,000円で前年度比3,710万1,000円の増額、理由は県道2路線の改良工事に伴う水道施設移設補償費として県から1,846万円、企業債2,440万円が主なものです。

資本的支出は1億2,793万8,000円で、前年度比1,803万6,000円の増額です。県道改良に伴う設計委託料及び工事に3,773万円が増額の主な理由です。資本的収入額が資本的支出に対して不足している額、7,833万円は損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的支出調整額で補填されます。

県道改良の場所について質疑あり、二股浄水場下部の道路及び堀之内反田橋と説明がありました。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 平成31年度白馬村下水道事業会計予算についてです。

予算の概要については、公共下水道事業は31年度より地方公営企業法の適用を受けることから、今までの特別会計から公営企業会計に移行される初年度となります。

下水道事業収益事業費用は5億6,934万3,000円で、使用料は1億9,170万1,000円、一般会計からの補填金1億5,022万4,000円、長期前受金戻入2億2,600万4,000円が主なものです。費用は、管渠及び処理場の維持管理、使用料の賦課徴収業務に係る経費で、浄化センター運転維持管理委託料3,411万7,000円、脱水汚泥処理委託料1,579万4,000円、ポンプ修繕費など434万5,000円が計上されています。

資本的収入は4億7,261万8,000円、一般会計からの補助金2億3,485万円、県道改良工事に伴う移転補償費2,536万8,000円のほか、企業債1億6,490万円が主なものです。

資本的支出は6億988万3,000円、県道改良工事設計委託料工事費4,187万8,000円、浄化センター長寿命化計画に基づく工事費8,500万円、長期償還元金4億6,954万円が主なものです。

県道改良工事の工期について質疑があり、県からは渇水期となる当期の工事と説明がありました。慎重審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、予算特別委員会の総括で、各委員から予算全体についての所見を聞きました。各事業計画や行政計画策定業務について、委託案件が多いように思う。村民要望に応えるため職員のマンパワー不足のあることも承知しているが、中には行政計画の策定の目的や意味を理解していない職員もいて、丸投げの委託案件もあった。みずから計画をつくっていくことは、その過程において内容を理解することや、その先にある理想とすべき村の姿を想像するなど、職員教育と人材育成に資することだと思う。今後、その点については十分留意していただきたい。

災害関連を除けば、長野オリンピック以来の大型予算で、下川村長の公約である停滞から前進となる村民からの要望をかなえていく結果のあらわれであると思う。また、その反面、公債費がかさむなど将来に不安を残すことがないように、今後も十分、行財政改革に努めていただきたいなどの意見がありました。

以上、予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（北澤禎二郎）ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） まず、原案に反対する方の発言を求めます。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。反対理由を述べます。

村の予算というものは、そこに住む村民の生活と命を守り、暮らしの向上のために使用すべきです。十数年前から要望があった村内の二次交通の整備がやっと認められ、昨年726万円の予算を組み、地域公共交通網形成計画策定のための公共交通検討委員会を立ち上げ、検討をしてきました。

村民の意見を聞くためにアンケートを実施し、アンケート結果は43%の村民が新しい公共交通の整備を熱望し、76%の保護者が通学バスの運行を希望していることがわかったはずですが。しかし、31年度予算では公共交通及び通学バスの運行に関する予算は1円も計上されていません。それに引き換え、ナイトシャトルバス運行費の増額、花三味バスの増額が計上されています。

この村で生活している人は誰なんですか。将来この村を支えていく人は誰なんですか。観光客で

すか、住民ですか。村長を初め、職員の方は村づくりの基本を勘違いしていると思います。誘客事業を優先して村民の要望を後回しにすれば、その村は長続きしないと思います。

観光客は何を求めて旅行するのか考えたことがありますか。スキーをしたいと白馬へ来る人、グレンデのよさや雪質を求めて2度、3度とやってくるでしょう。グリーン期はどうでしょうか。風光明媚なところは、また、おしゃれなところは日本中にたくさんあります。白馬だけ及び白馬バレーだけを観光資源にする物見遊山的では長続きしないと思います。旅行者は自分の土地にない異質なものを求めてやってくるのです。「この土地の人は明るいなあ、情けがあるなあ、うちの近所と違って子供は元気だ、目が輝いている、なぜだろう」と疑問を持たば、何回も訪れるんです。

私が言いたいのは、村民一人一人、村民の暮らしそのものが観光資源なのです。短絡的にナイトシャトルバス、花三味バスの増発ではなく、村民が利用しやすい循環バスを基本に考えて、観光客の利便性を考えることを行なうべきです。

そのためにも、上から舞い降りてくる事業に惑わされることなく、また不用・不急な事業を見直し、村民要望をよく聞き生活しやすい地域づくり事業、村民が元気になる事業を優先する予算を組み立てることを行なうべきだと考え、今年度の予算に反対します。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に賛成する方の発言を求めます。3番田中麻乃議員。

**第3番（田中麻乃君）** 3番田中麻乃でございます。議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成31年度予算においては、重点的に取り組む分野として4つの基本目標を定めております。そのうちの2つの予算案について述べます。

1つ目に、安心してみんなが暮らせる村についてです。妊娠、出産から子育て期に至るまでの切れ目のない子育て支援の充実を図るため、放課後児童クラブの運営時間の延長や、子育て支援ルーム利用日の拡充、放課後の新しい居場所づくりのための放課後子ども教室開催、産前・産後ケアでの母乳相談券発行などが上げられます。

これらの新規及び拡充事業は住民の声を反映させ、子育てしやすい村に向けて取り組む姿勢が見られます。また、災害発生時に備えた新たな防災情報配信システムの構築も、大規模災害への確実な備えをするという神城断層地震に学ぶ姿勢が伺われます。

2つ目に、一人一人が成長し、活躍できる村についてです。外国籍児童などの日本語教室サポート事業では、義務教育における児童や保護者の言葉の壁、学校生活におけるサポートとして、日本語学習指導員を新たに配置するといった支援体制の整備が上げられます。海外の移住者が多い本村の取り組みが、長野県の中でもモデル化されるよう積極的に取り組むことを望みます。

以上のように、一般会計予算編成方針、一部ではありますが、住民からの要望を反映させ村政発展のステップを目指した予算であると評価できます。一方で、少額事業にも将来負担となる起債を充てるなど、厳しい財政状況の中で複数の議員が指摘しているとおり、近年目立つようになった外

部のコンサル等に出す業務委託料の多さには賛成しかねるところがあります。

31年度予算の中では、特に実効性が疑わしいものとして、都市計画費に計上された立地適正化計画が上げられます。執行部は委託する業務の目的、必要性、金額妥当性、計画策定後の実行性をよく見極め、主体となるべきは職員であることの原点に立ち返り、安易に外部発注することなく、まずは立ちどまって庁内でよく検討してから、それでも必要と判断されたら予算執行していただくことを、特に要望し、賛成討論いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 最後に原案に反対する方の発言を求めます。第5番伊藤まゆみ議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 5番伊藤まゆみです。議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算に反対の立場で討論を行ないます。

先ほどの予算委員長の報告にもありましたように、神城断層地震から4年が経過し、災害復旧工事に関連する事業が終了しているにもかかわらず、予算規模は災害復旧工事で増加した規模とほぼ同じという状況であります。なぜそうなっているのかの状況説明はなく、財政運営に非常に不安を覚えます。

今後は災害復旧や給食センターなどの起債元金返済で公債費の増加が予想され、厳しい財政運営が求められるとの説明がありました。にもかかわらず新規事業である立地適正化計画策定をはじめとし、何を期待し、どう活用するのかが全く見えていない委託業務が目白押しで、その経緯や必要性、期待できる効果を住民に説明することは困難に思えます。

予算編成を見る限り、声高に叫ばれているPDCAサイクルが機能しているとは言いがたく、過去の事業を精査することなく編成されているようにしか見えません。

人口減少時代に入っている現在、少なくなる財源をどう活用するか、真に必要な事業を見極め選んでいくといった心構えや、未来の住民に負担を残せない、借金はしないと決意は、残念ながらこの予算からは見受けられません。起債残高は右肩上がりで、基金残高は右肩下がりという状況で、先ほどの議案第15号のノルウェービレッジの指定管理者にも見受けられるように、相変わらず業務委託や補助金に対する認識が甘く、足りなければ観光客に負担を強いればいいというような安易な考えで、今後の財政運営に対する危機感のない予算編成であるため、賛成することはできません。よって、この議案に反対いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 平成31年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 平成31年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 平成31年度白馬村後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号 平成31年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 平成31年度白馬村水道会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号平成31年度白馬村下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

村長より議案提出の申し出、同意案件の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、議会運営委員長より報告の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 付)

**議長(北澤禎二郎君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 配付漏れなしと認めます。

これより、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 議案第27号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。が、これについて採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに決定されました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

**△日程第3 議案第27号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第9号)**

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第3 議案第27号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長(吉田久夫君)** 議案第27号 平成30年度白馬村一般会計補正予算第9号につきまして、

ご説明をいたします。

見出し（繰越明許費）。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は第1表繰越明許費による。ということで1枚おめくりをいただきたいと思います。

第1表、繰越明許費の内容を事業名で若干ご説明申し上げますと、一般管理事業では会計年度任用職員制度に係る業務委託料、山岳観光施設維持補修事業は天狗山荘に係る工事請負費、村道改良国庫補助事業では国の補正予算の関係で防災安全交付金、オリンピック道路に関する経費、学校環境整備事業では国の学校施設環境改善補助事業としてエアコン設置に係る経費、災害復旧費として現年発生林道施設災害復旧事業の工事請負費、現年発生公共土木施設災害復旧事業、補助の経費でございます。

以上の合計額2億4,889万9,000円を次年度に繰り越しをしたいというものでございます。

説明につきましては、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第27号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第9号）についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第4 同意第1号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑・討論を省略し採決をしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

同意第1号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑・討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、同意第1号は委員会付託及び質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第4 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第4 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について



を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、北安曇郡白馬村大字北城7325番地、氏名、内川守代、生年月日、昭和28年6月28日。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

採決いたします。同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

**△日程第5 発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

**総務社会委員長（加藤亮輔君）** ご説明します。発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

請願第1号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりであります。

内容は、教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元することです。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書は、原案のとおり

決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準  
に戻すこと」を求める意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 発委第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を  
近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

総務社会委員長(加藤亮輔君) 説明します。発委第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当  
等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。

請願第2号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおり  
であります。

内容は、へき地手当及び僻地手当に準ずる手当の支給率を、僻地における教育の機会均等と教育  
水準の向上を図るため、都市部との格差をいわゆる総体的僻地性が一層拡大している実情を十分に  
把握し、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すものです。

なお、提出先は、長野県知事です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの  
水準に戻すこと」を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額  
を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

総務社会委員長(加藤亮輔君) 説明します。発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育  
予算の増額を求める意見書。

請願第3号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおり

であります。

内容は、1、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのために教育予算の増額を行なうこと。2、国の複式学級の学級定数を引き下げることの2項目です。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

これより報告事項に入ります。

#### △日程第8 議会運営委員長報告

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第8 議会運営委員長報告に入ります。報告を求めます。田中議会運営委員長。

**議会運営委員長（田中榮一君）** それでは、議会運営委員会委員長の報告をいたします。

議会運営委員会では、平成29年度4月より通常の業務以外に、白馬村議会基本条例の検証業務を議会改革である議会改革について審査をまいりました。

それで、次の事柄について議員の合意により白馬村議会としての申し合わせ事項となりましたので、報告をいたします。3つあります。

1つ目、白馬村議会と村民との意見交換会実施についてを。2つ目、白馬村図書室期限についてを。3つ目、白馬村議会災害対応方針について、とこの3つであります。

次に、白馬村請願、陳情要綱5、白馬村例規集掲載についてと、自由討議要綱策定については、次期委員会に委ねることといたしました。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第8 議会運営委員長報告は終了といたします。

#### △日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △日程第11 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成31年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月4日に開会をして以来、本日まで17日間にわたり平成31年度一般会計

予算を初め、条例改正などに慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

特に、議決をいただきました新年度の各予算につきましては、村民の生活・福祉の向上のため、重点事業を中心に適正に執行をさせていただきたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、村民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

白馬村では、4月1日よりこれまでの白馬村行政公式ホームページを一新いたします。村民の皆様への情報提供手段として、「広報はくば」とともに、村ホームページの充実は大変重要な役割を担っていると考えております。より見やすく、より親しみやすく、よりわかりやすい情報の提供を行なってまいりますので、今後とも村民の皆様のご意見、ご要望をぜひお寄せ下さるようお願いいたします。

平成最後の定例会、そして、間もなく平成という時代が幕を閉じようとしております。この30年、地方を取り巻く環境は大きく変わりました。近年では、地方に光が当たり、地方創生が叫ばれるようになった一方で、都市部への一極集中による若者の流出や、少子高齢化による地域の活力低下など、さまざまな課題の解決に直面しております。

新たな時代への幕開けを迎える記念すべき年に当たり、先人がひたむきに築き上げてきた歴史の重み、貴重な自然景観への思いといったものも大切にしながら、ここに暮らす村民のために、さらに尽力する所存であります。

議員各位におかれましては、健康には十分留意をされ、村政の発展と住民福祉向上のため、ご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** これをもちまして、平成31年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時01分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 3月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員